

第四百回 参議院商工委員会會議錄第三号

昭和六十一年三月二十日(木曜日)
午前十時二分開会

委員の異動

二月十七日

辞任

久保 亘君

補欠選任

福岡 知之君

出席者は左のとおり。

委員長

下条進一郎君

理事

前田 勲男君

松岡 壽男君

福岡 知之君

市川 正一君

委員

岩本 政光君

佐藤 栄三郎君

高橋 栄三郎君

松尾 官平君

梶原 敬義君

浜本 万三君

田代 富士男君

伏見 康治君

井上 計君

木本 平八郎君

国務大臣

渡辺 美智雄君

平泉 渉君

通商産業大臣
(経済企画庁長官)

政府委員

公正取引委員会
委員長

高橋 元君

公正取引委員会
事務局経済部長

経済企画政務次
官

経済企画庁調整
局長

経済企画庁物価
局長

経済企画庁調査
局長

通商産業政務次
官

通商産業大臣官
房長

通商産業大臣官
房総務審議官

通商産業省通商
政策局長

通商産業省貿易
局長

通商産業省産業
政策局長

通商産業省基礎
産業局長

通商産業省機械
情報産業局長

通商産業省生活
産業局長

資源エネルギー
庁長官

資源エネルギー
庁公益事業部長

中小企業庁長官

中小企業庁小規
模企業部長

常任委員会専門
員

防衛庁装備局管
理課長

説明員

厚谷 襄児君

熊谷 弘君

赤羽 隆夫君

斎藤 成雄君

丸茂 明則君

大坪 健一郎君

児玉 幸治君

鎌田 吉郎君

黒田 真君

村岡 茂生君

福川 伸次君

岩崎 八男君

杉山 弘君

浜岡 平一君

野々内 隆君

山本 幸助君

木下 博生君

照山 正夫君

経済企画庁調整
局財政金融課長

外務省アジア第
二課長

外務省北米局安
全保障課長

外務省経済協力
局政策課長

外務省経済協力
局有償資金協力
課長

大蔵大臣官房企
画官

大蔵省国際金融
局短期資金課長

農林水産省農畜
課長

農林水産省畜産
課長

農林水産省畜産
局長

食糧庁管理課企
画課長

水産庁漁政課水
産流通課長

労働省職業安定
局長

労働省職業安定
局高年齢者対策部
企画課長

大塚 功君

小林 秀明君

岡本 行夫君

林 暘君

榎 泰邦君

杉井 孝君

金子 義昭君

遠藤 竹次郎君

渡辺 好明君

日出 英輔君

竹中 美晴君

七瀬 時雄君

本日、の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○産業貿易及び経済計画等に関する調査
(通商産業行政の基本施策に関する件)

○経済計画等の基本施策に関する件

○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律
の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(下条進一郎君) ただいまから商工委員
会を開会いたします。

まず、理事の補欠選任についてお諮りいたしま
す。

委員の異動に伴い理事が一名欠員となっております
ますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員
長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議
ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(下条進一郎君) 御異議ないと認めま
す。

それでは、理事に福岡知之君を指名いたしま
す。

○委員長(下条進一郎君) 次に、産業貿易及び経
済計画等に関する調査を議題といたします。

前回の委員会において聴取いたしました所信等
に対し、これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○福岡知之君 最近の円高の問題あるいは貿易摩
擦をめぐる環境、さらには、けさの新聞でも円高
差益の取り扱いについて通産当局の見解が報道さ
れておりました。それらについて所信表明のさき
の大臣演説に絡めまして若干の質疑をいたしま
す。

まず最初に、アメリカにおきましては、特にこ
こ数年、なかならず昨年初頭からいわれる大幅な
貿易のインバランスを背景にいたしまして、かつ
てない保護主義というものの高まりが見られま
す。戦後世界経済の発展を支えてきた自由貿易体
制というものを維持することに大変困難な様相が
あらわれてきております。大臣の所信表明演説の
中でも、第二次大戦後の世界の発展の基礎をなし
てきた自由貿易体制を含めて国際的なシステムが
大きく変容しつつある。我が国の繁栄というもの

は世界の平和と繁栄なくしてあり得ない、そのよ
うな基本的認識に立つて国際経済社会の健全な発
展と国際システムの内滑な運営に積極的貢献を果
たしていきたい、こういう趣旨のことが述べられ
ております。

全く私も同感でございます、とするならば、
これから我が国は昨年七月のあのアクシオンプロ
グラムによる内需拡大という政策あるいは一層の
市場開放という努力、これを続けてきていくわけ
ですけれども、にもかかわりませず輸入の増大な
り、あるいはまたアメリカを初め各国が期待する
ほどの市場の開放という実効が上がっていないと
いうようなことから、なお今これらに対する海外
の非難が絶えないのであります、まずその一番
大事なアメリカの今日日本に対するそれらの姿勢
というものを、これについて大臣はどのように今感
じておられますか。またこれからの対処策等をも
含めてお考えをまず伺っておきたいと思ひます。

○國務大臣(渡辺美智雄) レーガン政権とい
うのは共和党なんです。共和党というのは農民が非
常に支持をしている。アメリカで最大の自由貿易
主義者というのは農民なんです、農家。世界一
の農産物輸出国はアメリカですから。そういうよ
うな背景もありまして、レーガンさんはもう就任
当時から非常に強い自由貿易論者、そして哲学を
持っている方でありまして。

ところが、このアメリカの産業というものがい
ろいろあるのですよ、いろんな原因があるのです
が、結果的に非常に国際競争力が鈍ってしまった
、そういうようなことで、自動車などもデトロ
イトなどは四、五年前に大変な失業に見舞われ
て、一時失業者が非常に多く出た。景気が悪い、
まあテレビ関係なども、アメリカの純粋の資本、
経営者によるテレビの生産は本年からは一社しか
なくなる、あと五年たったらそれも全部純粋なア
メリカ資本のアメリカ経営というものは、カラー
テレビはもう全部なくなるだろうと言われており
ます。

自動車も非常にもうなくなつたと同じだ
し、オートバイも席巻されてしまった。自動車も
外国からどんどん入る、鉄も弱い、こういうふう
な状態になったものですから、国会議員とか、そ
の地方等には大変なショックを与えておつて、と
んでもない、このままではアメリカはもうだめに
なつてしまふという焦りがあつて、それで議員な
どが非常に地場産業を守るといふ、そういう
観点からいろいろな動きが出ておつて、失業や
不景気、その他は自分たちの政策が悪かつたとは
言わないのです。反省もしておりますが、主と
して日本等がどんどん売り込んでおつて、そのた
めにこういうことになつてゐるんだから、しかも
日本などは、政府とそれから民間と一緒にやつて
日本列島輸出株式会社ぐらいでやつてゐるのでは
ないかという認識を持っておつたことも事実なん
です。

したがって、日本に対する市場開放の一層の要
求というものが大変強くなつて、それがいろんな
保護立法の提案という形であらわれてきておるわ
けであります。市場開放の要求と、自分たちはと
てもそれだけではもうだめだから保護立法をいろ
いろやろう、それが現在の米国の姿である、と
そういうふうに私は思つております。

しかしながら、アメリカ政府としては、やはり
日米関係というものは非常に大切であつて、これ
をいい関係を保持していかなくちゃならぬ。したが
つて、日本政府に対してはより一層の市場開放を
要求してきてゐる。日本政府としても反省すべきこ
ろは反省をして、それで去年いわゆるアクシオン
プログラムをこしらえて世間に発表し、去年いっ
ぱいかかつて皆さんの御協力を得て関税の引き下
げを初め、認証基準の引き下げとか撤廃とか緩和
とか、そういうことをやつてきたわけでありま
す。関税の引き下げも当然のことです。

おることも事実でございます。ですから、我々は
やるべきものはちゃんと先進国家並みのことはや
らなければならぬ。それはやりましよう。しか
しながら、誤解に基づくところの摩擦があります
から、それは誤解をなくしてもらわなければ困る
わけでありまして、それは極力説明をして誤解の
ないようには我々は努力をしてゐる。

もう一つは、文化の差によるところの摩擦が私
はあると思ひます。これは私はかなり長期間にお
たつて尾を引くんじやないかと、なかなか理解し
にくいわけですから。だけど、これは忍耐強くや
はり説明をして説得をする。それから、彼らが日
本に輸出をしやすいように我々はお手伝いをして
おるわけですから、もっと日本の勉強をしてもら
つて、彼らにも輸出努力というものを大いにやつ
てもらふ。いろんなあの手の手、考えられるこ
とは皆やつて、要するに我々は貿易で食つていか
なければならぬわけですから、縮小均衡というの
でなくて拡大均衡で貿易というものを持っていく
というようなのが基本的な物の考え方でございます。

以上、お答えになつたかどうか分かりません
が、そういうような考え方の方で今後も進めてまい
りたいと思つております。

○補問知事 考え方はそんなに変わらないんで
すけれども、問題は今具体的に、より鮮明に効果
が上がるような、そういう措置をアメリカ側は日
本に求めている、期待をしていると思ふんです。
これは後ほどまた一、二お聞きしたいし、所
見も申し述べたいんですけど、今大臣がおっしゃ
つたように、私も昨年の秋の臨時国会の予算委員
会で、実は今大臣が触れられた中身に關連して、
総理にもあるいは当時の村通産大臣にもただし
たことがあるんです。今大臣がおっしゃつたでし
ょう、半導体にしても自動車にしても自動車にし
てもオートバイにしても、あるいは鉄鋼にしても
も、競争力をなくしちゃつてアメリカはあせつて
いるとおっしゃつたですね。私はその現象をアメ
リカの産業経済の一種の空洞化現象ではないのか

と。そして空洞化したテレビの生産を、日本のメ
ーカーが行つて現地で生産している。自動車もし
かりであります。あるいは半導体もこれから現地
生産が始まるという可能性を持つてゐる。何のこ
とはない、日本の企業がアメリカへ行つて、主要
な業種の生産のお手伝いをする。アメリカの企業
家、経営者というのは逆に海外にさらに生産拠
点を移す。メキシコにフォードが自動車工場をつ
つたり、あるいはIBMが半導体工場をつくつた
りする傾向が出てゐるというんです。

これは一体どういふふうな我々は理解をし、將
来に向けて判断をすることが必要なのかと。翻
れば、その姿がさらに拡大していくとするならば、
日本の側においてもこれは職場の輸出であり雇用
の輸出である。日本の中における仕事量と雇用を
確保する上でゆゆしき現象、事態が起こる可能性
がある。こんな話も実は予算委員会でしたことが
あるんです。結局、まあ後ほどお聞きしたいん
ですけれども、国際的な協調のための産業の構造調
整というふうなものまで総理の私的諮問機関を通
じて検討をさせてゐるというふうな状況です。か
ら、これからのアメリカと我が方との産業なり経
済の關係というものは、よほど政治的にも留意を
していかないとならない、そういう段階に至つた
んじゃないかと思つてゐるんです。

それは後ほどにまた譲るといたしまして、次に
お聞きしたいのは、そういうふうなアメリカ側か
らの輸入をふやすという努力を我々はしてきまし
たけれども、どういふふうな具体的な効果を上げ
てきたかということについて、概略をお聞きをし
たいわけなんです。

○政府委員(村岡茂生) 先生御案内のとおり、
昨年来輸入促進策につきまして金融、税制策を初
めといたしまして、主な日本の企業に対して輸入
促進を呼びかけたり、あるいはジェトロその他の
機関を通じて輸入促進のキャンペーンあるいは
はパザール等を開催する等、各般の輸入促進のた
めの努力をしてまいつたところでございます。
その効果につきましては、私どもといたしまし

ては、それはそれなりのかなり大きな効果があったものと一面では自負しておるわけでございます。例えば輸銀が創設いたしました製品輸入金融におきましては、昨年来ことしの三月までに約三千七百億円にも及びます製品類につきまして融資をいたしましたり、あるいは内談進行中のものがあつたりするわけでございます。あるいは百三十四社に對します輸入促進努力におきましても、まだ集計はいたしておりませんが、前年度に比べて数十億ドルに達する輸入の増額があらうかと思つております。

しかし、他面ではいろいろ私どもも輸入拡大について努力はいたしておりますが、しよせんお釈迦様のたなごころの中で踊っているような感が否めないのございまして、やはり大きな国際面、国内面におきます経済、特にマクロ経済のうねり、変化というもののうちのこまごまと認識しております。

と申しますのは、輸入総額という点に關しまして、当今の非常に大きな原油の価格値下がりというもののによりまして、我々の輸入努力、特に製品面での輸入努力にもかかわらず、総額といたしましては輸入額は減少している、こういう現実があるということをお知らせ申し上げたいと思ひます。

○福間知之君 具体的に、時系列でおととしに比べて去年どれだけ金額でふえたとかというようなことをあえてお聞きはいたしません。さほどアメリカ側が喜ぶほどの推移にはなっていない、こう思ふからです。

問題はこれからこれかなんでですね。今のお話の中にも原油の話が出ましたけれども、確かに大幅な値下がりが続いておりまして、量的に拡大しても金額面ではさほどふえないということもさることながら、去年の段階で私も指摘したのはアラスカ石油です。対日輸出、アメリカ側の態度は緩和しているんですか。

○政府委員(野々内隆君) アラスカ石油の中でクックインレットの油につきましては輸出を解禁す

るという方向で手続がされておりました、現地筋の予測では五月ごろにも入札を行い、八月ごろにも出荷が行われるのじゃないかというふうに言われております。ただ、アラスカ原油の大宗を占めますノーススロープにつきましては、議案筋はむしろ輸出を認めない方向というふうに向つておりますので、これはちょっとめどがついておりません。

○福間知之君 経企庁長官にお伺いしたいんですけれども、最近のアメリカの経済状況、向こう側のいろいろな経済紙だとか関係雑誌にちよつと目を通すと、いろんな見方が書いてあるんですけれども、このところ金利の値下がり、あるいはまた原油の値下がり、これがかなりいい影響を与えているというふうにも言われているんですが、現状と、少なくともことしこれからの見通しはいかがですか。

○政府委員(丸茂明則君) アメリカの経済は、ことしで景気回復拡大に入りましてから四年目を迎えております。この過去三年間を見ますと、前半一年半ぐらゐは非常に急速な回復をいたしましたけれども、八四年の半ばぐらゐから最近昨年までの一年半ぐらゐを見ますと、年率二%をちよつと超えるというふうな程度の緩やかな成長に鈍化をしております。

その鈍化をいたしました大きな原因を二つだけ挙げますと、一つは慎重な在庫政策を企業がとつたわけでございますけれども、その中でもやや在庫が積み上がり過ぎてこれの調整が必要になつたということが一つ、もう一つは、御承知のドル高によりまして輸出が減少し輸入がふえたという、いわゆる外需がマイナスになつたということでございます。国内の最終需要そのものは三%ないし四%という比較的堅調な伸びを続けていたわけでございます。

それで、今後の状況でございますが、今年につきましては昨年と違ひまして、今申し上げました二つのマイナスの要因が少なくとも小さくなるというふうに考えられます。一つは御承知のドル高

の是正によりまして、ある程度の時間はかかると思いますが、輸出入関係のマイナスの要因が小さくなる。それから、在庫投資につきましてはなかなか見通し困難でございますけれども、昨年末までに工業、製造業の在庫調整かなり進んでおりますので、これも去年に比べますとマイナス幅が小さくなる、場合によつてはプラスになるというところが考えられると思ひます。それに、今先生御指摘の金利が下がっているという状況、さらに最近では原油の値下がりということも加味いたしますと、ことしのアメリカの経済は緩やかな拡大を続けるというふうにも私も考えておりますし、成長率にしましては昨年をかなり上回るのではないかとこのように考えております。

物価は、ドルは下がっておりますが、安定をしております。ただ、經常収支、貿易収支につきましては、Jカーブ効果もございまして、なかなか急速に改善するということとは期待できないという状況と考えております。

○福間知之君 最近のニューズウィーク誌のある一部の記事によりますと、不動産抵当貸し付けの金利が九・五%、あるいはまたガソリンは一ガロン九十セント、約一リットル四十二円、こういう状況で、物価すなわちインフレも収束しつつあるんじゃないのか。住宅建設というものの非常に伸びがつかないのか。住宅建設というものの非常に伸びがつかないのか。住宅建設というものの非常に伸びがつかないのか。

が見込まれる、こういうふうにも指摘されております。そうだとすればそれは七〇年代の住宅ブームのときと同じ水準だということで大変好ましい状況に転換しつつある。しかし、失業率は六・七から七・三ぐらゐに若干の上昇傾向をとっている、こういうことで、明暗取りまぜて、だが今おっしゃる通りに徐々に回復しつつあるんじゃないだろうか、こういう予測がされているんですけれども。

だとすると、実はそうでなくてもJカーブ効果というものがまだ続いております、一月も二月もかなりの大幅黒字ということになっておるようですから、心配なのはさらに輸出ドライブがかかつて

いくんじゃないか、そうするとまた貿易摩擦で頭へ血が上るということを懸念するわけです。それだけに私はアメリカの経済回復はこれは好ましいことだし結構なことだけれども、貿易面で考えた場合に、一層の注意が必要だと、こういうことを申し上げざるを得ないんです。

これに對して政府当局もやはり本当に輸入の拡大ということをきめ細かく対応をいたしたく必要があるんじゃないかと。先ほどの貿易局長の話じゃないですけれども、昨年予算委員会でも赤澤理事長を呼んで、ジェトロの仕事は今や昔と違つて輸入拡大促進業務に集中する時代が来ていると。これは時代の要請ですから、あちらこちらで見本市をやりました成果も上げておられるようだけれども、こちらの輸出額に比べれば大きな格差があるものですから、これはなかなか困つたことだなというところで私も頭を痛めているわけでございます。あらゆる政策を集合させて、ことしはさらに一層のインバランスの緩和のために努力をしていかなきゃならぬ、そういうふうに思ひます。

そこで、所信表明の中におきまして、国際分業の推進あるいは積極的な産業調整政策、国際的な視野での産業政策の重要性ということを示しておられるわけですが、それらについて具体的に、はどうか取り組もうとされているのか御所見を伺いたい。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 具体的には特定産業構造改善臨時措置法というものがございまして、その適切な運用を図り、また技術面においては技術革新を促進しなかならぬ。ですから、昨年の十月に基盤技術研究促進センターというのが発足をいたしました。そういうようなところで今後の技術開発というふうなことに對してさらに進めてまいりたい、そう思つております。

○福間知之君 余り具体的なまだ中身はないようですけれども、産業構造審議会でもう少し具体的な何か検討をされているんじゃないか、そういうふうには思ふんですが。

それからもう一点、もう時間がありませんので、ついでにいわれる総理の私的諮問機関の経構研ですね、けさの新聞によると、総理が若干注文をつけた、最近の物すごい円高というもののピッチが速いものですから、少し経構研の方の考え方を練り直せという指示をしたということがあります。

これは通産省の所管しやありませんが、きょうは内閣審議室呼んでいませんし、知っている範囲で。産構審と経構研と似ているんですけども、同じようなものと同じようなことをやって一体どうなのかと、私たちは少し気にしているんですけども、そちらの方も希望的なものあればそれも含めて何か御所見ありますか。

○政府委員(福川伸次君) 御指摘のように、日本の経済は世界の中で調和をとりながら発展していかねばならないわけですが、そういう意味で言えば、日本の蓄積してまいりました技術力あるいは資本というものを世界の経済の成長にも役立てて、あわせて対外不均衡を是正していくということが必要でございまして、そういう意味では海外直接投資をもう少しふやすということも一つの検討の課題であるかと思っております。

先ほど御指摘になりましたように、しからば国内の産業が空洞化するという懸念が一方でございしますが、その点については今後の新しい発展分野、特にニューフロンティアあるいはハイテクノロジーというような表現がよく使われますが、そういう新しい発展分野を探索していく。そのためには、今大臣が御答弁申し上げましたように、基礎的なものも含めた技術開発ということを大いに進めて、そして日本の雇用の機会を拡大をしていくということが一つ重要になるかと思っております。

あわせ、内需を拡大するというのが非常に重要でございまして、日本のごとき貯蓄を国内の投資に結びつけていく、あるいはまた社会資本の充実に結びつけていくというような改革も必要であらうと思ひますし、さらにまたこれだけ価

値感が多様化してまいりますと、サービスに関する需要というものがふえてまいりますが、そういった第三次産業あるいはサービス産業、内需を中心にした第三次産業をふやしていく、消費をふやしていくという形につながる形で第三次産業というものをふやしていく、こういうことによつて日本全体のバランスをとっていくということが一つの方向であらうと思っております。

もとより雇用の問題は、トータルとしてバランスがとれましても、職種別あるいは機能別、年齢別、いろいろにミスマッチが生ずるわけですが、まして、これは大変大きな問題になるわけで、そういう意味では、これは長期構造的なものと取り組んでいく必要があらうということで、産業構造審議会では二十一世紀をにらんだ一つの方向を示されたわけがございまして、私どもとしてはそのラインに沿って、今後さらに新しい政策に結ぶつけていく研究に取り組みつもりでござい

ます。総理の私的諮問機関についての研究会のお尋ねでございしますが、私どもも、私的諮問機関の中で委員で御検討中でございまして、詳細は承知をいたしておりますが、聞きましますところによれば、恐らく四月の上旬にもお取りまとめになられる予定と聞いております。内容につきましては、私どもは貿易あるいは産業という立場で構造的な問題、あるいはその面からかわりますマクロの経済運営という視点で取り組んでおるわけでござい

ますが、総理の私的諮問機関はさらに通貨の問題、国際貢献の問題等非常に広い視野で大きな方向をまとめていかれるというふうに承っております。私どもも、私どもの立場から、この総理の研究会には、二度にわたつてこの研究会で私どもの研究の成果あるいは産業構造審議会の報告の内容を御説明申し上げておるわけでございしますが、私どもこの総理の研究会の御報告が出ました際には、その中で私どもとしてやり得べき問題についてはそれを消化し、今後の実践に移していく、こういうつもりでその御報告を待っている次第でござ

います。

○福間知之君 政策局長ね、私、総理にも尋ねたんですが、いわゆるこの総理の私的諮問機関、経構研ですか、略称ね。経済構造の調整の研究会、これに関連してこういうことをお聞きしたんです。産構審もしたがってそうなんですけれども、戦後我が国の産業政策というのは、いわば私流の表現をさせていただけるならば、総花主義でやってきた、総花主義で。エネルギー、原材料がほとんどない国ですから、これを海外から買いつけて、それですべては自給自足の経済にしてい

かつて、一万田尚登日銀の総裁が、自動車なんか日本で作くらぬでも海外から買えばいいじゃないかと、鉄鋼も余りそんなに必要ないじゃないか、こういう発言をされたことがありまして、たけれども、そのときは私ら、とんでもないことを言っているなというふうな気がおつたんですが、要するに原材料を買いつけて、それに我々が付加価値をつける努力をして、そして自給自足、余分なものは海外に売って、外貨をまた稼いで原材料の購入に充てる。この循環をすべての業種において行かうという総花主義的な産業政策というのが我が国通産当局の基本ではなかったのかと思

うんです。今、産構審にしろ経構研にしろ、そういうことを一度見直してみなきゃならぬというふうに考えているのかというのを総理に聞いたところが、否定しなかつたんですよ、昨年の予算委員会では。ということは、水平分業というものを拡大する上で、どうしても日本の国内での生産、調達をする分野にまで手をつけないと、国際競争力で余りにも弱い分野もたくさんあるという前提で、そういうものはやはりいわゆる業種転換などを促進して、今までの生産はもう打ちどめにするといふ、そこまでの腹を決めなきゃいかぬのじゃないかというのをたたいたんですが、これは否定はされなかつたです。具体的には話は別ですけれども、抽象的には否定されなかつた。だとすれ

ば、私は通産省の産構審もそこまで踏み込んで、より具体的にやっていく必要があるんじゃないのか、その点はそういうふうに考えてよろしいですか。

○政府委員(福川伸次君) 望ましい国際分業を形成していくという原動力は、私どもはやはりブライスマカニズム、市場原理であらうというふうに考えております。いろいろ資源、技術、あるいは資本の力でこれを組み立てていくわけで、日本は今先生御指摘のように、原材料をとにかく入れて、その付加価値を高めて経済発展を図る、こういうことでやってまいっておるわけでござい

ますが、今後この国際分業を進めていくに当たりましては、この市場原理、機能を通じて、世界的に望ましい形で合理的な生産ということになっていくものと思っております。もとより、日本も大変黒字を抱えておるわけがございまして、そういう意味では、あるいは現地の生産ということもさらに進めていくということになるかと思つておるわけでござい

ます。反面、今御指摘のように、そういう輸出で、あるいは円高になっていく、競争条件が変わっていくという過程の中で、競争力が衰えていった産業、こういうものについては、その産業をあるいは新しい発展分野に転換をさせていく、あるいは規模を縮小させていくという形で分業を形成していくという必要があるかと思つておるわけでござい

ます。今まで、御指摘のように、総花主義という御表現を使われましたが、あるいはワンセット主義というふうなことを言う人もありますが、いろいろそういう意味では非常に日本は幅広い産業を形成をいたしておりますが、これからそういった新しい国際分業を形成していく過程でこの産業構造は徐々に変わっていく。今お話しのように、競争力が減退したものについては、ある程度規模を縮小して、他へ新しい転換をしていく、そしてまた日本は新しい発展分野を見つけていく、こういう形で世界にも貢献し、調和ある産業構造を持つ

ていく、こういうことが産業構造審議会において
も考えられておるわけでございます。

その意味で今、大臣からも先ほど特定産業構造
改善臨時措置法のことを御答弁申し上げました
が、あれは御承知のように、石油の価格が上がっ
た場合の構造改善といふことの引き金でございま
したが、今後はこういふ、あるいは円高とか、
新しく黒字解消とかいう意味で、これから産業構
造が徐々に変わっていく必要があるわけで、そう
いう意味では産業構造審議会の中間報告の中
でも、そういった新しい状況に照らしての産業構造
の転換策をいかに構築すべきかといふことの重要
性が指摘されておるわけでございまして、その点
は我々も、これからよく鋭意取り組んでまいらね
ばならない重要な課題であると認識いたしてお
ります。

○福間知之君 この問題はどの程度にきょうのと
ころはとどめたいと思ふんですけれども、今おっ
しやる産業構造の転換といふ部類に属するの
うかは別にしまして、先日の新聞報道でも、新日
鉄さんがヨーロッパ最大の電機メーカー、フィ
リップス、これと日本ケミコンと、この三社でい
わば新しい業種分野、ファインセラミックスを手
がけるといふことのようにすけれども、最大マン
モス企業の新日鉄が鉄鋼からそちらの方へ、既に
今までもシリコンウェハーの素材をつくつたりし
ておるわけなんです。

産業構造の転換といふのは、私流に言へば、そ
ういふ一部の大手の企業路線変更だけじゃなく
て、やっぱり、より圧倒的に量的にも多い中小企
業群のさまざまな業種、これをたくさん日本の構
造の中には抱えていますから、その中には大手
の協力会社、下請会社もあれば、そうでない中小
の独自の独立した地場産業もあれば、いろいろな
のがあると思ふますが、そういうところに、むしろ、
これから政策をどう展開していくのかとい
うことも重要ですね。そういうことで、私も非
常に関心を持っていますと、具体的に
産構審、経研等の答申も出れば、また議論をす

る機会があるだろうと思ふます。

そこで、今度はちょっと円高について伺い
したいわけですが、昨日は、夕刊によりま
すと、日銀が逆介入をしたんじゃないか、こう
いふことで、百七十四円という一昨日の水準が一
転反落をいたしました、百七十七円台まで一時は寄
り戻しましたね。こんな報道があります。

基本的に通産省あるいは経企庁は、この円高の
現況と今後の推移について、どういう展望を持
つていられるかといふことをお聞きしたいこと
と、それからアメリカのブルッキングス研究所のク
ラウス主任研究員といふ人の発表によると、一ドル
は百円になってもおかしくはないんじゃないか、
こういうふうに出ていますが、仮にそういう事
態になった場合には、我が国の産業に大なる影響
があると思ふんですが、どういふふうに見ておられ
るか。

それから通産大臣は、先般の新聞報道によりま
すと、現在よりも若干円安のレベルで価格安定
帯、目標相場圏とも申しますか、ひとつそういう
ターゲットを設定して、国際協調による通貨安定
を図るべきではないのかという意見を持ってお
られるようにすけれども、だとすれば、大臣のその
考え方の根拠はどういふところにあるのか。以
上、三つの点でまとめて伺いたいと思ひま
す。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 私は、基本的には円
高はいいことである、そう思っております。そ
れはお金の値打ちが出ることでございますから、
まして原材料を外国に仰がなければならぬとい
う日本の立場からいいますと、日本のお金の値
打ちが出まして、二百四十円で買った物が百九十
円なり百八十円で買えるといふことは、私は大変
いいことだと思ふ。したがって、中長期的には円高と
いふことは実質的な消費の拡大につながるし、私
は結構なことだと思っております。

ただ問題は、だれも予想しなかったように、た
った半年で三十数%というように極端なスピード
で円高が展開をした、このことが問題なわけであ

りまして、円高になれば輸入業者はいいんです
が、輸出業者の方はそれだけ手取りが減るわけ
でございますから、同じ数量であれば、同じ数量、
同じ値段といふことになれば手取りが減ること
になりますから、それに対応して自分の方の生産性
向上のためのいろいろな方策を講じていかなければ
ならぬ。ところが余りに、数ヶ月というふうなこ
とでは、三〇%の生産性向上なんといつても、言
うべくしてできるわけがない。そこでいろんな悲
劇が、特に中小企業の地場産業に起きてい
うのが現実の姿であります。

そこで、どれぐらいがそれじゃ円相場はいい
だねと、これは需給の関係で決まるといふのが結
論でございますが、私は今まで強くなつたやつを
二百円に逆介入して戻すとか言つてみたところ
ではないか、これもなかなか言うべくしてできる相談
ではないかといふことになれば、この辺で一服と、
しばらく一服をすることの方が世界経済のため
にもいいことじゃないかな。円高といふことは、
裏返しに言えばドル安といふことですから、向
うは急速に半年で三〇%ドルの値打ちが下落した
といふことになって、それは輸入品の物価に影響
することは当然なことでありまして、

さらに、もっと急速に進むことが果たしてアメ
リカ経済にとっていいかどうか、私は疑問のある
ところじゃないか。といふことになれば、G5等
の会議において幾らといふことを表に出すわけに
はいかないが、おおよそこの辺のところではし
ばらばらに安定をさせていた方がいいのじゃない
かといふことがどういふ協議をやつていけるべきもの
である、そう思つておるわけでありまして、それ
を、そんなふうな意味のことを言つたので、それ
が新聞か何かに乗つたといふことではないかと思
います。

○福間知之君 これは質問というよりも私の見解
でもあるんですけれども、確かにどれぐらいのレ
ートが妥当だと、適切だといふことはなかなか言
い切れるものじゃないと思ふんですね。
ただ問題は、大臣の今のお話にもありましたよ

うに、基本的に円高は結構だけれども、やはり輸
出の面で非常に厳しくなるし、輸出に依存してき
た度合いが非常に高い日本の産業、経済でござ
いますので、やはり輸出競争力がなくなるといふこ
とは、単にうけが少なくなるというにとどまら
ず、仕事がいなくなつてしまふ、こういうところ
まで発展する危険があるわけですね。だから、
どれぐらいのレートで大体安定することが望まし
いのかといふことは、それなりに判断をせざる
ならぬ時期が来ると思ふんですね。現にきのうあ
たりは余りにも急ピッチなものだし、ドルのまた
急落といふことは好ましいとは思えないという判
断からいへば、逆介入を一応試してみたいとい
うわけですね、本格的じゃないらしいがやってみ
る。そのことにすらアメリカ側の反発もあるよう
ですから、非常にこれは扱いが難しいといふこと
は言えると思ひます。

しかし、ちなみに中小企業の輸出分野が困難に
陥っているだけではなくて、既に日本の代表的な
電機や自動車、あるいは鉄鋼、精密機械、製造業
者五百九十六社の六十年年度経常利益が前年度比二
二・六%減少するとか、あるいはまた「そうい
うことですね。そういう日経新聞等の予測もある
ほどでございます。いわんや中小の企業あるい
は業種においてをや、こういうことが言えるわけ
でございます。

問題は、この円高といふのがさらに引き続いて
進行をしていくだろうといふふうに想定した場合
に必要なことは、内需の拡大をどう図るかとい
ふこと、本当に真剣になつてこれをやっていくこと
が国際的、さらには国内的な両面からする最大の
今我が国に対する要請である、重要課題である、
こういうふうにお考えを要請いたします。その内需の
拡大を具体的にどう政策として推し進めていくの
かといふことについて、これをお聞きしておき
たいと思ふんです。
それから、その前提として日本の各業界のやは
り力量、こういうものがこれ以上円高が進展してい
く場合にかなり問題があるよといふ問題認識を持

っているんですが、そこはそういうふうに見ておられるのかどうか。今の大臣のお話にちらっとありましたけれども、生産性を向上してどうのこうのという、それは一層の効率化、合理化がもちろん進められなければならないけれども、それはおのずから限界があるわけですよ。それはやはり物が売れて、スケールメリットがあればその合理化、効率化も一層効果的に進み易いですが、その道がふさがれている中で合理化、効率化と言ったって、おのずからこれは限界が出てくるわけですから、やはり円レートの状況、輸出の状況というものが今大抵胸突き八丁には来ている、こういうふうには見えているんですがね。

○国務大臣(渡辺美智雄) 全くそのとおりだと私も思います。しかし、現実の問題として円高が百八十円と、あるいは百九十円に戻るかどうか知りませんが、百八十円前後で推移をしているという現実があるわけです。これはしかし私は長期的に見た場合は、必ず日本人の英知と努力で乗り切れるという自信を持っておるの、かつて三百六十円レートのときに、これを切り上げて三百円近くした場合は、日本の中小企業はおろか、主要産業も壊滅するであろうというぐらゐの大騒ぎをあのときやったわけですよ。ところが、三百六十円からまだ日本がそんなに強くないうちに三百八円に切り上げました。それは確かに騒ぎが起きました。起きましたけれども、それをちゃんと乗り越えてきたと。昭和五十三年ですか、あのときも非常に円高になりましたが、これが石油の値上がりで対抗ができてまして、逆にこいつを災いを転じて福となして来たという幾つかの経験がございます。

したがって、今回の円高も非常に打撃を与えていることは事実であります。それによって立ち直せる人も、あるいは残念ながら立ち直せない、立ち直れないという業種あるいは企業、これはまことに残念ではあるけれども出てくるかもしれない。我々はその対策を考えなきゃならぬ。そのために特定中小企業者事業転換対策等臨時措置

法をつくり、金融の措置を暫定的にそこで支えと、手助けをするということをやっておるわけであります。

それでは足らぬと、もっとやれという御意見もございませう。私は速やかに今の予算を御承認いただいて、まずやれるものを先にやらしていただいて、足りないければまた追加の措置というものは幾らでもできるわけですから、本体がまだ上がりもしないうちに追加の話ばかりしたって、いつまでたつたってこれは本体上がらぬということになっちゃいますので、とりあえず現在の予算を年度内に御承認をいただいて、それをまず執行すると。それで公共事業等も前倒しを行う、あるいは住宅減税、投資減税等の法律が出ておりますから、これも御承認をいただいて直ちに適用すると、そういうことをまずやってみることですね。

その上で、さらに公共事業がもっと必要であると、あるいはどういふふうなことをやれば内需拡大に現実的につなげていくかと。一遍にこれは、現場の仕事というものは、言ったからといってすぐ実行されるわけじゃありませんでして、例えば、農林関係の一兆円以上の公共事業などをやれと言われても、田んぼに水が張っている間はできっこないわけですからね。だから土地改良をやるといったって結局田んぼを休ませた部分だけしかできない。だから、これ幾ら予算つけてみただけで執行できないわけですよ、現実の問題が。そういう部分もたくさんございしますので、執行できるものをまずやる。

しかし、それは八割近いものを前倒しということになったら、到底それは九月までにそいつが消化できるかどうかからぬ。急いでやりなさいと、設計が間に合うかどうかからぬ、しかし急いでやりなさいと。できるだけのものは与えて、後半それによって仕事がなくならない場合は、景気の動向とも合わせ、それはもう何でもやるんですよ、何でも。できる限りのことを何でもやる、私はもうそういう意見なんだ。具体的には何だと言われても、それは今こで言

うと当たりさわがあるから申し上げませんが、それはもういろいろまだまだ金融の面から何かあるわけですから、こういう異常事態ですから、異常事態には異常な対応をするほかないわけでありますから。ですから私は、日本がもう一回この円高を乗り越えていくための方策は、これはもう何でもやるということが大切であると思っております。

○福岡知事 大臣の日常の持論をとうとうと述べられたわけで、これは私、特に反論しませんが、これも、同感の面もありますが、より私たちがもっと積極的、具体的な措置を要求しておりますし、現に公共事業費の予算が前年、昨年に比べて二・三%減っているんですよ。中曽根さんが四年前に政権をとって、最初に手がけた予算に比べても絶対額で四千三百二十一億円減っているんですよ、公共事業費。まだ日本の社会的な基盤整備、インフラストラクチャーが随分おくれしている国で、なぜ公共事業費を減らさなきゃいかぬのかというふうな素朴な疑問があります。

それは東京湾に横断道路を今度かけるとか、明石に橋をかけるというのは、これは一点豪華主義的な大きなプロジェクトです。それも結構です。悪いとは言いません。しかし、それで期待できる経済的な波及効果というのは、それは三百兆という大きな世界の二割経済を引っ張っていくには余りにも弱過ぎる。もっと広く浅く、やっぱり公共的な事業を喚起すべきである。その上に民間の資金がオンして景気が上昇していく、こういう図式になるんじゃないかと私も思うんですけれども、その議論はここで余りやりたくありませんがね。

そこで平泉経企庁長官に、今の議論をお聞きいただいております。先般大分御苦勞されて、ボルドリッジ商務長官はアメリカの議員なんかとテレビ会議やっておられた放映を私見たんですけれども、なかなか流暢な英語でしゃかりやっておられ私も感心したんですが、今の議論を聞かれて、あのテレビ会議の話などを含めてどういふ御感想をお持ちですか。

○国務大臣(平泉渉) 今段々のお話をよく承っております。もちろん政府側の意見よく尽くしておると思いますが、先生のおっしゃるとおり、やはり日米兩國の間には非常に国情の差がある。アメリカの経済政策というのは、相当ある意味では思い切った経済政策をとってきたわけでございます。その結果、やはり一番大きく無理がかかったのは金融の面で無理がかかってきているわけですね。ですから、ああいう高金利の状況というものがやはり日本の経済、資金が向こうへ流れるということがありますから、我が国も高金利をとらざるを得ない。こういうふうな世界全体に一つの高金利状況が生ずるといふような中で非常に無理が起こつた。貿易の大変なインバランスというものがそういう経済のファンダメンタルズと関係がありますので、そういう点がやはりだんだん是正されてくるという中でないとなかなか一國だけでは調整がとれない、こういう問題があるうかと存じます。

そういう意味では、現状、今、去年の秋ぐらゐから行われています為替調整と、さらには為替だけでない金利の調整ということも段々お話しのとおり非常に大きなこれはいい進歩ではあるまいか、かように考えておるわけでございませう。

我が国もこれだけ金利が下がってまいりますれば内需振興には大きなメリットが出てくる、かように考えますので、こしはなかなか難しい経済運営の年ではございますが、諸般のそういう要素を十分考慮に入れたら大いに頑張っていかなきゃならぬ年であると、かように考えておる次第でございます。

先生の段々のお話は大変参考にしていただく次第でございます。

○福岡知事 時間がございませんで、円高差益の問題にちょっと触れたいと思うんですけれども、円高差益の還元については百家争鳴のような観を呈していますが、けさの通産省の考え方の発表というのが大臣の写真入りで載っていますけれども、公式にこういふことで当局としての見解を

五十九年度、四・一の見通しに対しまして実績では五・〇。内需、外需では三・六、〇・五が実績では三・七と一・三ということになっております。

済が第二次石油危機の影響を直接受けたことに加えまして、対外面で申しましてこの米国経済を中心とした世界経済の変動が非常に大きかったこと、また高金利の影響を受けたといったようなことがあるかと思っております。こういうことがございまして、当初見通しを下回るケースが多かったわけでございます。

ただし、五十九年度につきましては、実績が当初見通しを上回る結果になっております。

○梶原敬義君　そうすると、六十年の大体見込みと六十一年度の経済見通し四・〇％の内需、外需の内訳をお願いいたします。

○政府委員(赤羽隆夫君)　六十年度につきましてはまだ実績が出ておりません。実績見込みの段階でございまして、当初の見通し、これは五十年基準、旧基準によるものでございました当初見通し、実績成長率四・六％でございましたことに對しまして、実績見込みは四・二％ということになります。それから内需、外需の寄与度でござい

ますが、四・六に對しまして内需が四・一、外需が〇・五、これに對しまして実績見込みでは内需が三・四、外需が〇・八、こういうことになっております。

それから、六十一年度につきましては、実績成長率四・〇、これに對しまして内需の寄与が四・一、それから外需の寄与度がマイナス〇・二、四捨五入の関係で両方合計をいたしまして四・〇となります。

○梶原敬義君　そこで経済企画庁長官に聞きますが、今言われましたように、経済見通しの中で特に内需を見込んだ分が全部昭和五十五年、特に中曽根総理大臣になってからずうっと見通しと大きな狂いが出ております。しかし、五十九年度だけは例外だと、こう言っておりますが、これはレーガンの選挙を前にアメリカの景気対策をやった、その影響が日本にずうっと流れ込んできて、その分が内需に結びついた。結局実質的には非常に可処分所得が落ちて内需が冷え込んだ、そういう状況がずうっと出ていると思うんです。しかし、一年

や二年内需の見通しと実績が狂ったという、一年や二年ならそれは別ですが、ずうっと狂っているんです。これは明らかにやはり経済政策の失敗ではないでしようか。したがって、その点について一体どうお考えになるのか。

それから、六十一年度の見込みは四・〇一％の経済成長に對して内需が四・一、外需がマイナス〇・二、これはこういうことで六十一年度自信があるのかどうか、今のこの円高不況の状況の中で、この点について大臣からひとつ答弁をお願いいたします。

○政府委員(赤羽隆夫君)　大臣からお答えをいただきます前に、私から事前に申し上げたいと思

います。先生からはいつも見通しと実績の成績につきまして御指摘をいただいております。その都度私も大変適切な、また耳に痛い御指摘ということで、今後とも一層経済分析の能力を高めるとともに、実績見込み、それから予測、こういう段階につきましての予測能力の向上に研さんをしていきたいということを申し上げている次第でござい

ます。今後ともそのようにしていきたいと思

います。それから、六十一年度につきまして、もっぱら内需によつて四％成長が実現する、外需はむしろマイナスの寄与度になるという点でござい

ますけれども、これは従来も円高の時期をとってみ

るとこういったような姿になっております。五十二年から五十三年度にかけましての経済成長率の内訳を示してみますと、同じように内需中心、もっぱら内需による成長ということになっておりまして、我々の六十年度から六十一年度にかけての状況認識からいまして、もっぱら内需による四％の成長というのは十分に達成可能だと考えております。

ただ、現時点におきまして若干考慮しなければ

いけませんのは、原油安の影響ということがあ

ると思ひます。伝えられておりますように、原油

が十ドルあるいはそれ以上も安くなる、こういう

ことになりま

すと、その面から外需の面でプラス

の効果があらわ

れてくる、こうい

ったような点

はあろうかと思

ひますけれども、昨年末に

おいて六十一年度の見通しを立てる場合に前提

とした二十

七ドル程度の石油価格、こういう前提

のもとでは、外需の六十一年度経済に對する寄与は

マイナスになるものと、このように理解をしてお

ります。

○梶原敬義君　ちよつと、大臣に答弁をいた

だく前に今局長からお話がありました。ただ、局長は担当者として見通し、予測能力の問題でその点について今お話がありました。しかし、これは閣議でこの「見通し」というのは確認をして、そして予算も編成するわけですから、それは一応出して閣議で予算を組む以上は、これはあなたたちの責任じゃなくて結局内閣にあるわけでしょう、この見通しについては。その点をひつくるめてひとつ大臣から答弁をお願いいたします。

○国務大臣(平泉渉君)　おっしゃるとおり、このいわゆる「経済見通し」と経済運営の基本的態度」というのは閣議で決定をいたしまして、そういうことの上で予算案を立てるということ、やっぱ

り予算案を立てる前には、一体経済がどうな

っていくのかということが見通しが立たな

いから、政府として全力を挙げて正確な見通しを立てると、こ

ういうことでござい

ますから、政府として努力をいたしてお

くことは御理解を賜りたいと思

うわけでございます。

その意味ではもちろんいろいろ予測が違

うことは決して望ましいことではござ

いませ

んが、ただ御承知のとおり、先ほど梶

原先生とも段々お話がございましたが、現在の世界経済とい

うのは非常に相互に込み入っている経済でござ

いまして、我が国の政策運営というものとやはり世界の主要な国家、殊に我が国の経済の動向と

世界の主要経済と相なれば、アメリカ経済の動向とい

うものはもう切り離すことができないお互いの関係がある。そういう中でやはりアメリカ経済の動向というものが我が国の経済の見通しに大きな

影響を与える。アメリカの経済政策が我が国の例

えば外需を非常に引張る効果をもたらす、通常の

経済運営というものが大きな引力に引張られると、こういうことはやはりあるわけござ

います。

私はすべてがそうと申すわけではござ

いませ

んが、例えば今申し上げておりますような対外経

常収支、主としてそれは貿易収支のインバ

数字四・一％になるんだと。この辺のことをもちょうとわかりやすく……。私も帰って選挙民に言いますよ。政府は内需拡大四・一％と、それは厳しい環境の中だと、具体的にこのことと、こうするからこうなるんだと、こう言うのですが、ちよとわかりやすくひとつ言ってくれませんか。

○政府委員(赤羽隆夫君) 四％の経済成長率を立てるに当たりまして、私どもとしては「経済運営の基本的態度」これにおきまして内需拡大というものをその中心に置いていくわけでございます。

具体的な施策といたしましては、昨年の十月の十五日に、「内需拡大に関する対策」というのをまとめました。この場合十月の半ばという時点もございまして、税制改正にかかわるものというのは年末の六十一年度予算編成の過程に譲られたわけでございます。これが年末、十二月二十八日に発表いたしましたいわゆる内需拡大策の第二弾ということになります。この第一弾、第二弾を踏まえましてその見通しを立てているということでございます。

具体的な点で申し上げますと、例えば公共事業費でございますが、一般会計の公共事業費は二・三％でマイナスということでありまして、財投等を中心としたいろいろな工夫をして、事業量としては四・三％の増加ということで公共事業の拡大を図ることがございます。さらに加えまして、住宅減税につきましても新方式の導入でございますとか、民活を中心といたしましての法的な制度の整備を含めた環境整備、こういったようなものを含めて考えているわけでございます。さらに加えまして、その当時公定歩合を幾ら下げるといったような具体的な想定をしたわけではございませんけれども、当然六十年度から六十一年度にかけましては金利は低下傾向、金融は一層の緩和傾向ということで、金融、金利の低下傾向の効果も織り込んである、こういうことでございます。

先ほど申し上げましたように、専ら内需を中心とした四％成長という形になっておりますのは、これは円高の効果というものの考慮に入れて、外需の成長に対する寄与を若干ながらマイナスに見込んでおるといふことでございまして。こうした経済運営の基本的態度において期せられております内需拡大の対策というものを前提として内需主導型の経済見通しを作成したということでございます。

○梶原敬義君 どうも前からずっと見通しを立てちゃ全部ほとんど狂っている、例外はアメリカの大統領選挙の前だけですか。ですから、よっぽどこれは本当に真剣になってやらなきゃ、日本のやっぱり特に中小企業、そこで働く労働者、これはもう大変ですからね。特に地域的に東京とか東海とか、有効求人倍率の非常に高いそういう地域はまあまあいいかもしれないけれども、私の出身の九州とか北海道なんというのはこれは大変なんです。

そこで、民活とかあるいは公共事業で今お話がありました、東京と千葉の間に橋をかけたり、あるいは明石大橋をやったり、あるいは新大阪空港をやったり、そういう大型プロジェクトに金がずっと集まるような計画を組まれておりますが、有効求人倍率が〇・三％前後、そういう地域もいっぱいあるわけなんです。そういう地域と、こういう燃ついてもまあまあ経済が舞うような地域と、こう二つあるんですが、そのいいところに、どっちかというところと内需拡大の民活の力、その民活だつて政府は相当政府資金も出さずして、そういう方向に集中をしているように最近の政府の方針というのにはなっているわけでありまして、この点について、甚だ何といひますか、地域の不均衡助長につながるわけですか、一方では過疎がどんどん進む、過密にどんどんなる、こういう状況です。この点については一体どう考えておられるかお尋ねをいたします。

○政府委員(赤羽隆夫君) 政府といたしましては、地域経済の動向等を見守りながら引き続き機動的な経済運営に努めていく、これが基本的な考え方でございます。

具体的に申し上げますと、公共事業費の地域配分に当たりましては、従来からそれぞれの地域の社会資本の整備状況、事業の優先度等を勘案すること、これを基本としつつ、経済事情等地域の実情をも念頭に置いて適切に配分する、こういうことになっておりまして、今後とも適切に対処してまいる所存であるというのが私どもの理解でございます。

○梶原敬義君 それは口では、公共事業をそういう過疎地域、あるいは非常に雇用率、中小企業の倒産も多い、あるいは有効求人倍率などでも非常に低い地域には重点配分すると言われけれども、聞いておる範囲においては、それは何かちよとこつと継ぎ足したぐらいなもので、大してそれが私が今言っているような地域の均衡ある発展に寄与するようない内容にはなっていないということを強く強調して、きょう両大臣おられますからひとつ、答弁を求めませんか、真剣に閣議でもうちよと物を言っていたらいい。

さて、内需拡大のところ、いろいろ四・一％の問題で公共事業とかあるいは財投資金をつぎ込むとか、住宅、民活、公定歩合、こういう話をずっとされましたけれども、私はやっぱり肝心の国民消費の六〇％を占める国民の所得の実質所得、可処分所得になりますと社会保険料とかあるいは健康保険とか、そんなもの、税金をどんどん引かれていったら、可処分所得というのは御承知のように余り伸びていない。ここを一体どう伸ばすかということをやつてきた。それが結局さううと内需の、先ほど政府が言っている見通しとの間の狂いにも私はなつたと思うんです。

だから、所得税の減税については、やっぱり経済関係であります両大臣が閣議でもっと積極的な物を言う。どうも新聞を見てもそんな発言全然してないんだ、ほかのことばかりやっています。ですから、そこをひとつ強く、この所信表明の演説の中にはそういう国民所得を一体どう上げていくか、あるいは春闘前ですから、もう少し賃金の払

えるところはたくさん賃金を払え、払ってもいいじゃないかと、こういうような物の言い方をやったりしていただきたい。

先般の、前の国会における金子経済企画庁長官は、私も住宅問題で十分議論しました。激しい議論もいたしましたけれども、その後私が新聞を見ておりました、閣議あるいは総理大臣に対してはやっぱり住宅政策には力を入れたと、こういう話をずっとされたのを記憶しておりますが、今まさに問題は、国民の勤労者の所得を一体どう引き上げていくか、そして中小企業非常に厳しいですが、それを一体この円高の中で、もう少し明るさを取り戻すようにどう手を打つか、これが課題だろうと思うんですが、この点について通産大臣と企画庁長官にお尋ねをいたしまして、次に移ります。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 私はもうかつているところは適正な配分が行われて大変結構なことであらう。それは労働間で決めてもらって、ことしから変わったんじゃないんですか。去年までは鉄主導とか金とか言っておったが、ことしは別なようなことをやるような話ですが……

○梶原敬義君 後で数字をまた持っていくますよ。

○国務大臣(渡辺美智雄君) そうですか。ですから、それはまあ労働間でやってもらう、政府は干渉しない。私は労働者連帯とかばかり言わぬで、そういうところは差があつたてもう仕方がないんじゃないか、私は個人的にそう思っております。特に賃金なんかの問題のときは差が出て、好況不況の場合は仕方がないんじゃないか。ですから、皆不況の方へ右へ傾きにくくしたい話でありますから、それはほとんどひとと生産性の範囲内で行われることであるならば結構なことである。

中小企業の問題につきましては、これは中小企業といつても千差万別でありまして、一概に中小企業向け景気対策というのはなかなか言うべくして難しい。国全体の景気が上向けば中小企業もそ

の中に入るといふことではないか。景気対策というのは各国どこでも言っているんですよ。我々の国際会議でも、もっと景気をよくしなさいと言ふから、それじゃあなたの方方も自分でやりなさいとどうですか、失業者の〇%も出してないで。日本にそういうことをおっしゃるならば、あなたの方国でもちゃんと内需拡大をやつて、ちゃんと失業者を救つて、景気をよくしておやりになつたらいかですか、できまうかと。なかなかできないんです、これは、どこの国でも。世界の経済はつながつておりますから、なかなか一國だけで今自分の経済を自由に寝せ起すといふことは、中国、ソ連のような社会主義経済ですら今世界の景気に左右されるというやうな状態なんですね。

だから、その中で、限られた幅の中で最大限何をやろうかといふのが今回の予算なんです。しかし、それでもやってみて足りない部分は、また限られた範囲ではあるが、何でもできて効果のあるものはやるということが私は必要だといふことを申し上げてゐるんです。

○榎原敬義君 御発言中ですが、僕が聞いているのは減税の問題と賃上げの問題に絞つて。閣議で言つていただくのはもう答弁要らぬと、こう言つたんですから。時間ないんです。

○國務大臣(渡辺美雄君) 減税の問題につきましては、政府としての統一見解があるんです。これはもういろいろ話をしました結果、税金の抜本改正、大幅所得減税を含めた税制の抜本改正をやろうと。それが今、大がかりなものですから、もうつまみ食いではなくて、それはもう税制調査会にも諮問を総理がやつておるわけでありまして、それが一つ。

それから賃上げの問題については、今言つたやうに、閣議で我々がいった賃金出せといふやうなことなどはなかなか言ひづらい問題でございまして。

○國務大臣(平泉渉君) 大体通産大臣が言つたところで尽きておりますが、税金の問題は通産大臣

の答弁したとおり、大蔵省において今慎重に審議をいたしておると、こういう段階と承知をいたしております。

それから、我が国における賃金の最近の情勢という問題でございまして、御承知のとおり第一次オイルショック以後非常に賃上げが激しいということがありまして、それが企業の体質を弱めたという問題も一つあるわけですね。それ以後企業の態度というものが非常にそれを何とかまた取り返して投資をしていかなきゃならぬと、こういう問題もありまして、その辺の労働分配率の動きがいろいろに変わつておる、最近の状況はですね。そういう点を我々非常に注意して見ておまして、まあひとつ妥当な分配をやつていただくことは可能であるだろう、こういうことを我々も経済審議会の中で御報告をいたしておる。今そういう点で労働間の交渉がそういう合理的な線で行われるといふことを我々は期待をしておるわけでございます。

○榎原敬義君 その点はわかります。要するに、減税問題につきましても、私が言いたいのは、内需が非常に落ち込んでおりますね、ずっと落ち込んでゐる。しかも国民生活は非常に厳しい。だから減税についても二人の閣僚の大臣は、私が言つてもらいたいといふのは、確かにそういう減税は、この前予算委員会の応酬もあつたやうな形で手を打ちましたが、それはそれとしても、勤労国民の実質所得が、国民の実質所得が伸びるやうな形の減税でなく、これは意味ないと思ふんです。

だから、そういう観点で私は賃金の引き上げについても、これは経営者の皆さんに向かつて、通産省が所管している各企業に對しても、出せるところは出せぐらゐの話はそう遠慮をすることは私はないと思ふんです。減税についても私はもう答弁要りませんから、そういう方向でひとつ皆さん方としては強く、とにかく国民の実質可処分所得といふのは伸びていないんですから、伸びるやうにひとつ強く経済関係として頑張つていただきたいと思ひます。

それから円高の問題であります。私は六十一年の二月の十四日の特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法の法律を審議するときにちょっと申しました。円高の状況といふのは、日本の経済の競争力が非常に強いのがこのもとにある。それで結局はそれが一番基盤になつてゐると思ふんですが、果たして日本の状況を見ますと、労働時間でございますと、一九八四年で見ますと、日本の労働時間が二千八百四十時間、フランスは千六百四十九時間、西ドイツは千六百五十二時間、アメリカは千九百三十四時間、イギリスは千九百四十一時間、こういうところと経済競争をやつてゐるわけ、日本は勝つわけですね。アメリカやイギリスに比べて、一年のうち一ヶ月間、三十日間ぐらい余分に日本は働いてゐる計算になつてゐるんです。

しかも、まあ輸出競争力の強い先端産業の中の部品納入業者や資材納入業者は全部下請をたくさん抱へ込んでゐる。この労働条件はもっと悪い、もっと悪いですよ。労働時間も賃金も非常に親会社と比べて悪い。これが結局日本の経済競争力を強めてゐる基盤になつてゐる。経済白書を見てもこのところを一体どう直していかとか、あるいは政府の中でも、特に下請関連の劣悪な条件なんかについては全然分析がなされてない。だから、労働時間を短縮していけば、円高、G5で介入したりなんやらせぬでも、もう少し日本の商品の輸出競争力落ちますよ。

労働時間をやる場合には、個々の企業に任せるんじやなくて、やっぱり中小企業はどかが休んでおると。どこかが飛び抜けて、出し抜いてばつと働くと利益はそつちが持つていくから、それは地方では競争してゐるんですから、一社だけ休めと言つたて休まない。やっぱり何らかの形で法律をつくつて労働時間の問題やなんかは短くしていくやうな形にしないと、結局それは今のやうなやり方でやつてゐるやうな形に、だからこのところを問題なんです、このところが。このところを一体どう考えておるのか、ちょっとお

考えを承つて次に移ります。

○政府委員(福川伸次君) 今労働時間の点御指摘ございました。国際比較は先生お話のとおりでございます。

むしろ、今後日本も創造的な部門にその能力を振り向けていかないとすれば、自由時間の増大といふのはそういう意味でも重要でございまして。あるいはまた消費の拡大という効果も期待できるわけでございます。

したがらして、今後いろいろこの労働時間の短縮について、例えば週休二日制の推進といったやうなことに國民的な合意を目標していくといふことが重要であると思つております。もとより、これも労働条件の一つでございまして、労働間で適切な対応をとるといふことでございまして、我々としては、現在置かれてゐる諸条件を情報提供という形で労働に投げかけ、そういった労働時間短縮への合意ができるやうな形にしてまいる必要があるかと存じております。

○榎原敬義君 答弁要りませんが、私は、今の状況といふのは、いわば太平洋戦争前のソーシャルダンピングという指摘をされたその状況と非常に似てゐる、等しいといふか似てゐると思ふ。今そういう労働時間一つ見ても、あるいは下請や関連企業のことを見てもまさにソーシャルダンピングですよ、よそから、海外から見たら、客観的に見ましたら。

このところを一体どう直すかといふ問題については、私はやっぱり真剣に、企画庁長官横を向いておられますが、真つ正面向いて、真つ正面からこれはひとつ考えていただきたいと思ひます。

次に移ります。

円高で、とにかく円高でプラスもあるしマイナスもあるとよく政府も言われますが、石油とかあるいはガスとか石炭とか、そんな問題わかつております。

きょうちょっと農林省においでいただいておりますが、小麦の関係と、それから食肉、それからエビ、この関係で、一体円高でどのくらいもうか

つておるのか、プラスになっておるのか、その数字をちょっと教えてください。

○説明員(日出英輔君) 初めに小麦につきましてお答えしたいと思います。

小麦につきましては、先生御案内のとおり、政府の管理物資でございます。そこで、為替レートの影響というのは、予算で用います支出官レートと、私も政府が買いますときの契約レートとの差でお話をいたしますと、実は六十年度は円高差益は発生をしない見込みでございます。これは年度前半の円安が響いております。

それから、六十一年度でございますが、今後の為替レートの推移とか、穀物相場とか、その他いろいろ不確定要素がございますが、念のため平均の為替レートを六十一年の場合、仮に百八十円というところで仮定をいたしまして、支出官レートを二百九円で計算をいたしますと、百九十億円程度の一応差益が出るということに計算はなるわけでございますが、何といたしましても穀物相場等が動きますと、これがどんどん変わってまいります。

ちょっと一言つけ加えさせていただきますと、結果的には麦の政府売り渡し価格の問題になろうかと思いますが、麦の政府売り渡し価格につきましては、今申し上げました外麦のコスト価格のほかに、国内麦の価格でございますとか、それから消費者米価などのそういった経済事情を総合的に勘案して、参酌して計算をすることになっております。為替レートの変動による輸入小麦の価格変動が直ちに政府売り渡し価格に反映するということに仕組まれているというところは御存じのとおりでございます。

○梶原敬義君 あとのことはいいですから、その差だけちょっと。

○説明員(渡辺好明君) 牛肉でございますが、これから原産地の価格がどうなるか、またオファーがどうなってくるか等、なかなか予測は難しいわけでございますけれども、いろいろな前提を置きまして、仮にドル百八十円という水準がこれから先も続くという仮定で計算をいたしますと、牛

肉全体一年間で二百億円強になるものというふうに推定いたしております。

○説明員(竹中義晴君) 次に、エビの関係でございますが、これらにつきましては、国家貿易品目でございます小麦とか、あるいは畜産振興事業団がその大部分を扱っております牛肉とは多少性格の異なる面がございます。

エビの場合は、需給の実勢に応じて、市場メカニズムの中で価格が決定されるという面がございます。価格決定要因にも非常に大きな不確定要素がございます。したがって、どの程度の円高差益が生ずるか、この算出は極めて困難でございます。あえて試算を行いますと、いろいろ前提条件を置きますと円高水準が百八十円程度で本年中推移しますとか、あるいは輸入数量は前年並み、円高分の半分程度は現地価格の上昇に食われる、そういうような仮定を置きますと、あえて大胆な試算を行いますと、年間四百億円程度というような数字が出てまいります。

○梶原敬義君 どうも農林省ありがとうございます。いろいろ言うつもりはないんですが、ちょっとその前に、小麦の関係は二百九円と百八十円の差ですか、今、これはちょっと少ないと思うんですが、常識で言いますと、この前小麦の値段を上げたのは五十八年二月ですから、その当時の大体二百四十円かそこらとの差でいくとどのくらいになりますかね、二百四十円との差で。

○説明員(日出英輔君) ただいま手持ちの数字持っておりますが、実は先ほど申し上げましたように、政府の管理物資でございますから、計算は予算で使います支出官レートとの関係を使いまして計算をするわけでございます。私は、先ほど申し上げましたように、例えば六十年でございますと、契約のレートが二百四十円ぐらいになってしまっています。そういう意味で、先ほど六十年度は円高差益が出ないというふうに申し上げたわけでございます。六十一年度は、また予算で二百九円という支出官レートをを用いておりますので、その二百九

円と今百八十円との差で計算をしたのが百九十億円だというふうに申し上げたわけでございます。

○梶原敬義君 だから、それは普通電力なんか計算するときは、二百四十円と百八十円ぐらいの差で計算しますから、これ二百九円じゃなくて二百四十円でした場合に、これは単純計算すればすぐ出ると思いますが、どのくらいになるんですかね、これでプラスがあったとかどう言ううんじやないですよ、参考までに。

○説明員(日出英輔君) ざっと計算をしますと、十円違いますと食糧の小麦の関係でございますと六十五億円ほど数字が動いてまいります。

○梶原敬義君 わかりました。実は私は、もう少し時間があれば、こういう問題について基礎的数字なんか一緒に今ここで議論をしたいんですが、確かに小麦もそういう食糧会計の中ではプラス面が出る、牛肉も出る。しかし、なかなかそれが国民生活にプラスにはね返ってこないような仕組みになっております、エビを除いてね。

ですから、この点について一体どうするのか、将来特に経済企画庁あたりが中心になるのでしょうか、ひとつ考えていただきたい。また日を変えて、少し私も資料を集めて質問させていただきますと思います。農林省ありがとうございます。

それから、フィリピンに対する対外援助の問題につきまして、私は最近新聞やテレビを見ておりまして、どうも不可解でなりません。通産省の関係で六十年であるいは六十一年度、特にここ数年一体どのくらいの予算を組んで、どのようにそれが消化をされているのか、ひとつわかれれば。

それから、外務省もおいでいただいておりますが、全体のフィリピン経済協力には有償資金協力和無償資金協力和技術協力和、三つありますが、それ別に、そして合計が一体どうなっているのか、その点について最初に御尋ねいたします。

○政府委員(黒田真君) 私も独自で固有の予算の中からフィリピン向けに供与されているものといたしましては、研究開発の協力補助金といううなものがございますし、また資源開発の基礎調査といううなものがございます。それらの合計は約二億円の程度のものでフィリピンに向けて出されている。このほかに技術協力の関係で私どもの予算の一部が流用されておりますが、そのうち私どもの方からフィリピンに幾ら行ったかという計算はちょっと間に合っておりませんので、まことに申しわけありませんが、一応私どもの固有の予算は以上のような項目になるかと思っております。

○説明員(林陽君) 先生御指摘の有償、無償及び技術協力についての数字を申し上げます。有償資金協力、これは円借款でございますが、六十年までの累計は約四千六百六十七億円でございます。無償資金協力につきましては六十年までの累計で五百四十六・九億円程度でございます。技術協力につきましてはJICAが行っておりますが、六十年の実績値がまだ出ておりませんので、五十九年度までの累計ということでお願いを申し上げますが、三百八十一億円程度でございます。

○梶原敬義君 合計をいたしますと、有償資金協力が約四千六百六十七億、それから無償資金協力が、これはやりつ放しですが、約五百四十六億、それから技術協力が三百八十一億、こういうことですね。その合計は幾らになりますか。

○説明員(林陽君) 今足し算をちょっといたしました、五千五百九十五億円程度になるかと思っております。

○梶原敬義君 通産省もしわかれれば、外務省でも結構ですが、フィリピンにこういう援助をします、援助をした場合に、結局プロジェクトを組むとかいろいろな仕事をやるわけですが、必ず日本の企業がほとんどその仕事を注文をとって、受注をして仕事をするとするんですが、その辺のやり方についてなかなかわかりにくいので、ひとつ教えてくださいたい。そして、フィリピンにどのくらい日本の企業が進出しているのか、その二つを

お尋ねいたします。

○説明員(林陽君) 援助のやり方の方を御答弁申し上げます。

援助の場合に、先ほど申し上げましたように、無償資金協力と円借款の有償資金協力とがございしますが、無償資金協力につきましては特別なものを除きまして日本の業者に発注することになりまして、日本の業者間で入札をしております。円借款の方につきましては、フィリピンは一般アンタイドの対象国でございまして、原則として一般の国際入札によって契約が決められております。

○梶原敬義君 企業数。

○政府委員(黒田真君) ただいま御答弁がございましたように、この援助関係は、先方に資金が供与されて、それに基づいて一般国際入札に付せられるということとございまして、その中には我が国の企業も多数参加しておるはずでございまして、同時にその他の各国の企業も参加していると思ひます。現在そういったもののどのくらいの企業が参加しているかということについては、実はこれは先方のフィリピン側が行っている入札でございまして、私もその辺については承知していません。

現在フィリピンに事務所等を有する日本企業についてはあるいはデータはあるかと思ひますが、まことに申しわけありませんが、現在手元には有してはおりません。

○梶原敬義君 私、昭和六十一年二月十四日発行の「週刊東洋経済」これは外務省からいただいたんですが、「海外進出企業総覧」というのが、これは臨時増刊号ですが、「世界百二十カ国で活躍する日系企業一万社の最新データ」ということで、この中でフィリピンの関係をちょっと見ますと、大変、フィリピンの日本側の企業、現地で企業をつくっている場合と日本が直接やっている場合、そんな数を見ますと九ページあるんです。一つに大体二十ぐらい、約二百社ぐらいあるんです。名前が全部載っているんです。

結局これが、今新聞や何かでいろいろ報道されておられますように、私はちょっと今、朝日と日経しか持っておりませんが、きのうの朝日、日経の夕刊見ますと、「フィリピンのマルコス前大統領夫妻の資産調査のため米國を訪れているサロング氏(行政規程委員会委員長)は十八日、國務省から二千三百ページにわたる資料を受け取った」とワシントン市内で記者会見した。云々、こう載っております。その中で、再三テレビで言っておりますが、日本の企業がマルコスに大きいところは約七千万円、少なくとも五百万円ですか、何かリベートを渡したと、こういうふうな報道がどんどん流れておりますし、新聞に載っておりますが、その事実については外務省ですか、どう認識されておりますか。

○説明員(林陽君) 昨日の夕刊その他でそういう報道がなされておりますことは承知しておりますが、詳細な事実関係についてはまだ承知しておりません。

○梶原敬義君 経済企画庁が担当しております無償資金協力、こういうものも大変な額になっておりますが、経済企画庁はこの辺は、今そういう状況についてはどう把握されておりますか。

○政府委員(赤羽隆夫君) 経済企画庁が所管しております経済協力基金、これは円借、いわゆる円借款、有償の資金協力をやっておりますけれども、この場合基金がお金を貸しますのは、相手國政府に対してまして特定のプロジェクトに必要な資金を貸す、こういうことになっております。

具体的にはその事業をどのような企業に注文を発するの、これは相手國政府と企業との間の契約、これは国際契約によって落札したものが契約をするわけでございまして、これは両者の、両者と申しますのは相手國政府と企業との関係でございまして、私も経済企画庁、また実際にお金を貸します基金として具体的にそのしたキックバックがあったか、リベートがあったかどうかといったようなことを知り得る立場にはございません。○梶原敬義君 知り得る立場であるとかないとかいったって、これはそれなりのことですか、悪

いことですか。その点ちょっと先にお尋ねします。

それから、通産省は、このような問題、国際的な問題になっておまして、そういう時期に、特に通産省は業界の指導やなんかやっておるわけですが、そんな企業がどんどんやっておるんです、一体どう把握をされておるのか、いかがですか。

ちょっと先に経済企画庁。

○政府委員(赤羽隆夫君) リベートというのは商慣習上いろいろ認められるものもあるわけでありまして、その範囲を超えたものもあるわけでございますし、それは私も私として、きのうの新聞などに書かれておりますのが、そうした範囲を超えたものであるかどうか、あるいは事実としてそういうものがあったかどうか知り得ない立場にありますが、特にコメントできる立場にはないと思っております。

○政府委員(黒田真君) 従来から総合商社等はみずからの行動基準というものを決めておりました、いやしくも非常に好ましくない行為を行うというふうなことは十分注意を払って、取引の公正に努めるというふうなことを律してございまして、我々もそういう考え方は結構なことだといふふうに考えておりますが、個別の取引についてはなかなかこれを我々が承知する立場にはない、残念ながらないということもつけ加えておいたいただきたいわけでございます。

○梶原敬義君 外務省、通産省、経済企画庁、大蔵省、農林省は、今新しいアキノ政権になって、経済協力のあり方等に対する調査を兼ねてミッションを出していると思ひますが、その状況はどうなっておりますか。

○説明員(林陽君) 先生御案内のとおり、外務省の藤田経済協力局長を団長といたしまして、関係の省庁の課長をメンバーといたしますミッションが本日フィリピンの方に参っております。目的は大きく分けて二つございまして、一つは、フィリピン側が今後経済再建をやっていく上

に当たってどういう考え方でどういう計画を持てやるかというフィリピン側の考え方を聴取すること。二つ目は、我が方の経済協力のやり方、仕組み、それから我が方の考え方をフィリピン側に説明して、今後の具体的なフィリピン側の要請にかなうようにしたいという二つの目的を持って、本日マニラの方に行っております。

○梶原敬義君 それはきのうからの報道との関係の絡みもあって行かれたのかどうか。

○説明員(林陽君) 先生の御発言はサロング委員の御関係かと存じますが、その関係はございせん。

○梶原敬義君 これは、私も決算委員会に所属しておりますから、後日現地に調査に行つて、そして詳しく、あなた方今きれいなことばかり言っておりますが、私は全部調べ上げて問題を浮き彫りにする必要があると思ひます。これは貴重な海外援助で、こういうあり方についてはマルコス政権の延命のために手をかけて、しかも反国民的なマルコス政権に手をかすようなやり方に一枚加わったことになるわけですから、これは全く政府も関係ないというわけにはいかぬです。この援助金が関係しているのですから。

大体私の漏れ聞いた話によりますと、これはアメリカの下院の筋からの話によりますと、丸紅がマルコスの故郷のバギオというところのサンロケダムをめぐって、これは円借款の関係ですが、鹿島とベアを組んで、そして優先順位が一位になっているのです。この丸紅がやっぱり名前が挙がっているというところは聞いておられません。さっきのサロングさんの資料の中に丸紅が挙がっているというのには聞いておられません。聞いておたら正直に言ってください。

それから、東陽が、やはりリベートの問題で東洋建設の名前が既にある程度出ていたというのには聞いておられません。いかがです。

○政府委員(黒田真君) サロング委員会に今御指摘のようなことに関連のある資料が手渡されたという記事は承知しておりますが、その内容等につ

いては、それを公表している、あるいは発表しているものとは承知しております。したがって、私どもも固有の名称については特別承知はしていないということでございます。

○梶原敬義君 ちよつといひですか。

外務省の経済協力局長藤田局長以下ミッシンを組んで行ったという話、これはきょう立ったのですか。きのう立ったのですか。

ちよつと話が過ぎ過ぎております。これは、計画はいつからあつて、何できょう行つたのですか、これは。

○説明員(林陽君) 日本から対フィリピン経済協力に関するミッシンを出す件につきましては、三月の初めに外務省の梁井外務審議官がフィリピンに参りまして、アキノ大統領等とお会いした際に、日本としてその用意があるということと向こう側に提案し、先方からもそれを歓迎するということに、その後早急に派遣をしていただきたという要請があつたことを受けて派遣したものでございまして、今先生御指摘のサロンガ委員会との関係で急遽派遣することになったものではございませぬ。

○委員長(下条進一郎君) 時間が参つております。手短かに願います。

○梶原敬義君 最後になりますが、この問題については、大蔵省も通産省も経済企画庁も関係が大ありでありまして、知らぬ存ぜぬじゃなくて、やっぱり事実かどうかよく飛んで行つて、アメリカにも行くし、それからフィリピンにも行つて、事実サロンガさんの持っている内容や何かもチェックをして、いや今言われているようなことではないんだと、日本にも逆にそういう金が流れて今度来ているかも知れぬ、後から出るかも知れぬ、そんなことはないならぬというものを早くやるべきじゃないの。対応が遅いと思うのだ。私はでき過ぎておると言ふのは、やっぱり動きが早かつたなと、こう見たんだが、そうでないというのなら、そこそこについて一体大臣どういうように対応するのか答弁をお願いして終わります。

○國務大臣(平泉渉君) 今、お話はまだ極めて情報不足をいたしておりますから、すべてその問題は情報をよく十分収集をいたしまして、そしてそれを十分に検討した上で対処すべきものであると考えております。

○梶原敬義君 最後、情報をとるのが遅いと言つてゐるのですよ。その情報を早くとるために一体どういう努力をするかというのです。最後に。

○國務大臣(平泉渉君) 特に遅いとも思ひませぬ。

○梶原敬義君 それなら何か出して下さい、持つてゐるものを。

○國務大臣(平泉渉君) いやいや、そういう意味じゃなくて、今のフィリピンの情勢というのは、まだ政権が交代をして非常に忙しかつたときでありますから、何も日本政府はそこで特別な行動をとることはできませんから、十分の中で、妥当なプロセスの中で得られる情報を集めるべきである、こういうふうな考へておるわけでありませぬ。

○委員長(下条進一郎君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午後一時五分休憩

午後一時四十分開会

○委員長(下条進一郎君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

産業貿易及び経済計画等に関する調査を議題といたします。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

十五億ドル。それで計算いたしますと、約八兆五千億、円高の利益が日本にもたらされるわけですね。これはまさに神風であつて、四億三千万トンの原料がそれだけ安く入るといふことは、日本経済発展の大きな基礎になるだろうと私は確信します。どうぞそういう方向で物事を考えることが大事ではないかと思ひます。

午前中の質疑応答で、けさの新聞に載つておる電力並びにガスの引き下げについてはまだ確定ではないといふことでしたから、希望を申し上げ、両大臣の御回答をお願いいたします。

私は、こういう神風の利益があつたときにこそ電線の地中化を進めるべきではないだろうかと思ひます。一キロメートルつくるのに五億円かかる。だから、大変手数もかかるし、簡単な方法としては電力料金の引き下げに走りがちでありますけれども、私はこういう機会にこそ、ふだんやれないことをおやりになるべきだと考へますが、この利益還元について両大臣の御所見を承りたいと思ひます。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 先ほども答弁をさしていただきましたが、結論はまだ決まていない。しかし、電力というものはコスト主義で、法律がそうなつておりますから、やはりその需要者の問題を忘れることはできない。ただ、幅を幾らに見るかといふことによりまして、やはり日本経済に役立つような電力料金については値下げの仕方、それがいいだらうといふことで、各方面の意見を聞いておる最中でございます。

電線の地中化問題につきましては、現在でも、ことしから例年の五倍ぐらゐにして、年間百キロメートル、一キロ大体四億円程度かかるそうでございますが、それを三年間でやるということになつております。百キロでは四百億といふことですね。それ以上にふやすといふやり方がまた技術的な問題で、日本国じゅう一遍に道路をひっくり返すわけにもなかなかこれ現実問題としていかならぬでしょう。そういうような技術の問題ももちろんあるでしょうが、やはり非常に貴重な御意見で

ありますので、今後とも十分頭の中に入れておきたい。そういうようなことで、今後どうするかは電力会社と相談をして、やれる限界というものがございまして、そういう問題も見ながら参考にしたいと思ひます。

○國務大臣(平泉渉君) 円高の問題は斎藤博士のおっしゃるとおりでございます。まさにこういう交易条件の改善による我が国の経済の非常な利益といふ部分、その部分を十分に活用しなきゃならぬ。どうも世上、円高というのは非常な不況である、不景気である、こういう議論がござい

ますが、お説のとおり、もっとそのメリット面を十分理解して、この交易条件の改善による部分といふものが実際の経済活動の活性化に結びつかないかならぬ、かように考へておる次第でございます。

○斎藤三郎君 きのう前川委員会の会があつて、石炭第八次計画で二千万トンを半分に減らすという案が盛られたと承つております。今まで石炭に使つた金が二兆二千億、大変重要なお金を使つてゐるわけですね。この石炭産業をどういう方向へ持っていくかといふことは、私なんかよりむしろ梶原先生の方が御専門なんでありませうけれども、私のような門外漢でも非常な関心を払つていくおつもりなのか、通産大臣の御意見を承りたいと思ひます。

もし油がこのように下がらなれば、ヤマニさんの言うように一バレル八ドルまで下がるものなら、もう石炭なんか要らないよなんという議論になつちゃうんじゃないだろうか。一体日本の産業の中で石炭をどう位置づけるかといふことをはっきりしておくことがこの際大事だろうと思ひますので、お伺ひいたします。

○政府委員(野内隆君) 石炭そのものは、石油代替エネルギーとして非常に重要なエネルギー源でございますので、今後とも利用の促進に努めていきたいと思ひます。石油が何ドルに下がつたら石炭からまた石油に

戻るかという点は、なかなか難しゅうございますが、一般的に言ひましては、電力等設備投資の大きなものにつきましては、長期的な観点から投資の意思決定が行われますので、また石油に属するものは少なからうと思ひますが、一部のセメント等、簡単に転換可能なものにつきましては、短期的な可能性があるかと思ひますが、長期的には、石油というものはエネルギーの中で非常に重要な位置を占めると思ひます。

それから、今御指摘の、国内石炭産業であろうかと思ひますが、国内石炭産業につきましては、現在千六百三十万トンの生産規模でございまして、現在の第七次策が内外炭格差が余り開かないという前提で組み立てられておりますので、来年度から始まります新しい第八次策の検討が現在始まつておりますが、これは内外炭格差がこのように開いたような状態で経済性という点も配慮して、もう一度石炭政策というものを直す必要があるという観点で、現在石炭産業審議会におきまして御議論をいただいている段階でございまして。

○斎藤栄三郎君 今、特定産業構造改善臨時措置法に基づいて二十六の業種が指定されております。この六月で期限が切れる繊維四つは外される。そのほか洋紙なども問題になっているようです。が、一番今財界で心配しておられるのは、セメントがどうなるか。韓国、台湾などから相当、四十七万トンも入つてきている。これが外されるかどうかということが非常に関心の的のようでありまして、通産当局はどういうおつもりでいらっしゃるか、お伺ひしたいと思います。

○政府委員(浜岡平一君) 御指摘のとおり、再検討が行われております。セメント産業につきましても、最近の状況に照らしましていかに扱うべきか検討をいたしております。ただ、セメント産業につきましても、最近時の状況を見ますと、計画策定時よりもより厳しい状況が出現をしていゐるのではないかと今思ひております。

か、予想以上に需要が減つていゝというところが一つでございます。また第二に、そのことと関連いたすわけでございまして、いわゆる高炉セメントのウェイトがかなり上がつてきておりました。その結果クリンカー需要そのものは減つていゝ。セメントの需要の減り方以上にクリンカーの需要が減るといゝような状況が発生をいたしております。

さらに、先生御指摘のとおり、六十周年で五万トン近いセメントの輸入が行われております。現在最も大きな問題になっておられるのは韓国でございまして、いわゆるオリンピック需要に向つて設備の大増設を行つておられます。オリンピック需要が峠を越えまして、この能力が輸出圧力として動き始めるということとございまして、多分六十年代では七万トン、内需の約一割というレベルに達しまして、さらに急激に輸入のウェイトが上がつてくるのではないかと今思ひます。

こんな状況下で、ことしの三月で一応設備処理は終わるわけでございまして、一部ではさらに処理量の上積みが必要ではないかというような声も出てきておられるとございまして、なお関係方面との意見調整が必要でございまして、私も担当原局といたしましては、現段階ではもう少し様子を見た方がいいのではないかと今思ひます。強く持つておられるわけでございまして。

○斎藤栄三郎君 お言葉の端をとらえるようで七万トンと言ひましたが。五万トン、七万トンと言ひましたが。大変失礼しました。五十万トン、七十万トンの間違ひでございまして。

○政府委員(浜岡平一君) 大変失礼しました。五十万トン、七十万トンの間違ひでございまして。

○斎藤栄三郎君 わかりました。

次に、どうも残念ながら、明治以来日本政府が一生懸命に育成してきた重要産業がみんなだめなんです。造船、海運、セメント。そして今これから伸びようとしていゝものは、大体戦後の産業、特にベンチャービジネスに顕著な例が見られる。そこで私は、公取の委員長並びに通産大臣にお

伺ひたいのでありますが、ベンチャービジネスの悩みはホールディングカンパニー、持ち株会社がつかないことだと言われております。日本の独禁法の独特なところかも知れませんが、アメリカではちゃんとホールディングカンパニーが認められていゝ。日本ではそれは認められていゝない。このベンチャービジネスの発展のためにはホールディングカンパニーが必要だという財界の要望が強いんですが、この点を独禁法当局はどうお考えになるか。そしてまた、今アメリカの議会ではアメリカの独占禁止法の改正案が出ていゝことはもう御高承のとおりであります。非常な緩和の方向に向かつていゝ。その点についての御所見をあわせて伺へば幸いです。

○政府委員(高橋元君) ベンチャービジネスといふものは資本の調達、資金の調達について非常に困難があるわけでございまして、その成長を支援するためにはどうして株式形態で、つまりリスクキャピタルとしてベンチャーキャピタルから資金の供給を受けなければならぬということになります。

昭和四十七、八年と昭和五十年の後半に、いづれもベンチャーキャピタルがたくさんできたわけでございまして、そういう場合にベンチャービジネスに対する金融を株式取得の形態でやるということについて、斎藤委員のお話ですと、それが持ち株会社の禁止に当たるかという御懸念がございまして、私も私どもはベンチャーキャピタルに対する資本の供給という意味でベンチャーキャピタルが株を持つことは独禁法の九条に、いわゆる持ち株会社の禁止の規定には抵触しないという考え方をとつておられて、このことはたしか昭和四十七年だったかと思ひますが、公取引委員会ガイドラインとして外に出しておるわけであります。

ただし、事業支配の目的で他の会社の株を持つことだけを目的とするいわゆる持ち株会社の禁止といふものは今後とも継続することが必要だといふふうに思つておりますが、ベンチャーキャピタル

ルが動くために必要な程度の条件が三つ、四つございまして、例えば過半数を超えてベンチャービジネスの株をベンチャーキャピタルが取得するか、株式取得とあわせて役員派遣をしてベンチャービジネスの仕事を人的、金融的両方の面から統制をするとか、そのほか新株でなければ取得してはいけませんとか、そういう制限があるわけでございまして、どういふ制限があるためにベンチャーキャピタルがうまく動かなくて困るということ、通産省でもベンチャービジネス研究会というのをあつくりになって、その研究会の中間報告というのを私も承知しておるわけであります。

話が長くなって恐縮でございしますが、先ほど申しました役員の派遣という点について弾力的な運用をしてもらへばいいんじゃないかという御意見が中心のようであります。

それからベンチャーキャピタル、資本を供給するキャピタルの方からの今の私どものガイドラインに対する問題点というものの意見をとつておられますけれども、それにつきましては大体の大筋はいいわけでありますけれども、役員派遣とか兼任の禁止ということについて、また資金の供給を新株の取得によつてやる、そういうところはリジッドに過ぎるという面がないわけじゃないんじゃないかという御意見もいただいております。

いづれにしても、ベンチャービジネス及びそれに対して資金を供給するベンチャーキャピタルといふものの経済的な意義というものが十分認められるわけでございまして、そういう機能の發揮に支障のないような方法というのを今後とも考えていきたいと思つております。

○斎藤栄三郎君 よくわかりました。

次に、全国を私歩いてみて、商店街の凋落が非常に目につきます。その理由は、大型店ができる人口の流れが変わつちやうということ、それから後継者難から、もう老夫婦だけになつちやうて気迫がなくなつていゝことだと思ひます。通産省の統計でも、五十七年と六十年の調査によ

ると、約五〇商店が減っているということですが、このままでいけばもっと減っちゃうだろうという懸念があります。

そこで私は、通産省が五十九年からやっているコミュニティマーケットをもっと大々的に拡大していくことが対商店街対策として必要じゃないかと考えます。通産大臣、いかがでしょうか。

○政府委員(木下博生君) 中小小売商業の問題については、ただいま先生御指摘のように、売り上げが大変伸び悩んでおります。その関係で商店数も減り、働いている人の数も減っているという状況がこの二、三年顕著になってきておるわけでございます。そのような中小小売商が今後発展していくためには、単に従来のように商店街にアーケードをつくって明るくするというようなことだけではなく、もう少し住民の暮らしと直結したような形で商店街の振興開発をやっていく必要があるんじゃないかということを考えまして、中小企業庁といたしましては五十九年度からコミュニティマーケット構想というのを実施しておるわけでございます。非常に全国各地からぜひやってみたいというような声が出てきておまして、今年度も十五カ所について予算をとっておるわけでございます。

ちょうど横浜の伊勢佐木町みたいな形で、住民の人たちが楽しみなながらショッピングできるというような場所をつくっていくというようなものがございますけれども、今後とも全国各地それぞれの特徴を生かしたコミュニティマーケットが実現できるように、私どもの方としては構想段階から補助金でお手伝いし、これを実現する際には中小企業事業団の高度化資金を使っていたかどうかというところで、中小小売商の発展を図っていきたいというふうに考えております。

○斎藤三郎君 次に、これは商業だけに限らず工業の場合でもそうですけれども、ちょうど交代の時期になっておいて、一番困っておるのは相続税の問題です。そこで承継税制を、私はこれをもう一回見直す

べきだと思います。現在は二百平方メートルまでの土地にだけ適用される。営業用に使っている場合は四割評価を少なくする、住居用の場合は二割少なくする、そのいずれかはつきりしない場合には平均三割の評価を少なくすると、こういうやり方ですけれども、いかにも規模が小さ過ぎると思ふんです。もう少しこれを拡大する方向で考えないと、この中小企業対策としては画竜点睛を欠くんじゃないかと思うんですが、その点、通産大臣の御所見いかがでしょうか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 今度の税制改正が大改正をやるということでございますから、その折に十分にそれは主張してまいりたいと思っております。

○斎藤三郎君 私はカルタゴの例をちょっと申し上げたいと思うんですが、釈迦に説法かも知れませんが。

二千年の前に地中海貿易で大いにうけたカルタゴです。当時の世界では一番金持ちであつた。その金持ちをねらって襲撃したのがローマです。三回にわたる戦争をやつて、カルタゴは七十万の人口が五万に減つちやうした。最後は全滅するのであります。

どうも今の日本を見ていますと、カルタゴの轍を踏むんじゃないだろうか。貿易で大いに稼ぐけれども、このままで一体いんだらうかというところを少しも感じず、そのときに私は、ぜひとも日本が世界から尊敬されるようにならないうるやうなことを、それがためには研究投資をふやしていくというところが非常に大事であつて、最近の統計によると大体八兆円、しかしアメリカの二十兆に比べるとまだまだ半分以下であります。そういうときに大事なことは、もっと研究投資をして人類共通の利益が守られるような手を打つということがこの際大事ではないんでしょ

う方向に御努力してくださることを切望したいと思ひます。いかがでしょうか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 全く御説のとおりでございます。我が省におきましても、ヒューマンフロンティアでございまして、か、というようになことで、工業技術院を中心にして、新素材とかバイオとかマイクロエレクトロニクスとか、そういう新しい分野に非常に積極的に民間と一緒にになりまして、産官学で一緒になってやろうということでもスタートをいたしております。

また、税制改正の折も、やはり研究開発費が税の恩恵を受けられるようにして、民間においても積極的な新しい時代に向かつての新しい技術の求めているかなければ日本は生きていけない。やはり在来のものでどうしても発展途上国にある程度お渡しをする以外にないわけでございますから、そして我々は別なものをつくっていく。全く私は先生の御趣旨のとおりで、そのように通産省も挙げて頑張っていくつもりであります。

○斎藤三郎君 大臣の御意見を聞いて安心いたしました。ぜひひとつそういう方向で強力に推進していただくことを重ねて要望いたします。今度の国会に研究交流促進法が出されておりますが、ぜひその成立を図つて、そして日本が世界から尊敬されるような技術国家になることを要望しておきたいと存じます。

私はきょうの質問四十分行たれておりました。結論を申し上げますと、私は円高を、先ほど午前中大臣がおっしゃったようにうまく利用して、再発展のモメントに、動機にすべきだろと考へております。過去において四十六年、四十七年のときの円高、それから五十二年、五十三年の円高、いずれもうまくこれを乗り切ることができたのでありますから、ひとつ英知を絞つて、官民協力してこの難局を乗り切ることが要望して私の質問を終えます。

○伏見康治君 通産大臣お忙しいところを、余り通産大臣に適当でない問題で御質問申し上げるの

は恐縮の至りなんですけれども、私はSDIに關して日本政府の対応がどういふことになるか心配しておりますので、その点について大臣の御意見を伺つておきたいと思つておるわけですが。

SDIを現段階で議論するのは、恐らくそのSDIに理解を示されたとか称される総理大臣があるいはその窓口である外務大臣にお伺ひするのが正しい段階であらうかと思ふんですが、幸いにして、昨日の新聞を拝見いたしますと、政府は第三次のSDI調査団を組織して、近いうちにアメリカを訪問されるそうでございます。それは新聞の記事によりますと、二十一年の企業が参加するそうでございます。この企業は通産省がその面倒を見られる企業であるから、多分通産大臣の意識もそちらの方へそろそろ移つてくるころであらうと思つて御質問申し上げるわけ

です。何うためには、SDIを大体どういふものであるというふうに理解するかという点が肝心であると思ふんですが、これはインシニアチブという言葉がございまして、これはレーガン大統領のインシニアチブだと思ふんですが、要するにレーガン大統領の人間の発想であらう、こう考えます。

レーガン大統領が日本へ参りましたときに写真を見ますと、黒いカバンを持っていた秘書さんがかくつて歩いておる。その黒いカバンの中には、いざというときにレーガンが押さなければならぬボタンが入つておるはずであります。核戦争のきつかけをつくるボタンをしょつちゅう担いで歩いておるわけなんです。これは、なれてしまえば何でもなくなるのかもしれないけれども、本当にそれを使うというときには何億という人間の生命を奪うか奪わないかという決断をすること

でございますから、まじめに考えれば大統領個人としてはその精神的緊張の負担に耐えられないはずだと思ふんですね。それをできるだけ避けたいという気持ちになるのはこれは当然のことです。私も中曾根さんではありませぬけれども、レーガン

大統領のイニシアチブには理解を示したいと思うんです。

しかし、大統領がそういうふうに考えておられるということ、それを受けてアメリカのお役人やアメリカの科学技術者たちがそれを世間で言うスターウオーズの形で大統領の希望に沿うようにしようとしている、実際上しようとしていることとの間には、私は相当のギャップがあるというふうに考えます。つまりレーガン大統領の良心といったようなものを信用して対応しているのは間違いだと思えます。現実はどういうことが行われつつあるかということをよく分析する必要がありますと思うのですが、その具体的なあらわれを幾つか申し上げてみたいと思うのです。

まずSDIOというお役所ができてまして、そこにいる人の方が入っておりますが、ヘッドになっておられる方は、これは軍関係の方ですが、その下に入って科学技術方面を担当しておられる方は、結局従来はほかの科学技術の研究を担当していたロスアラモス科学研究所の方が入っておられる。この方は私がしばらく関心を持っております核融合の仕事をしていた方で、核融合が思わしく進展しないものですから余り予算がふえない、それで予算のふえそうなるに立場をお変えになつたんだというふうに私には理解できる人です。そういう方々が集まっておりますSDI予算というものを構成されていると思うのです。

そのお話は、非常にジャーナリストが言うスターウオーズのものを現実化するためのいろいろな計画を立ててお立っているわけですが、そこで考えられている数字というのは、現実とSDIとして本当に働くものとの間には非常に大きなギャップがございます。これは核融合研究のときの初期の段階と、それから現在まで至っている段階との数字といったようなものを考えますと私にはよくわかるのでございますが、初期の時代には核融合研究で高い温度をつくるというのは、初期の段階では数十万度程度の温度しか得られていなかったわけですね。しかし、目標は数億度であつた

わけですね。したがって千倍からの差というものを克服しなければならぬわけでありまして、それと同じような数字の差というものが、役に立つSDIと今それに相当する技術との間には三けたぐらいの差がたぶんあるわけですね。

これを現実にするためには大変な努力が要るわけでありまして、核融合の研究から申しますと、もう始めてから二十何年、アメリカやソビエトの方で申しますと三十年代はたつていて、三十年代は三十年代も究極の目標に達成しておりませんでして、恐らくことしか来年あたりで最初の理学的段階での成績が得られるだろうという見通しになっておられるわけですが、この理学的段階で話が済むわけではございませんでして、それから工学的段階があり、それが済んだ後で経済的な段階があり、核融合というものが本当に現実化するのには非常に遠い将来だと私は見ているわけでございます。

恐らくSDIもそれと非常に近い状態であろうと私は想像いたします。相当の力をお入れになつてもこのSDIが本当に現実に兵器として役に立つようになるのは二十年とか三十年ぐら先の話ではないかと私は思っています。当事者の科学者たちは少しも早く現実化するために余計に予算を投入したいと考えているのは当然でございます。SDI、大統領府が立てた予算というものは相当大きな額でございますが、それはコンGRESSで絞りに絞られまして、そういう予算の削減をされますという、科学技術者が考えている二十年という目標は恐らくまたさらに四十年とか五十年先になるのではないかとさえ思われるようなものでございます。

それで、私はSDIというものは全く研究段階のものである、現実に役に立つ兵器としては非常に遠い将来で初めて物になるものである、その認識が極めて大切だと思っておりますが、大臣はどういうふうに見ておられますか。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 科学のことで、それは先生は専門家で、私は素人です。

から、どれぐらいのスピードで開発が行われるものやら何やらさっぱりわからないのであります。しかしながら、SDIの研究をどういうふうな研究をやるかということでは各方面において将来の宇宙の關係あるいはレーザー光線あるいはその他のいろんなコンピュータの關係等、いろんな分野で興味のある企業が一緒に参加をするかどうかのための調査をやりたいということで、現在のところその程度までしかわかっておりませんので、それ以上のことについては残念ながらお答えできない状況でございます。

○伏見廣治君 今、日本の企業が、このSDIで大変大きな研究費がばらまかれて、それに関心を持つということは当然のことだと思っておりますが、しかし具体的な例として考えられますことを考えますと、例えばレーザーで考えますと、日本の強力なレーザーの研究家としては大阪大学の山中千代衛先生のところが非常に大きなレーザーをつくっておられますが、その山中さんが開発されました、HOYAがつくっている特別なレーザー用のガラスがございまして、このガラスは極めて性質がよいものですから、アメリカの同じような仕事をしている人たちがHOYAからたくさんガラスを買っています。山中先生と同じようなレーザーによる核融合の研究に使っております。

ですから、例えばレーザーということは何を開発するということになりますと、すぐそのHOYAのことを念頭に私たちは思い浮かべるわけですが、こういうのは全く商業ベースで既に生産されていて、アメリカにどんどん売られているものでございまして、それをアメリカさんが何にお使いになろうと、そこから先の話は日本としては関知しなくて済む話でございまして、日本は優秀な素材をつくって、それを売ってもうければそれでいいんだらうと私は思うのでございます。

もう一つ、例えば自由電子レーザーというのがございまして、それは電子を高速に加速いたしまして、磁石をたくさん並べて電子をぎざぎざの軌道を通らせるということによって電子の持つてお

りますエネルギーを光に変える、レーザーのもとにするというような自由電子レーザーという構想がございまして、そのときに電子のぎざぎざの道をつくらせるための磁石といったようなものは、これも日本の会社、日立金属が大変優秀なものをつくっております。こういうものが自由電子レーザーの研究なしにその完成のために大いに役立つであろうということは十分技術的に予想されるわけですが、これも全く商業ベースのものでございまして、それがどう使われるか先のことまで御心配になる必要は私にはなからうと思っております。

日本の企業というのは、そういう形で間接にSDIにコントリビュートすることはあるかと思うのですけれども、そのSDIに使われるか使われないかといったようなことを余り御心配になる必要はない。今までどおり平和利用、民生用の道具をおつくりになるというつもりでおつくりになつていけば、それが本当に役立つものなら大いに売れるであろうということで、それでよろうと私は考えるわけで、それ以上立ち入ってSDIの何か組織の中に入り込んでいく必要はないのではないかとおもうのですが、大臣としてはどういうふうにお考えでしょうか。

○政府委員(杉山弘君) ただいまお尋ねの件につきまして、つい最近日本から二十一の民間企業が政府の關係者と同時に一緒に渡米をするという、いわゆる第三次SDI調査団に参加をするという件に関連してのお尋ねかと存じますけれども、これにつきまして先生御案内のように、これまで二回にわたりました政府の關係者が渡米をいたしました調査をいたしましたわけでございまして、今回は高度先端技術の各分野について広い知識を有します民間企業からの参加も得まして、より広い観点からこの問題についてさらに一段と調査を深めたい、こういう趣旨からでございます。また日本政府といたしましてこのSDI研究に参加するかどうかというのを決めているわけではございませんで、その判断をする際のいろん

な材料を集めるための第三次調査団というふうに私も理解をしているわけでございます。

○伏見康治君 先ほどSDIはまだ研究段階ではないというのを申し上げたのですが、その点についてはレーガン大統領自身もそれと受け取れるお話をされておりました、場合によってはソビエトと一緒に研究してもいいではないかというところを言っておられます。それには核兵器の均衡状態を破らないようにSDIを持ち込むということは、実は大変国際政治的に甚だ難しいお話でございます。つまりアメリカが現在の核兵器で均衡しているときにSDIをつけ加えたものといったしますと、ソビエト側といたしましては、自分の方の核兵器が無力化されるということになりますから、要するに今までの平衡が打ち破れることになるわけです。ですから、ソビエトとしてはその打ち破られる仕方が決定的になる前に戦争を起こしてしまおうという誘惑に駆られるというところは非常に明らかでございます。したがって、SDIを今の核兵器の均衡の状態の中に持ち込むという仕方は非常に難しいわけです。ですから、レーガンが例えばSDIの研究をソビエトと一緒にやってもいいではないかというように何を何かで言っているのを私は記憶しているんですが、それももっともな考え方ではあるいはなからうかと思うわけです。

そういう意味で、SDIは研究段階であるというところは、同時にSDIに関する研究というものが軍事的秘密のとりどりの中には余りまだ入っていない段階である。つまり、いわゆる基礎研究の段階であって、クラシファイされているような研究科目にはまだなっていない段階だと私は思うわけです。それから、今申しましたように、国際政治的に考えても、むしろクラシファイしない方が安定的にSDIを今の核兵器体系の中に入れていくことができるのではなからうかと私は考えるわけですが、このSDIを、秘密をどういうふうにかえて守っていくかというところは、取り扱っていくかというところはSDIに対する対応を決める非

常に大事な要素だと思っておりますが、今度は防衛庁関係の方も行かれると思うのですが、防衛庁としてはその点をどういうふうにお考えになつていかの伺いたいと思つてます。

○説明員(小野栄一君) SDIにつきましては、先ほど通産省の方から御答弁ございましたように、現在これへの参加を検討中の段階でございます。その中で、防衛庁もそのメンバーの一人としてこの検討に参加している状況でございます。具体的にまだお答えできる状況にないわけでございます。

○伏見康治君 恐らく、正直なところまだそういうことを余り考えていないという段階であらうと思うのですが、SDIをこれ以上もし対応を強めるということになった場合に、第一義的に考えることは、もっぱら秘密の問題であると私は考えるわけです。

アメリカのいろいろな学界的動きというものを眺めておりますというところ、まず第一に、近ごろ科学研究費の出どころが国防省から出る部分が非常にふえてまいりまして、ある意味では我々日本人から見ますとそれ恐ろしくなるようなふうでございます。これは、「サイエンス」という雑誌の二月号に出ていた曲線でございますが、この指数線的に上がっているのが国防省関係のR&D、研究開発費用です。それに対して、その中にも基礎研究が含まれておりますが、それをほかの省庁とも合わせてやった基礎研究の数字というものがどういふものですか。それで、一九八〇年ぐらいまでは国防省の研究開発費といふものとほかの省庁の研究費といふものが大体拮抗していたんですが、レーガン政権になってから急速にふえまして、現段階では国防省関係の研究開発費の方が大きくなつていっているわけです。非常に大きくなつてい

る。そういうことを考えますと、アメリカの現在の状態というものは非常に危険な状態だと私は考えます。特に基礎の科学研究といったようなものは、秘密のとりどりの中に置かないで、オープンな

形で研究討論をやらせるといふことが進歩を促す一番大事な条件であるといふことは、学界全体の信念だと思つてございますが、そういう意味で、例えばいろいろな学会がアメリカで開かれたといひます。そうすると、ある学会のセッションの中に、そこで講演なさる方が国防関係の予算を使つてある基礎研究をなさつたという方がおられます。そのセッションに突然国防省のお役人が入つてこられて、このセッションは公開にできないから秘密にするといふことになつて突然その学会がいわばよその方には閉鎖されてしまつたといふようなことが起こつていふことが雑誌を拝見いたしますとしばしば出てまいります。

それから、やはりある大学の先生が研究費をもらつて——従来からのアメリカのやり方をお話ししないといふ話を通じなくなるおそれがあります。国防省が出すお金だからといって、いつも直接に軍備に関する研究であるとは限らないわけだとして、遠い将来には国防関係に役立つかもしれないという基礎の基礎の学問に対しては国防省がお金を出さずとができるわけですから、国防省のお金は全部兵器に直結しているとお考えになるのは間違ひなんですけれども、ですから割合に大学の先生方は気楽に国防省のお金をもらつてい

ますが、近ごろは、国防省のお金をもらつていふといふと、そしてその研究成果が少しも評価されない段階に到達いたしますと、突然それがクラシファイされるというところが頻々と起こつております。つまり、大学の先生としては初期は要するに自由な研究をするつもりでお仕事を始めになつたんだと思つておられますが、それがいつの間にか秘密の枠の中に閉じ込められてしまつたといふようなことがアメリカの国内で頻々と起こつております。

私はそれと同じようなことがSDIに関与した日本の企業や日本の先生方の間にも起こるのではないかとこのことを非常に心配するわけです。つ

まり、初めは別に秘密協定なんか結ばなくてもいいよといふことでSDI関係の予算をおもらひになつて何かしたといひます。ところが、それがある段階に到達したときに突然クラシファイされるといふことは十分あり得ることだと思つておられます。そういう意味ではSDIの当初のアメリカ側の言い方がそれほど秘密なことを考えていない、守秘義務のようなことは余り考えていないといふことがわかつたとしても、それが将来までそうであるという保証は一つもないように思つておられます。それから、そういう点をひとつ十分お考えに入れてアメリカとの折衝をやつていただきたいと思つてお

けます。それで、私は日本とアメリカとの関係の中で武器関係の秘密の問題が起こり得る例としては何かのことを考えてみたと思つておられますが、対米武器技術供与の取り決めというのが三年ほど前に成立いたしました。そういうときのいろいろないきさつといったようなものが今後のSDIを考える上において非常に大事だと思つておられます。この武器技術供与の取り決めの中で、秘密保持に関するものはどういふふうに取り扱われているかといふことを伺いたいと思つてお

○政府委員(村岡茂生君) 対米武器技術供与の枠組みのもとにおきまして、我が国が米側に供与いたします技術につきましては、アメリカ側が我が国に対して秘密保護を要請するあるいは規制を課する、こういう根拠はないわけでございます。

御高承のとおり日本側が技術を供与するわけでございます。その供与国側の方が秘密保持を米側に要請をいたしました場合に、米側はそれに応じてそれ相応の秘密保持する義務がある、こういう規定は存在いたすわけでございますが、米側の要請においてこの武器技術供与の枠組みのもとで日本側が秘密保持するといふのは原則としてございせん。また、そのような規定はMDA協定あるいは対米武器技術供与に関する交換公文、同じく細目取り決め等に一切根拠を見出さないと

○伏見康治君 今言われたとおり、日本側のい
わば持っている技術をアメリカに伝えるんだか
ら、日本側にも何かアメリカに秘密を守る義務
を課してもいいが、日本側にはその必要はない
はずだと言われましたが、私は必ずしもそう考
え込んでおらず、アメリカの要する兵器系
の中に日本が入り込んでいくということ
から、日本がその取引の最中にアメリカ側の
いろいろな技術面に触れるということはもう当
然あり得るわけです。

アメリカの兵器体系の中に日本の兵器体系を
組み入れたときに、こちら側の知識だけが向
こうに行くと、向こう側の知識もこっちへ入
ってくるはずだと思ふんですが、そういう
わけで、決して私は生易しい問題ではないと考
えます。

そして、この取り決めのなされるに、新聞記
事によりますと、通産省と外務省の間で意見の
対立があったといったようなことが書いてある
んですが、それはどういうことであつたんでし
ょうか。

○政府委員(村岡茂生君) 当時の五十七、八年
ごろの新聞記事には、確かに委員御指摘のよ
うに、やや各省間に意見の相違があるという
ような記事が散見されるわけですが、私の知る
限りにおきましては、まさに官房長官談話に
ありますように、対米武器技術供与について、
防衛分野におきましては、アメリカとの技術
の相互交流を図ることが日米安保体制の効
果的運用を確保する上で非常に重要である
と、こういう観点から、アメリカ側の要請に
応じまして対米武器技術供与をし得る道を
開くということが決定されたわけですが、そ
ういふような点に關しまして、私も通産省と
していささかの異論があつたわけではない、
このように理解しております。

○伏見康治君 大臣もうよろしいですよ。
昨年の暮れになって武器技術供与の取り決
めの細目取り決めが行われたと伺つておられ
ますが、そのときにSDIというものは全然考
慮になかった

んですか、それともそこまで考えてやって
いたんですか、どうですか。

○政府委員(村岡茂生君) 私どもはSDIま
で念頭に置いて細目取り決めの署名をしたわけ
ではないんです。

○伏見康治君 将来のことになりますか、SDI
に日本が参加するといったような場合には、
この武器技術供与の取り決めといったような
ことが一種のお手本的なものになるかと思
うんですが、そういう関係はあるんでしょう
か、ないんですか。

○政府委員(杉山弘君) 先ほども御答弁
いたしましたように、まだ我が国としてはSDI
研究開発に参加するかどうかということ自身
も決めていないわけでございまして、その
御質問ということになりますと、お答えに窮
するわけでございまして、いづれにいたしま
しても、我が国がSDIの研究開発に参加する
かどうかを検討する過程におきましては、今
先生御指摘のような点についても一つの検討
課題になるということにはなろうかと思
うわけでございまして。

○伏見康治君 SDIのことを考える際に、も
う一ついろいろな参考になることと考へま
すので、コム、対共産圏輸出統制委員会と
訳すんですか、コムのこのことについて幾
つかお話をしたいと思ふのでございまして。

コムの具体的な取り決めがどういふこと
であるのかといったようなことは余り公表
されていないので、私は一向に何が何だか
ちともわからないんですが、しかし具体的
な事例として日本の商社が何か売ったもの
が後でコム違反であるといつてとがめられ
ておられるという話と、一体コムといふ
のはそもそもどういうものなのでございま
すか。

○政府委員(村岡茂生君) コムは戦略物資
の自由主義諸国から共産圏への流出を規制
することによりまして、共産圏諸国の戦力
の増大を抑制するということを目的とし
て設立されたもの

でございまして。私どもも日本政府も一九
五二年に本件に参加いたしました。

このコムの具体的な規制の内容あるいはその
運用基準などにつきましては、コムの申し
合わせによりまして公表できない部分もあ
るわけですが、しかしながら、コムの存在
あるいはその運用というものを通して、民
間側で、例えば商機を逸するとか、そうい
う弊害が生じないようには極力私どもも
このコムの申し合わせの範囲内におきま
して可能な限り透明かつ明確な運用を
したい、かように努力をしておるわけで
ございまして。

コムの内容、どのような品目が規制され
るのかということに關しましては、外国為
替及び外国貿易管理法という法律に基づ
き貿易管理令の別表第一に事細かに規定
されております。コム関連では百六十四
項目にわたります規制品目を規定されて
おるわけでございまして。このような貨
物を輸出する場合におきましては、通商
産業大臣の承認を要するということにな
つておるわけでございまして。

また同時に、このような品目におきま
して若干の例外が設けられておるわけで
ございまして。この例外には二種類ござ
いまして、一般例外と、コムの中の全会
一致の承認を得る、こういう手続を経
まして例外的に輸出が認められる場合と
行政例外と申しまして各国にその判断
を任せて、規制品目ではあるけれども、
これは軽微なものである。この二つの
やり方がございまして。

最近の事例といたしましては、中国に
対するコム規制の緩和ということを昨
年の十二月でございましたが、実施した
ところでは、その際かなり詳細な新聞
発表をいたしましたわけですが、御記憶
もあらうかと思ひます。このように
な形で極力透明かつ明確な運用をする
ように私どもとしては努めておるつも
りでございまして。

○伏見康治君 百四十何項目といつた
ようなこと、こういうものは出しては
いけないということ

が書いてある。にもかかわらず、ときど
き売つてしまつてから、それはいけない
という、後追ひの何かお話があるよう
に新聞には書いてあるんですが、それ
はどうして起こつたわけでしょうか。
要するに、輸出に關する規制を初め
から商社がバイオレイトしたといふ
ことなんですか。

○政府委員(村岡茂生君) 最近、二
件続ましてコム規制違反の輸出が行
われたわけですが、新聞記事等を通
じて御案内の方も多いかと思
うわけでございまして、私どもも調
査をした範囲内におきましては、両
件とも意図的に、あるいはコム
の規制が存在することを意識して
それを脱するための工夫をしながら
輸出をされたものでございまして。
まことに私どもも残念であると思
つておるわけでございまして。

いづれの事件も、したがしまして輸出
者に対してまして一カ月の輸出禁止
という内容を内容としたまことに
この制裁措置を講じたところでござ
いまして。

○伏見康治君 私の伺いたいのは、つ
まりこういうものはいかぬ、こうい
うものはいかぬ、こういうものに書
かれていないためにエラーを起して
いるんじゃないか、という点を懸念
するわけです。つまり基準がはつき
りしているのか、していないのか、
僕はその百四十何品目というのを
調べたわけじゃないのでわかりな
いんですが、そこに疑問を持ってい
ることを申し上げたいと思ふんで
す。

このコムの規制というものは、要
するに共産圏に属する先端技術の秘
密が漏れないための措置だと思
うんですが、SDIといふような
ものが出てまいりますが、そのSDI
に關連するいろいろな秘密といふ
ものが恐らく出てくるんだらうと思
ふんですが、そういうようなもの
が共産圏に漏れないための措置と
いふのはまた考えられるわけなん
で、これは全然関係ないんですか。

例えば先ほど申し上げた具体的な
例で、HOYAのレーザー用ガラスと
いふようなものが先端

技術であると考えて、共產圏には売れなくなるといふようなことがあるのでしょうか、どうなんですか。

○説明員(岡本行夫君) 先ほど米通産省の方からも御答弁しておりますが、S D Iへの我が国のかかわり方、我が国の参加問題といったことにつきましては、現在あらゆる角度から慎重に検討中でございます。したがって、今先生御指摘のような点が起ってくるのかどうか、そのようなこともまだ私どもとしては申し上げられる立場にないわけで、今後あらゆる角度から検討を続けていくというところでございます。

○政府委員(村岡茂生君) 先ほどコムに関する御質問でございましたが、百六十四品目輸出貿易管理令に記載してあると、こう申し上げました。これはかなり明確に百数十品目について記載をしております。それに加えて、その解釈をめぐりまして解釈通達、これも公表されております。相当分厚いものであります。

さらにそれに加えて、疑義がございました場合に、こういうものを輸出したのであるがコムに該当するか否か、こういう該当照会、照会をするような制度を私どもはつくっております。輸出に着手する、あるいは契約交渉をなさる前にそういうことで照会をしていただきますと迅速に回答する制度もつくっております。いろいろな対策によりまして規制されている貨物が何かということは関係者には迅速にわかる、こういう仕掛けをつくっております。

○伏見康治君 それについてさらに伺いますが、しばしばヨーロッパの国々から共產圏に売られていて日本では禁止されているという例があるというふうに伺っておりますが、つまりヨーロッパ諸国の方は適当にいわば融通をきかしているのに、日本の通産省は非常におかしいということなんでしょうか、どうなんですか。

○政府委員(村岡茂生君) コム規制というのは、御存じのとおり、国際協調のもとで各国がそれぞれの輸出管理を行っておるわけでございませ

て、その内容が統一されるように常時議論は行っているわけでございます。かつまた、現実の輸出管理において各国の間に差異があると私どもは思っております。

我が国の場合にやや私自身若干問題があるかなと思うのは、コムの処理に要する期間が比較的に長うございまして。三カ月、四カ月といったような日時を要するというのがございまして。これにつきましましては、私もまことに遺憾とするところでございまして、昨年の暮れにおきまして相当無理をいたしましてこの滞貨の一場ということに努めまして、現在ではそのような長期間の滞貨はないと、こういう状況になってございます。

○伏見康治君 コムの項目に書いてあることは、これは年代とともに変化するものなんだと思います。科学技術がどんどん進歩しております。つまり、しばらく前までは非常に先端的だと思われたものが、ちっとも先端的でなくなるでしようし、今まで考えたこともない新しい技術が出てくるでしようし、これはどの程度の頻繁さで改定されているのですか。

○政府委員(村岡茂生君) リストレビューというのがございまして、コムリストにつきまして各国が寄集いましてリストを見直すという作業をやっております。従来はこれは三年に一回ということでございまして、先生御指摘のとおり、大変技術の進歩も激しい状況にかんがみまして、毎年レビューをしていくというような体制になりつつあるところでございます。

○伏見康治君 ちょっと足をのばして済みませんが、お願いいたします。

今度S D Iの調査に官民合同で行かれるというお話なんです、そのときの民の方はお役所がいわば命令して連れていくのですか、それとも対等な立場で一緒に行くということなんですか。

調査団の性格はどういうふうになっておりますか。

○政府委員(杉山弘君) 今回の調査団の派遣に際しまして、民間から二十一企業御参加をいただく

ことになったわけでございますが、これは役所の方から呼びかけるとか、特定の団体を通じて希望を募るとかというのをいたしたわけではございませんで、むしろこれまで新聞紙上等にS D I問題について報道をされるというようなことから、これに興味、関心を持つ向きが個別に、私もその他防衛庁等々の役所の方にコンタクトをしまいたりました。そういう企業を中心として今回もメンバーを構成をしたと、こういうことでございますので、役所が強制するとか命令をするとかいうことをやったわけではございませんし、当然のことながらこの調査団においては役所も民間もそれこそ対等の立場で御参加をいただき、広い観点からS D I研究参加についての前提となるいろいろな問題について検討をしていく、こういうことでございます。

○伏見康治君 つまらないうことです、その民間の方の旅費は各人が自分で自弁するわけですか。それから、帰ってきた後で調査団として何か結論を出されるときには、その民間の方とお役人とは対等の立場で議論してその報告書をおつくりになるのでしょうか、どういうことになるのですか。

○説明員(岡本行夫君) 先生の御質問の最初の部分につきましては、参加する民間企業はそれぞれ自弁でございます。

第二の点、報告の取りまとめでございますが、これは調査団が戻りまして、しかるべき検討期間を経て当然調査結果を取りまとめることになるわけでございますが、これはあくまでも官民合同調査団という名前からもお察しいただけますとおり、官と民とは対等の立場で、そして団長の責任のもとにおいて取りまとめられることになりました。

○伏見康治君 ありがとうございます。

○田代富士男君 時間に制限がございますからまとめて御質問をしたいと思います、最初に円高の問題で質問をいたします。

円高は、昨年の九月の二十二日のG 5での協調

介入を第一段階と、このようにみなした場合、十月二十四日から短期金利の高目誘導策を第二段階、このようにしていきますと、本年一月下旬から一ドル百九十円から百八十円、そして御承知のとおり現在百七十円台へと進む、円高の言うならば第三段階を迎えているのではないかと思います。特に御承知のとおり、三月の十七日、これは百七十四円八十銭であったかと思いますが、五十三年十月の百七十五円五十銭、これが史上最高、これに比べますと、七年半ぶりに最高を更新したことになるわけなんです、この急激な円高傾向というのは今後どのように展開すると考えていらっしゃるのかという点がまず第一点でございます。

それから澄田日銀総裁が、一ドル百九十円を突破した際には、円高傾向は望ましいがテンポが急ぎ過ぎると、これはもう御承知のとおりでございます。述べていらつしやいます。三月十七日には、大蔵大臣は、変化は急激過ぎると、このように述べて、政府といたしまして円高はまだ進んでよいけれども、ただしテンポをもっとゆっくりと、こういうような考えであるのか、望ましい為替レートの限界というものをどの程度にお考えになつていらつしやるのか、まず最初にお尋ねをいたしたいと思ひます。

○説明員(金子義昭君) 第一点の最初の、今後の為替相場、円相場の動向でございますが、最近まで円高ドル安が進展してきておりまして、その背景としては一般的にはアメリカ経済が予想されたほど好調でないこととか、あるいは石油価格が下落しているというふうなことを挙げることができるとかと思ひますが、ただ為替相場は各国の経済情勢だけではなくて、いろいろなきまざまな要因に影響されるわけでございまして。したがって、今後どうなるかというものは非常に難しいわけでもありますし、また通貨当局が今後どうなるだろうというふうな見通しを述べることは、為替相場に、為替市場に対する影響もございしますので差し控えていただきたいと思います。

それから第一点の円高のテンポと、それから限界といいますが、相場の水準についてでございますが、まず為替相場は、基本的には当然のことながら各国の経済ファンダメンタルズを正しく反映すべきであるという事は、これは一般論として言えるわけでございます。しかしながら、具体的にどういふ水準が適正なのか、どういふ水準が限界なのかというようなことは、これは先ほどの見通しの問題と同じように非常に難しい問題でありますし、またやはり発言するのは適当ではないんじゃないかと思っております。

ただ、基本的に為替相場の安定が望ましい、あるいは重要であるという事は、これは疑いのないことでございまして、ここへ来ての円高はやや急過ぎるという感じは持っておりますのでございまして、私たちも今後とも為替市場の動向には十分留意してまいりたいと思っております。

○田代富士男君 今後の展開は非常に難しいし、通貨当局者として発言は慎重にならざるを得ない、これは今予算委員会をやっている最中でも、同じことを何回も聞いてまいったことでございましてけれども、この急激な円高の動きについては政府も国際的な投機機動の動きであるという、そういう危機感を強めているようでありまして、そういう市場専門家は円高はなお進んで、一ドル百六十円台を目指すという、こういう見方も出ております。御承知のとおりだと思っております。

一部報道によりますと、そういう立場から日銀がニューヨークの為替市場で円売りドル買いの市場介入を実施したというように一部に伝えられておりますけれども、これが事実であるのか、ここあたりは明確にお答えをいただきたいと思っております。

それと、我が国の一方的介入というのは政治的に逆効果であるというアメリカの国務省の高官の声もありまして、タイミングとしてこれはよかつたのかどうかという、こういう点でございまして、これもちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

一方では、膨大な対日赤字を抱えておりますアメリカの国内におけるもう一段の円高を求める声の強いのもこれは事実でございます。先日、ここに御出席の経企庁長官とのテレビ対談等においてもいろいろ私も見させていただきまして、向こうのアメリカの国内の声というものはある程度画面にも出ておりましたけれども、このような状況下でG5参加国の協調体制と我が国単独の円急騰防止策との間の認識のずれが心配されると思うんですけれども、ここあたりどうでしょうか、あわせてお答えいただきたいと思っております。

○説明員(金子義昭君) ただいま確かに新聞報道で、我が国がニューヨーク市場に介入したという話が流れておりますが、先ほど申しましたように、基本的に為替相場の安定は望ましいという事は言うまでもないわけでありまして、一般論としては相場の動きが余りにも急に過ぎて、乱高下と判断されれば適時適切に介入するという方針は変わりがないわけでございまして、これは通貨当局がいつどこで介入するのかあるいはしたのか、今のニューヨーク市場の話を含めまして申し上げますことは、やはり為替市場、為替相場に対する影響がございまして、答弁をお許し願えればと思います。したがって、今のタイミングという話も、なかなかやめたかやらないかを申し上げられないわけでございますので、お許しいただきたいと思っております。

ただ、最後に御質問のありましたアメリカやなんかと我が国との間で認識のずれがあるんじゃないかというお話でございまして、これは本場にアメリカがどういふふうな考えをいっているか、これを私がここで申し上げるような立場にはないと思っておりますが、これはアメリカだけではなくて、通貨当局間では非常に密接な協議、意見交換を行っているところでございます。これは本場に機会があることに連絡を取り合っているわけでありまして、今後とも意見交換、協議を通じてしかるべく適切に対応していききたいと考えておるところでございます。

○田代富士男君 こちらがお尋ねしたい一番の問題点は、当局者として慎んでいきたいと、こういうことを言われたら、これ以上また聞きましても時間がちよつとたつてしまふかと思つて、これはどなたにお尋ねしてもこれ以上は出ないのではないかと思つてお尋ねしても、やっぱりこちらあたりは、委員会である以上、ある程度は明確に答えるのが筋論ではないかと思つて、いつお聞きいたしまして、それ一本で通つていたらあかぬと思つて、ここで一言申し上げておきます。

そこで、アメリカの商務省が、第四・四半期のアメリカのGNPの伸び率の確定値をいたしましたので、御承知のとおり〇・七％に下方修正して発表をいたしました。これは二回にわたります大幅な下方修正でありますし、また年間伸び率では一九八二年以来の低い水準であると言へるんじゃないかと思つておきます。

この理由をいたしまして、御承知のとおりに貿易収支の赤字が予想以上に悪化したことも挙げているわけでございまして、こういうことから円高への外圧がさらに増すことが心配されますけれども、これに對しましてはどのように考えていらっしゃるんですか。これは大蔵省から答えてください。

○説明員(金子義昭君) アメリカの経済成長率、第四・四半期の数字が昨日発表になりましたことはお話にあつたとおりでございます。ただ、今市場は必ずしもそういう米国の経済指標だけに反応しているわけではございませんで、その数字そのものが為替相場にすぐ影響が出てくるという状況にはなっておりません。

他方、今先生のお話にもありますように、我が国はかなり大きな対外不均衡を持っておりますわけでありまして、確かにアメリカの中の一部には、さらに円高を求める声もあるかと思つて、ただ、現在「Jカーブ」効果が働いておりまして、なかなか国際収支の黒字は縮小しておりませんが、やはり時間がたてば、いずれこのドル安円高相場というものは次第に効果を持つてくるんじゃないかと思つておられますし、またそうなることを期待しているところでもあります。そういう意味におきまして、日米間の貿易に関連しました問題も自然と緩和されていくことを期待しているところでございまして。

○田代富士男君 この為替市場への介入というのは、日銀が単独でやっておりますけれども、その効果というものはある程度、そう大した効果というものはみなされないではないかということをおもひ理解しております。

しかし、このG5合意によります協調介入を各国に働きかける可能性につきましてはどうであるのか。アメリカでは、現在円の見方は独歩高であり、ドル暴落の懸念はないという、こういう立場であるんじゃないかと私は見ておりますし、そういうところの認識から見ますと、消極的な立場ではないかと思つておられます。ところが、現に三月の十七日にはマルクに対して激しく円高が進んでございまして、この円の独歩高の様相を深めているようにありますけれども、この点についてどのように考えるのか、お答えをいただきたいと思つておられます。

○説明員(金子義昭君) まず、協調介入でございまして、各国が有用であると合意ができれば協調して市場に介入するという事になっております。私たちは、米国の含めます通貨当局間で密接な協議をしておりまして、具体的にどういふ話をしていくか、あるいは働きかけるべきか、働きかけるべきでないかという話につきましては、これは先ほどから申し上げておりますように、市場へ對する影響もありますのでお許し願いたいと思つておられます。

ただ、後の方の円の独歩高という問題でございまして、確かにこのところ、円の上昇が目立っていることは事実でございまして、

しかし、例えばドイツマルクと円の上昇率を比較してみますと、ドル安が始まりました昨年の二月以降で見ますと、これはドイツマルクの方が円よりも上昇しておるわけでございまして、それか

ら、昨年の十一月の中旬ごろから比べましても、円とドイツマルクの上昇率は大体同じになっておるわけでございます。確かに、ここへきて円の上昇がちょっと目立ってはおりますが、基本的には現在の相場は円高というよりもドル安ということではないかというふうに理解しているところであります。円の問題というよりは、ドル、円、それから欧州通貨の関係がどうあるべきかというようなことを含めまして、通貨当局間で密接な協議を続けているところでございます。

○田代富士男君 今回の円高が過去最高の状態を続けておることは御承知のとおりでございます。これは円高といたしまして初めてのことではないか、こういうことで、円高デフレ懸念が一層強まっておることは御承知のとおりだと思っております。

そういう意味から、産業界では当然のことといまして、次の円高対策として公定歩合の第三次の引き下げを期待する声が強いんですが、それに対してどのように考えていらっしゃるのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

○説明員(杉井孝君) 公定歩合につきましては、御案内のように、先般、去る一月三十日に引き続きましてその引き下げが決定されております。この十日から実施されているところでございます。これら一連の措置によりまして、市中金利全般の低下が一層促進されてきて、景気の維持拡大に資することが期待されているところでございます。

今後とも、金融政策の運営につきましては、引き続き物価あるいは景気、為替相場の動向、あるいは内外の金融情勢といったいろいろなことを総合的に勘案いたしまして、適切かつ機動的に対応していくという従来の方針は変わりがないことは言うまでもないところでございますが、前回及び今回の措置の経済全般への影響をいまいばらく見守っていく必要があると考えているところでございます。

○田代富士男君 それでは、今の答弁ではこの対策にはならぬと思えます。しかし、これ以上深く

お聞きいたしましたし、無理だと思えますから、とどめておきますけれども、それではこの対策にはならないということだけは申し上げておきたいと思っております。

そこで、経企庁にお尋ねいたしますけれども、大蔵省の貿易統計によりますと、本年二月の輸出超過額は史上最高の黒字を記録しておるわけでありまして、このままいきますと、六十年度累計でも史上初の五百億ドルを突破することは間違いのないのではないかと、私はそういう見方をしておりますが、これにつきまして、政府はカーブ効果のせいであるとして説明されておりますけれども、通常六カ月ないし一年と云われるこのカーブ効果はいつ終了するのから。またその後、今回の円高による貿易収支の改善をどの程度に考えていらっしゃるのか、お答えをいただきたいと思っております。

○政府委員(赤羽隆夫君) 最近の円高の効果でございます。過去一年間の円レートの推移を見てみますと、昨年の二月、これは二百六十円ぐらいでございました。これが、最近時点におきます円安のピークと申しますか、円のボトムと申します。一番安いと申してございまして、それ以後若干上り下りを繰り返しながら、九月の二十二日、G5が行われます前に二百四十円まで円が高くなつてまいりましたけれども、それ以後、半年近い間の円の急騰ぶりということがあつたわけでございます。

このいわゆる「Jカーブ」効果と言われますのは、この二百六十円から始まりまして、最近の百七十円台というところ、それぞれについて起こるわけでございまして、最初のころの二百六十円から、円が高くなりました。そのあたりの「Jカーブ」効果というものは、そろそろ一巡をきているのではないかと考えられます。しかし、円が急速に高まりましたのは、過去半年足らずの間のことでございまして、この効果が続くものと思われず、経済企画庁の数年前の検討によりまして、大体一年ぐらい、あ

るいは国際機関などの研究では十五カ月ぐらいと言われております。これぐらいたつてやと一巡するということではなからうかと思えます。

貿易収支の改善に対してどの程度になるのかという点でございますが、昨年末に作業いたしました昭和六十一年度の経済見通しにおきましては、六十一年度の貿易収支、これは十一・四兆円の黒字と見込んでおります。これに對しまして六十年度は十三・一兆円ということでございます。貿易収支の黒字は、六十一年度は六十年度に比し二兆円足らずの縮小になる、こういうふうに見込んでおります。ただ、政府見通しの前提になりました為替レートが二百四十円ということでございます。最近の百八十円、その程度のことを考えますと、この貿易黒字の縮小幅はもう少し大きくなるもの、こういうふうには考えます。

ただ、その後また、この見通し作業後に起こつてまいりました重要なファクターといたしましては、石油の値段が急速にかつ大幅に下がりました。という事情がございまして、石油の値段が一バレル当たり一ドル下がりますと、石油代金の支払いは約十二・五億ドル節約になります。そちらの面で申しますと、黒字がふえる要因がございまして、そういうふうなことでいろいろの要因が重なるわけでございまして、正確な数字を見通すことは無理なことではないかと思ひますが、六十一年度の経済見通しを試算する場合につきましては、この為替レートあるいは石油の価格、さらには世界貿易の伸びあるいはその中におきます対中国輸出と、いろいろな要素を勘案をいたしまして、先ほど申しましたように十三・一兆円の六十年度、六十一年度は十一・四兆円の黒字と、二兆円程度黒字が縮小するものと、このような予測を立てたわけでございまして、

○田代富士男君 今後、この輸出の面からデフレ効果が顕在化してくるのではないかと、このように思われるわけでございまして、御承知のとおり、五十三年度の円高につきまして、デフレ効果の顕在化

に對しまして、「国内需要の盛り上がりがあったため、経済は着実な拡大を続けることができた」とありますけれども、今回のような国内需要の盛り上がりは期待できると見ていらっしゃるかどうか、これも経企庁からお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(丸茂明則君) 円高のテンポに關しましては、過去、最近半年を見ますと、この前の五十二年から三年にかけての、これもかなり急速な円高でございましたが、それよりもかなりテンポが高まっていることは御承知のとおりでございます。

前回の五十二、三年の円高の局面のときと、それから今回と比較してみますと、前回も、五十二年から三年にかけては円高の影響もございまして、輸出はかなり鈍化しております。五十二年度では九割ぐらい、これは国民所得統計ベースの輸出でございますが、ふえておりましたのが、五十二年には若干のマイナスになったわけでございまして。しかし、当時は国内需要がかなり堅調な伸びをいたしまして、民間、いわゆる個人消費がむしろ伸びを高めた、あるいは公共投資も拡大されたというふうなこともございまして、経済成長率は五十二年、三年ともに五割をちょっと上回るといふ着実な拡大成長が実現したわけでございまして。この中で、いわゆる外需は、五十三年度には若干のマイナス要因になっておりました。

今回はどうかという御質問でございますが、最近の円高に伴いまして、御承知のように輸出産業ではかなりの影響が一部に出ておりますし、また日銀の短期経済観測等を見ましても、企業の景況感というものが主として製造業を中心としてかなり悪化をしているわけでございまして。しかし、一方では、同じ調査によりましても非製造業の方はかなり調子がいい、景況感がいいという状態が続いているわけでございまして。

最近の国内需要の動きを見ますと、全体として緩やかな拡大が続いております。特に民間住宅建設につきましては、昨年の秋ぐらいからかなりふ

えておりまして、着工戸数で申しまして、それまでの百二十万戸をちょっと切る水準から、去年の十一月には百三十万戸近くなり、一月には、これにはやや一次的な要因もあるかと思ひますが、百三十八万戸という非常に高い水準になっております。また、個人消費の方も緩やかな拡大が続いておりまして、ことしに入りましてから、一月、二月の百貨店売り上げ等を見まして、二月の数字はまだ完全に出ておりませんが、一月などは前年比で八%ふえるということで、比較的堅調でございます。また民間設備投資も増加傾向を続けておりまして、先ほどの日銀の短観でも、主要企業では一〇%近い今年度の伸びが予定されております。こういうように、現在のところも国内需要は堅調な拡大傾向というものをたどっているというふうに考えております。

○田代富士男君 大蔵省の六十年十月から十二月期の法人企業統計や日本経済新聞の大手製造業の三月決算等の調査によりますと、輸出関連企業の業績というのは急激に悪化をしております。これらの数字の基礎となります円レートは少なくとも二百円以上のときのものであったはずでありますから、今後円が暴落し、百七十円台を割ることにでもなつたならば、これは企業収益は一層悪化することになりますけれども、この影響をどのように見ていられるのか。

【委員長退席、理事前田勲男君着席】

また、マスコミの調査によつても、円高による企業収益の減少、輸出の先行き不安などによりまして、当然ながら企業の設備投資意欲も減退しているようにございますが、このような状態のもとで果たして内需拡大というのは可能であるかどうか、これは通産省、経企庁と両方にお尋ねしたいんですが、時間がありませんから、長官にひとつお答えをいただきたいと思ひます。いかがでしよう。

○政府委員(赤羽隆夫君) 確かに、御指摘のように製造業の部門におきましては利益が減少する、こういう傾向が見えておると思ひます。これは、

最近の輸出に伴いますところの円建てでの輸出収入が減少しているという点がその原因だと思われ

一昨日、経済企画庁から発表いたしました国民所得統計の数字で申し上げますと、昨年の七月九

しかし、その反面におきまして、輸入面におき

けさほどからもいろいろ円高のメリットという

他方、輸入支払額の減少ということはいくつか

というところで両者それぞれ偏在をしている。収

また第一点でございますが、今回の円高による

第二点は、このような急激な円高によつて、た

思ひます。

それから、政府が予算成立後の来月上旬にも総

また、この質問で、私の時間がちよつとないもの

○国務大臣(渡辺美智雄君) まず基本的なことを

けさの新聞に出てくる電力、ガスの差益還元

で、やはり需要者というものは頭の中に入れなければならぬわけでございます。しかしながら、今までのひずみは正で電力を余分に使ったものは罰則的に料金高くなりますというのをそのままでおいていかどうか、新しくビルや工場をつくれれば電気料は高くなる、一方では内需拡大をやれ、こう相矛盾した話になっておりますから、このところも多少の手直しは必要ではないかな、こういうふうな考えておるわけでありまして。

それから、どの程度をどの部分にするかは、円レートを幾らに見るか、それから石油の値下がり幾らに見通しをつけるか、これが決まらないと実は大きさが決まらぬわけでございますので、そこで決めかねておると。仮定としては幾らでもできるんです。実際には円レートは幾らで見込んだらいいのか、まさか百八十円とか百七十四円とかと見込むわけにはいかぬわけですからね。ですから、大体どこかで一年を通して落ちつくんだらうかということをお慎重に見ております。

それから、石油の問題も今OPECで会議をやっておりますから、これがスポット買いが、ある人が言うように十ドル台と、十ドルというふうなものが出るからといって、そんなのは全体の量からすればごくわずかの話であって、最近までの油の代金は二十七ドルぐらいでございます。それが三月に入ってからまたさらに安くなる。これがまた安くなりましようが、OPECの会議次第でこれもどこになるのか、全く今のところ見当がつかない。ですから、局部的な余った油だけの投げ売りのものを基準には全く考えることはできません、それは。

それから、もう一つは天然ガス。これは電気会社あるいはガス会社等を使っておりますが、石油価格と連動いたしております。これは別々な数量と年限の契約がありますから、契約を改定しなければならぬ。それがなかなか難航している。ガス会社等は七割はもう既に石油に連動しない天然ガスを使っておりますから、これはそういう点では物価が高いときはいけれども、安いとき

には必ずしも有利にならない、そういうような問題もござります。したがって、それらの点を見きわめながら、また皆さんの意見も聞いて、非常に内需拡大に役立つような形で、しかも原価主義も離れないようにしながら何かするしかないんであらうというところで、実施の時期は今のところ六月一日を考えておるわけですが、もう少し早まらないかなということもあわせて検討もいたしております。

それから二番目は、中小企業への影響、これには中小企業も随分電気を使っておりますので、それをやはり今言ったような方針の中に含めてメリットがあるようにしていきたい、そう思っております。

四月の初めの総合内需対策につきましては、これは各省庁みんな持ち寄りまして、さらに四月の上旬に一段と内需拡大策の取りまとめを行ってきたいと。それで、やはりこの円高というのは、確かに輸出企業に対しては非常な打撃を与えておりますが、一部の企業は値上げによってある程度失地回復、半分ぐらい失地回復しているものもあるし、三分の一ぐらいの失地回復のところもありまして、それは全くもうお手上げというものはなきにしもあらずと、そう思っておりますわけでありま

す。しかしながら、やはり国民全部輸出しているわけじゃありませんから、輸入したものの大半はやはり国内消費に当てられておるのであって、その方は、やはり二十ドルまで下がるということになれば、それは非常に大変な影響が出てくるわけでありまして、それから、円レートも幾らに落ちつくのか。本当に百九十円に落ちつくのか、百八十円に落ちつくのか、これによって数兆円という話、六兆ないし八兆あるいはもう少しあるいはなるかも知れぬ、全体としての輸入のメリットですね。ですから、それは私は原材料が安く入ってくるということで、食糧、えさなどは現に非常に安く入って、入荷を値上げしなくとも利益が出るというところになってくると農業面等では非常にいい

面も実はあるわけでございますから、これを上手に生かしていきたいと思うわけでございます。

なお、先ほど六月一日実施ということ言いましたが、これはまだそういうふうにしたいないうことであって、決まっておりますわけではないわけでございます。その点は訂正をさせていただきます。

以上をもちましてお答えとさせていただきます。

○田代富士男君　もう私時間が来ているんです。通産大臣ね、私は本当に思い切ったことを言っていたんだ、さすが通産大臣だと期待した一分もたないうちに訂正とは何事ですか、これ。私は思い切ったことを言ってきたなと思つたら、一分もたちませんよ。六月一日でよろしいな。

○国務大臣(渡辺美智雄君)　これは何か、審議会とか手続があるんだそうでございます。大臣だけで決めちゃうわけにいかないようであります。しかし、なるべく早めたいという気持ちでおるとは事実であります。

○田代富士男君　わかりました。基本的な政治理念あるいは政治姿勢に対する質疑の場です。したがって、それに関連して渡辺通産大臣が先般、有権者やお年寄りを愚弄するような発言を行ったことは重大な問題として私も黙過できないということをまず明確にしておかなければなりません。

私も改めてテープを聞かしていただきました。大臣はいわゆる毛針発言については一応陳謝なすたといふものの、例えば働かない老人がいつまでも生きておって云々という発言を初め、これまでもたびたび繰り返してこられた一連の福祉を敵視するような発言を含めて、お年寄りの基本的な人格、言うならば生存権そのものを冒瀆するような発言については何ら反省されておられません。私はこうした大臣の政治理念あるいは政治姿勢に対しては本委員会においても今後随時糾弾するもの

であるということを冒頭明らかにして具体的質問に入っていきたいと思ひます。

さて、まず対フィリピン援助の問題であります。腐敗と独裁のマルコス政権の崩壊とアキノ新政権の成立を契機にして、日本の対フィリピン援助に改めて重大な疑惑が生じてきております。そこで、若干の質問をいたしたいんであります。第一は日本の援助がマルコス政権へのてこ入れに使われていたのではないかとこの濃厚な疑惑についてであります。日本政府は、これまで十三次にわたって借款を供与してまいりましたが、本日ここで取り上げたいのは、特に最近の第十二次と第十三次の商品借款であります。

周知のように、商品借款は発展途上国向けというところで、フィリピンについては一九七八年の第七次借款以来商品借款は打ち切つてまいりました。ところが、それから六年たった八四年の第十二次借款で突如この商品借款が浮上してまいりました。この時期はどういう時期であるか、これは八四年五月のフィリピンの国会議員選挙の直前でありまして。そして、この選挙の後、当時のマルコス大統領は中曽根首相に電話をして直接謝意を表したとも伝えられております。

さらに不可解なのは第十三次借款であります。今申しした第十二次の商品借款、総額三百五十二億円でありますが、その消化率が昨年十一月現在で三七・二％です。つまりその大半の二百二十億円が未消化の段階で、新たに百六十五億円の商品借款を追加していること。さらに、第十三次借款の事業の大半がマルコスの地盤であるルソン島北部に集中していること等々であります。この第十三次借款の時期はと申しますと、まさに今回の大統領選挙の直前でありまして。

商品借款というものは、援助を受けた政権にとつてその国内貨を中央銀行に蓄積することによって現ナマが手に入ると同じいわけばメリットを持ちます。こうして見ますと、マルコス政権への露骨なてこ入れとしか言ひようがないんであります。しかもそれが不正選挙の資金に流用されたとい

いう疑いが今次第に濃厚になってきております。伺いますが、なぜこういう疑惑いっぱいの商品借款をあててしたのか、また、国民の血税を使ったこの借款について、外務省を呼んでおりますが、外務省としてもその使途を厳格に究明するが当然であると思いますが、この点いかがですか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 私の言葉の一部をとらえられて御叱正を受けておるわけでございますが、私はどうもイとエができませんでして、イとエ、カとケとかというのがうまくできないんですよ。働かないとか働けないとか、一緒になっちゃうんです。ですから、働けないというのとは、その人がいつまでも生きておられたということについて、もっと丁寧な言葉を使えばよかったんですが、老人をどうこうする気持ちには全くない。私はど敬老の精神に旺盛で、しかも親孝行の者はない、私はだれにも引けはとらないと、そういうつもりでやっておる次第でございますから、ひとつ御了解をお願いします。

なお、借款問題につきましては、私は大蔵大臣になりましてから、以前はやもするとかみ金で総額幾らという借款の方式だったものを、それでは非常にむだ遣いになることが多い、したがってプロジェクトごとに積み上げて物を審査しろというようにして、かなり厳しく実はやるようにして、最近はずかみ金方式でなくて、プロジェクトごとの方式に変えさせるということをやっているはずでございます。

いずれにいたしましても、国民の税金でやるわけでございますから、やはり借款については相手の国民からも喜ばれ、日本国民からも理解されるというふうなことでなければならぬ。今後の援助というのにはまずまずやしていかなければならぬ状況なので、余計一層そういう点については気を使っていく必要があると、そう考えております。

○市川正一君 外務省。

○説明員(榎本邦君) 先生御指摘の点はいろんな点を含んでいると思います。

まず、一般論のところでございますが、我が国のフィリピン援助が特定政権支援ではなくて、フィリピンの国民、民生の安定と経済発展のために供与していると、これをもう外務省としてもかたい確信を持っているというところは、たびたび外務大臣からも答弁をしているところでございます。また、特に商品借款に御言及でございますが、商品借款につきましても疑惑を持たれませんが、商品借款にしましてはさまざまな歯どめをかけてございます。

大まかに申し上げますと、まず、商品借款は対象品目何にでも使っていくということではございませんで、あらかじめ相手国政府との間でどういう品目に使うのかということにつきましてこれは合意しておきます。次に、個別契約に基づきましてあらかじめ合意した対象品目に合っているかどうか、これをOECDのチェックの方でまたチェックしております。同時に、商品借款の場合には見返り資金というものを設けますが、これについても円借款のプロジェクト等経済開発に使うようにこれを義務づけておまして、報告を受けることに。また最近では、交換公文でも円借款の使用について適正使用事項というものをに入れて、相手国に対して適正に使用するよう義務づけております。

二番目に、なぜ十二次円借款でそれまで出していなかった商品借款を急に始めたかという御指摘でございますが、商品借款は相手国の経済状況の悪化、特に国際収支状況の悪化というものに対応して相手国の経済開発に少しも役に立つという趣旨でございます。第十二次を出す前の年の八三年、この年になりましたフィリピンの外貨事情が急激に悪化をいたしました。具体的には、八二年までは大体外貨が二十五億ドルぐらいございましたが、八三年にはこれは九億ドルということに急減をいたしました。

私もよく輸入カバレッジということで、外貨準備高が月額輸入額の何カ月分に相当するののかという数字を使いますが、それまで、八二年で大体

輸入カバレッジで四カ月であった外貨準備が二カ月を割るという状況になっている。こういうフィリピン側の急速な経済状況悪化、特に国際収支の悪化というのに対応いたしましたして、商品借款という形でフィリピン経済の発展に協力をしようとして、そういう趣旨で十二次に至りまして商品借款を出した次第でございます。

○市川正一君 まず、大臣にはそういう御答弁を私はあえて求めなかったんですが、飛んで灯に入ると言わなければならない、そうおっしゃるならば私も言わざるを得ません。あなたはイとエと、こうおっしゃるけれども、そういうたぐいの問題じゃないんですよ。

御紹介しましょう。「お金をかけたくなければ、さっさと死んでください。そうすればお金はかかりませんから」。これは八三年十一月二十三日、福井でやっていたじゃないですか。「乳牛は乳が出なくなったら、と殺場へ送る。ブタは八カ月たったら殺す。人間も働けなくなったら、死んでいただくと、大蔵省は大変助かる。経済的にいえば、一番効率がよい」。八三年十一月二十四日、これは東京です。「長生き社会にはお金がかかるんです。お金をかけたくなければ早く死ぬほうがいい。僕らは、八三年十二月三日、地元です、これは「長生きにはコストがかかる。出したかない人は早く死んだ方がいい」、八五年一月二十四日、秋田です。「老人医療無料は親不孝奨励金だ」、これは八五年の六月、東京です。

ですから、単なるイとエじゃないですよ。私はイチカワであってエチカワじゃないんですけれどね。それは別として、しかし、きょうこれやっておいたら、そのつもりじゃないんで、ただけじめだけはつけておこうということで申し込んだんです。

そこで外務省、私じつと我慢して聞いておったけれども、私の持ち時間は限られているんですから、できるだけ簡潔にやっつけてはしんです。今のお答えを聞いた上でも、なお二つの選挙直

前にという商品借款というものの説明にはならぬのです。それから、まだ六割以上の未消化を残しておりながら追加するという点についても疑惑は解消されていません。

そこで聞きますが、援助にかかった日本企業によるマルコスへのリベート、いろいろ問題であります。

フィリピン援助の場合は、商品借款にしろ何にしろ、実際の価格に大体五割から一五%の上積み、いわゆる水増しです。それをやって、それがマルコスへのリベートに流れるというのが常識だとさえ言われております。事実、今回マルコスがアメリカに持ち出し、フィリピンのサロンガ行政規律委員会委員長に手渡された資料の中には、リベートを贈った日本企業の名前が書かれている、そういうふうなサロンガ委員長自身が明言しているじゃないですか。サロンガ氏によると、その企業は約五十社であり、リベート、いろいろの証拠があるというふうに述べています。

まことに事は重大であります。政府の援助がいろいろになったというふうなことだとすれば、これは私、渡辺通産大臣並びに外務省に伺いたいんですけれども、アメリカでも下院外交委員会のアジア・太平洋小委員会、俗にソライズ委員会と言っておりますが、ここでこの資料の分析作業に入ったと伝えられております。今まで多額の援助をし、これからもやっていくと言っております日本にとつて、無関心であつていいはずはありません。政府あるいは外務省として、アメリカ、フィリピン両政府に対してこの資料の提供を求め、そしてそれを国会に提供なさることを私は要求したいと思っております。いかがですか。

○説明員(小林秀明君) お答えいたします。

政府といたしましては、サロンガフィリピン政府綱紀改善委員長が言及した、日本企業の活動が我が国の法律等の見地から問題があり得るものか否かについても今のところ承知していないわけでございますが、念のため外務省といたしましては関連情報の把握には努めております。

在米我が大使館に對しても、可能な限り情報収集方指示しておる次第でございます。

〔理事前田勲男君退席、委員長着席〕

しかしながら、我が方在大米大使館と米國側とのやりとり内容につきましても、先方側との関係もございまして詳しく説明することは差し控えたものと存じます。

フィリピン側との関係でございますが、フィリピン側との関係で、情報集取等のために外務省として何らかの措置をとるか否かにつきましては、今後アメリカでの情報集取の状況を見つつ検討していきたいというふうに考えております。

○市川正一君　じゃこの資料の請求をアメリカとフィリピン西政府に外務省としては手続をとったと、こう理解していいんですか。

○説明員（小林秀明君）　その点も、我が方在大米大使館とアメリカ側との間のやりとりにかかわる問題でございますので、現段階では先方側との関係もございまして説明することは差し控えたものと存じます。

○市川正一君　先方側じゃなしに日本側ですよ。先ほどもやりとりの中で情報入手の手が遅いと言ったら、そうじゃないと経企庁長官が言いましたよ、あなたそのときおられなかったが。

私は委員長にお願いしたいんですが、本商工委員会としても、これ重大なことで、この資料を正式に要求することを後刻理事会においてお諮りをいただきたいということをお願いいたします。

○委員長（下条進一郎君）　後刻理事会で検討させていただきます。

○市川正一君　さらに引き続き重大な問題は、十八日付のフィリピンの経済紙のビジネスデーによりまして、アメリカに在住する銀行家グループ、マグデワン83というものが、マルコスがレーガンとともに自民党にも七二年から七三年にかけて多額の政治資金を提供した疑いがあるというふうに発表していることであります。もしこれが事実だとするならば、これは賄賂の還流ということになるわけですね。ロッキードですよ。

私はこの機会に、閣僚であり、また自民党の最高幹部の一員でもあらせられる渡辺通産大臣の問題についての見解を伺いたいと思ひます。

○国務大臣（渡辺美智雄君）　私は別にあらせられるわけではございませんが、これは単なる情報だけでありまして、真贋のほどは全くわからない、わかりません。ちょうどあなたが先ほど言ったように、私の言ったことについて全文を言わないで、その部分だけを言つて――私は選挙運動で言ったわけですから、老人をそんなけなすようなトーンで言つたら票が全部なくなつちゃうんですよ。だけれども、それはそういうことはできないんですよと言つたその真ん中だけをとつて言つて、あなたのこれも、その真ん中だけとつて言つておるのかどうかわかりませんが、よく実情を調べさせていただきます。

○市川正一君　やはり、これは自民党としてもこういう疑惑は解明すべきだと思いますんで、ぜひ早く実態を聞かしてください。

円高問題に入りますが、先ほど来も論議されておりますように、急激な今度の円高による輸出関連中小企業初め、経営危機はますます深刻になっております。私は、本委員会においてもこの問題をとり上げましたが、本日は円高対策の重要な一環である差益の還元をめぐる具体的な産地やあるいは現地の実態に触れながらお聞きしたいのであります。

外務省帰っていただいて結構です。

○委員長（下条進一郎君）　どうぞお帰りください。

○市川正一君　兵庫県に西脇市というところがあります。播磨の産地であります。この賃金、業者の場合に、労働基準局の定めた最低賃金はギンガムの生地をヤール織つて四十円になっております。ところが、円高の影響で、今では二十円程度になっております。ところが、そのうち電気代が三分の一以上の七円も含まれているんです。したがって、二十台をフル稼働しますと、電気代は月十五万円以上もかかる。もしここで差益

還元で電気代が月三万でも四万でも安くなれば、業者としては非常に助かるという声が広く高まっております。つまり、中小業者は円高ということとで単価がたたかれ、工賃が大幅に引き下げられる、しかし電気代は下がらぬ。これではまさに踏ん張りつたりであります。

電力、ガス、石油などの円高差益は、こういう中小業者やあるいは漁民、農民、一般消費者などにこそ手厚く還元されるような対策を実施すべきだと思ひますが、基本的な認識をまず承りたいと思ひます。

○政府委員（野々内隆君）　電力、ガス業界の差益の還元につきましては、今のところまだ為替レートあるいは原油価格の動向というものがわかりませんし、また決算の動向というものがわかつておりませんので、そういうものの推移を見きわめ、他方で有識者あるいは関係審議会等の御意見を伺いながら、六十年度決算などが明らかになります五月ごろを目途に具体的な方策について検討を進めてまいりたいと考えております。

具体的な検討に当たりましては、やはり電気、ガス料金は原価主義の原則に基づいて設定されるということになっておりますので、差益は使用者の利益のために用いられるのが基本とは考えておりますが、今後この点を踏まえまして、国民経済的に最も望ましい筋の通った差益への対応というものを考えてまいりたいというふうに思ひます。

○市川正一君　五月ごろとかおっしゃっているんだけれども、そんな悠長なことじゃないんで、私は今の最低賃金も今や四十円という規定にもかかわらず二十円で、そのうち電気料金が七円以上かかっているという、そういう実態について、私が言うているのが誇張かどうか、これは一遍中小企業庁の木下さんもあるけれども、現地の西脇へ行つて見てきてください。そしてわしが言うているのがうそかまことか一遍報告してください。一遍見てきてください。

○政府委員（木下博生君）　中小企業庁といたしましても先日幹部を各産地に派遣いたしました実情

の調査をし、現地の声を聞いてきております。確かに、輸出関連中小企業の方々大変に苦勞されている状況は私もよくつかんでおります。その中で、今もお話ありましたように、織物の場合に、工賃の中に三割ぐらい電気代が占めるといふことで、できるだけ下げたいという要望があったということも聞いております。

そういうことで、私もその要望を資源エネルギー庁にも伝えまして、今後の資源エネルギー庁の施策に反映してほしいというふうに考えておるわけでございます。

○市川正一君　西脇へ行かぬでもええけれども、そんなら実態つかんでくれますか。

○政府委員（木下博生君）　西脇にも行つております。そこで聞いてきた話でございます。

○市川正一君　それは私の今の話と大体合つてますか。

○政府委員（木下博生君）　具体的に幾らとかいうところまでは私は報告を受けておりませんが、同じような要望を受けたんではないかと聞いております。

○市川正一君　そやから、うそかまことかちゃんと確かめてくれやうている。確かめてくれますか。

○政府委員（木下博生君）　生活産業局の方とも相談しまして、原価がどういふふうになっているかは十分調べたいと思ひます。

○市川正一君　じゃ、また後で調べて聞かしてください。

この電気料金の問題は農民にとつてもまた深刻であります。農林省にお聞きしたいんですが、全国各地でハウス栽培の熱源や動力源として使用されている電気料金を、その使用の実態に即して割引制度を適用してほしいという要求が広く出てくるんですが、御存じでしょうか。

○説明員（遠藤竹次郎君）　山梨県などの農家、すなわちハウス農家でございまして、その方々から意見が出てくるものというのを承知しております。

○市川正一君 国民のいろんなニーズといいますが、そういう多様性の中でこれにこたえるハウス栽培というのが可能な限り好条件で運営できるように、そしてまたこれに必要な電気料金について適切な割引制度が導入されるというところは望ましいと農林省としては考えていらっしゃるのか、この点どうでしょうか。

○説明員(遠藤竹次郎君) 従来からも電気料金の改定の場合には、通商産業省にお願いいたしまして、種々措置をとっていただいているわけでございます。

ただいまの御質問に對しまして、できるだけそのように今後とも努力してまいりたい、かように考えております。

○市川正一君 そこで、通産省にお伺いしたいんですが、円高差益の還元問題と直接リンクするつもりはございませんが、しかしながら、今農林省からも御紹介のありましたような、ハウス栽培農家から起きております電気料金の割引制度の導入についてであります。

これは東京電力管内の今お話もございました山梨から出ている具体的な要望であります、同時にそれは全国的な課題でもあると私考えます。山梨県は御存じのようにブドウの名産地でありまして、このブドウを初め野菜、花卉などのハウス栽培が盛んであります、このハウスの栽培の熱源や動力源に電氣を使用しておるんであります、その需要は当然のこととして冬季の、冬場の十二月から三月の大体四カ月程度になっております。ところが、電気料金は通常の契約でありますために、全く電氣を使用しない八九月についても基本料金の半額は支払わなければならないということになってまいります。こうした事態に對して何とかならぬかという農家の強い要望があることを通産省としてはつかないかしらるでしょうか。

〔賛成と呼ぶ者あり〕

○政府委員(野々内隆君) そういう御希望があるということは承っております。

○市川正一君 これは私、党派を超えて、今こ

で与党の松尾官平先生も賛成だと、こうおっしゃっていただいたんですが、まさに県下農民共同、共通の要求になっていっているんですね。山梨県の農業会議の会長であり、また全国農業会議所の理事でもある溝口一栄さん、名刺をちょうだいいたしましたが、この問題に熱心に取り組んでいらっしゃるなど、全体的な要求になっております。

一般的に申しまして、年間の電力需要の季節別のウェイトを見まして、冷房装置が普及してきた最近の傾向として、夏場に電力需要のピークがあり、そして相対的に冬場は低い需要になっている傾向が生じていることは、資料その他で御存じのとおりです。地域的な特殊性があることも当然でありまして、東京、関西それから中部など、大都市圏を抱えるところではこの傾向が一層顕著であります。

そこで、電力設備の効率的運用を図るため、オフピーク時の需要対策として、冬季の需要の少ない時期にしか使用されないハウス栽培用の熱源や動力源としての需要については、負荷の平準化という観点からも、料金の割引制度や未使用期間の料金を徴収しない制度などを設けることを検討すべきだと私は思うんですが、これは電力会社にとっても、また農家にとっても、双方望ましいことだと私考えるんですが、この点、いかがでしょうか。

○政府委員(野々内隆君) 二点問題の提起があったかと思っておりますが、まず一点は、特定の分野に料金を安くするという問題でございますが、実は電気料金を安くしてほしいという御希望は大変多くございます。

例えば、先生先ほどおっしゃいましたように、輸出中小企業は大変お困りになっているのでぜひ安くしろ、あるいは福祉家庭を安くしろ、いろんな御希望がございます。そのすべての御希望に應じておれば結局全部なくなってしまうわけで、だれかがコストを負担しなきゃならぬ、こういうことになりまして、特定の用途、特定の目的のために安くするというのはなかなか難しい。した

がって、現在の電気料金制度では、原価主義、公平という原則になっているわけでございます。

それから第二のポイントでございますが、負荷平準化対策。これは私はなかなか考えるべき問題であらうかと思っております。既に臨調等からも季節別、時間帯別の料金制度を導入してはどうかという御提言もございまして、これが、ハウス栽培が原則的にそういうメリットがあるかどうか、これは今後検討する必要があると思っておりますが、今、当面は円高差益問題の検討をいたしておりますが、いずれ基本的な制度につきましては議論が必要であらうと考えておりますので、時間帯別、季節別料金制度につきまして、今後負荷を平準化し、全体としての電気料金コストを下げるという観点から検討してまいりたいというふうに考えております。

○市川正一君 積極的な立場での回答と承りました。確かに、季節的要因を考慮に入れた割引制度が第一次オイルショックの時期までは存在しておりました。エネ庁の野々内さんとは長いつき合いです、その当時のことは繰り返しません。

そこで、細かいことは申しませんが、そういう季節的要因を配慮した制度をつくっていたことは事実なんです、この復活なども含めて、ハウス栽培をも含むそういう割引制度について検討もされ、また電力会社に指導もしていただく、こういうふうに理解をしてよろしくございしますか。

○政府委員(野々内隆君) 従来ございました季節電力契約と申しますのは、実は水力発電が中心であり、かつ冷房需要がない時期にいかにして夏場にお客さんを集めるか。夏は豊水でございまして、かつ冷房需要がないわけですから電氣が余っております、何とかそういう時期に電氣の需要をふやそうという観点から置かれた制度でございしますが、完全に供給事情も需要事情も変わってまいりましたので、既に十年前にもう廃止されておりますので、この問題を今こで取り上げるのは

ちよつと無理かと思ひます。私も考えておりますのは、現在、負荷が大体底とピークでは三倍ぐらいの差もございまして、何とかこれを平準化するというのを将来考えてみたいというところでございまして、実はハウス栽培そのものがこの負荷調整の役に立つのかどうか、これにつきましては私どもも十分資料もございせんので、ハウス栽培についてどうするということをごとこで約束することはできませんが、負荷調整については今後考えていきたいという基本的な方向として申し上げたいと思っております。

○市川正一君 直接ハウス栽培という意味じゃないに、したがってそれはハウス栽培も含めて検討の対象にするという意味なんです。

○政府委員(野々内隆君) まず私どもとしては、負荷調整のための制度というものについて今後検討してまいりたいと思っておりますが、この負荷調整のための制度の案ができました段階で、ハウス栽培がそれに適用になるかどうか、これは電力の使用形態をチェックして判断をするということではないかと思ひます。

○市川正一君 渡辺大臣、お聞きのようにハウス栽培の農家にとって非常に切実な願いであります。時あたかも円高差益が社会的問題になっておる折から、それに直接連動するということを私必ずしも前提にしておりませんけれども、大臣としても今の事務当局の答弁を踏まえて大いに具体化し、推進を図っていただきたいと考へるんでございしますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 電力料金の平準化の件は、ただいまエネ庁長官が言ったとおりであります。

○市川正一君 では、ひとつ大いに頑張ってください。また、東電その他の方にも、しかるべく行政指導の上からもやっていただくことを期待いたします。

そこで私、この季節的要因を考慮するという点

からいたしますと、例えば積雪地帯の消費パイプあるいは流雪溝、こういうところの動力源、あるいは冬季だけ稼働するスキー場のリフトの電気料金なども考慮の対象になると思うんであります。積雪地帯の消費パイプや流雪溝用の電力料金については、幸い関係者の努力で一定の配慮がなされたところだと聞いておりますが、スキー場のリフトの電力はまだ対象になっていないようであります。

我が国のスキー人口は千五百万とも言われており、国有林野内に設置されているスキー場に限りても、その数は去年の四月一日現在で百四十五万所あります。そのうち四〇％は地方公共団体が実施主体になっており、公益法人とかあるいは第三セクターなどを含めると、約六割がいわば公的な主体によって運営されております。スキー場の設置の目的も、その地域の体育施設としての位置づけを行ったもの、あるいは積雪地帯の冬場の地場産業、また出稼ぎ対策などとして位置づけられている場合も多いのであります。

そこで、こうした施設に対して、積雪地帯における地域振興という観点からも、スキーリフトなどの電気料金に一定の優遇措置をとることは、政策的課題の一つとして検討の対象になるかと思うんですが、この点はいかがでしょうか。

○政府委員(野々内隆君) 先ほども申し上げましたように、特定の目的の部分について電気料金を割り引くというのをいたしますと公平を期しかねるわけでございまして、例えばリフトは安くするけれどもほかは高くするということにしますと、これは原価をだれがカバーをするかという問題が起きます。したがって、私どもは常に原価構成からいって、安いところについては安い料金でお使いいただくということであろうかと思っております。

一般論としまして、夏はピークがあり、冬はピークが低いわけでございますが、冬の場合であっても、昼間は電力の需要量が多くて夜は少ない。いろんな利用形態がございます。したがって、いまし

て、そのおのおのの利用形態が、原価からいって安いかどうかという観点から判断をするというところが必要ではないかと思っておりますので、その用途が公的であるか、社会的に有意義であるかどうかというような観点から判断をするというのは無理があるかと思っておりますので、御希望の点につきましては、むしろその利用、用途が原価的にどういう意味を持っているかということとを分析してから判断をさせていただきたいと思っております。

○市川正一君 この点については、先ほどの負荷の平準化の一連の研究作業と相まって、今後なお煮詰めていきたいと思っております。

私の持ち時間が迫ってまいりましたので、最後に燃系工連の問題について伺います。

二月十四日の本委員会において、私ここに会議録を持ってまいりましたが、この問題についてたまたました。その後の事態は、予算委員会の議論も含めて御承知のような展開をいたしておりますが、この際明らかにしておきたいのは、燃系工連の幹部が融資金を悪用して政治家への政治献金をしていたという事件は、これは明らかに政治資金規正法の第二十二条の三に定めてある、国から補助金等を受けている関係に該当するものと考えるのであります。通産省はこれをどう見ていらっしゃるでしょうか。

○政府委員(浜岡平一君) ただいま御指摘いただきました条文的解釈につきましては、先生御承知のように幾つもの委員会でも論議が行われておりまして、自治省の方からは現行法の解釈論としては該当をしない。ただ、官房長官の方からは、その問題は今後政治資金規正法の取り扱いが議論される際に、立法論として取り上げるべき問題ではないかというぐあいに考えていると御答弁になったと記憶しておるわけでございますが、これが現在の段階での政府の考え方であると承知いたしております。

○市川正一君 燃系工連は、補助金という名目じやなしに融資という名目で、いわば十六年間無利

子の融資を受けているわけですね。一九七四年から八五年までの十一年間に合計約五百六十億円です。時間がありませんので、私の方の計算した結論を申し上げますと、この五百六十億円の資金を十六年間運用しますとどの程度の運用益が出てくるのか。答えは、五百六十億円が元金で、それとほぼ同額の五百三十七億円の運用益が残ります。これは、四年据え置きの後十二年均等に返済していく、こういう規定どおりの運用です。

これは補助金並みの、あるいはやり方によってはそれ以上のうまみのある資金ということになるんです。しかもこれは国民の血税です。国の予算として、毎年一般会計に繰越対策として予算化されたものを事業団を通過させるだけの手続——手続的にはですね、そういう性質の金なんです。ですから、これはこの資金から政治献金を行う、あるいはそれを受け取るということは明らかに政治資金規正法に反するものです。今の政治資金規正法の精神から言っても、本質的にそういう性格のものじゃありませんか。

そこで大臣に伺いたいんですが、前回の本委員会で、私はその全容を調査し、再発防止も含めて本委員会に報告することを要求いたしました。大臣も極力御趣旨に沿うよう努力する、時間はかかるかもしれないが、こうおっしゃった。私は、大臣が在任中に必ずこれはできるのやと云うて裏打ちをしたんです。きのう行われた繊維業界との懇談会で、大臣はこの問題に触れて、不正をなくすために制度の洗いが必要と述べた、こう報告されております。多額の融資資金が業界に流れ込む設備廃棄事業が不正の温床になるという認識に立っていらっしゃるかと理解するのであります。が、この真意は那辺にあるんでしょうか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) これは非常に、お金を貸すこと、回収することはできるんですが、設備を買上げるというときに何万台というものが無理があるわけですから、無理というのか、その機械の管理というものが、お役所の人数だけじゃ足りない。現場に全部行ってそいつを照合しなきゃ

ならぬ、これが登録機械であるか、そうでないか。したがって、そこまで目が通らないということであれば、信用した人がごまかすんですから、とても不正事件を抑える方法がありません。これは、だから、何とかそれがインチキがないということを確認がきちっとできる方法があるかどうか、それが見つけなければ制度そのものが私はできないと思います。したがって、そういうような点を含めて、制度の改廃も含めて、またやり方でやれば、もっと残していける方法もあるでしょうが、そういうものも含めて抜本的に一遍国会でも終わってから検討する必要があるということをお願いしたわけであります。

○市川正一君 これで最後です。

そうしますと、そういういろんな不正の温床という場合に、政界へその金が還流するという可能性もあり得るという危険性、そういう認識をお持ちでしょうか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 私の言ったのはそういう認識で言ったのじゃないんですよ。現物の確認です。何十万という現物の確認で、今調べられただとすると、実際は新しい機械をつぶすはずのものを、新しい機械をどこかに運んじやって、別な機械を持ってきて、それでこれをレッテル張りかえてつぶしたというようなことが出てくるんです、一部分。

だから、そういうことを根絶しなきゃならぬわけですから、それにはたくさんの人手を要する、お役所がやれば、できないので組合とかなんかに人に任せてやらしたわけでしょね、これは、ですから、そこそこをきちっと歯どめがかからないと、そういう悪い人が出た場合に、人を見たら泥棒と思っちゃいけないんですよ、それは、悪いことなんですよ。だけれども、現実にはそういう人がたまに出ちゃった、現実にはだめにとりあえずかというのを私言ったのであって、ですから、ごまかした人が政治献金するかしらないとか、そんなふうな話をくっつけて私言っ

たのじゃないんです。

○市川正一君 まあ政治絡みのことは引き続きやりましょう。終わります。

○本平八郎君 けさはど来円高に関する問題がいろいろ議論されておるわけですが、私は円高の問題も差し当たっては大変なんですけれども、これに続いて次のデフレといいますが、非常に景気が悪くなるというところが大きな問題じゃないかというふうな受けとめておるわけなんです。

この経過につきましては、ちょっとこれは後回しにして、それで一応前提としてそういう非常な不況になつてくるといふマクロ的な前提に立つた場合に、どういふ影響があるだろうかというところを取り上げてみたいわけです。

それで、もちろんこれはそういう不況になつてくると中小企業に一番大きな打撃が来るといふことは確かなんですけれども、やはり大企業にも大きな影響が来るんじゃないかというふうな受けとめておるわけです。この点について通産省としては、現在既にそういうことがもう大企業に影響がどの程度及んでいくのか、将来どういふふうな影響が加算されていくかという点、ちょっと大企業に限ってまず認識をお伺いしたいわけです。

○政府委員(福川伸次君) 最近の円高でございまして、既に円の手取りでいきますと、前年同期に比べて一〇%以上マイナス、こういう状態になっております。業種で申しますと、自動車とかあるいは電子関係、こういった部分は競争力、特に非価格競争力が強いので、比較的ドル価格を引き上げましてもある程度値段は通つていくというところで、量は若干は減つてまいりますが、それほど大きな深刻なことにはならないのが現在でございまして、反面、基礎素材産業などはもちろん円高のメリットはあるんですが、さういふわけで、市況が下がる、あるいはまた輸入がふえてくる、こういうことから、かなりこれは影響が出つてございします。

影響になると思っております。さらに非鉄金属あるいはアルミ、こういったものも深刻になろうかと思つております。それから労働集約型と申しましうか、あるいは繊維、こういったものについてもかなりの影響が出てまいら思つております。したがって、大企業におきましては、これは私どもとしては、業種によつて差がございしますけれども、深刻な影響が出てくる可能性があるものと深刻に受けとめております。

○本平八郎君 確かに今の御見解どおりだと思います。ところが、今現在やはり問題になつておるものは、輸出とか輸入とかに直接関連のある企業といひますか、部門というか、業種なわけですね。これは中小企業も全部同じなんですけれども、これがあつたところまで時間がたつてきますと、日本経済全体にそのデフレ的な非常に影響が大きくなつてくる。今全然輸出に直接関係のない、全然ないかどうかわかりませんが、例えば百貨店だとかそういうところだつて、もう半年もたつたらそういう景気の停滞というか、そういうものの影響を受けてくるわけですね。そういうことを考えますと、今直接輸出に直接関係のあるところは、これはお役所も何もみんな必死になつて対策を考えているわけなんですけれども、今やはり考えておかなきゃいけないのはこの次の段階、半年後にどういふ影響を及ぼしてくるだろうかという点なんです。

その辺で、私実はここで取り上げたいのは、やはり今中小企業問題も大事なんですけれども、大企業といひますのは、今は割合に底力があるんで、すぐダメージは受けない、中小企業は底が浅いからすぐ影響を受けるということを目立っているわけなんですけれども、大企業が倒産するとすると非常に影響が大きいわけですね、下請から雇用の問題あるいは経済の混乱の問題とか。そういうこととがございしますので、私はやはり半年後を考えて打つべき手は打つておかなきゃいかぬのじゃないかという気がするんです。

こういう円高になりまして不況が来ると、これはある意味では神の御本みないなもので、ちょっとどうしようもない面があるわけですね。しかし普通に、例えば円が上がつたから輸出の場合国際競争力がなくなつた、あるいは経営環境が非常に厳しくなつたから経営が困難になつてきたとか、だれが考えても通常そういう理由がはつきり理解できるといふふうな、ちょっと不謹慎かもしれませんけれども、仮に倒産が起つてもこれはある程度やむを得ないと、日本経済全体として、はしかじゃないですけれども、乗り越えていかなきゃいかぬ、私は必ずそういう問題は起こると思つてます。起こると思つて、経営のあり方あるいは経営者の不注意なんかによつてやらざるがなの倒産が起るということとはやっぱり避けなかなきゃいかぬのじゃないかという気がするわけですね。

そこで、この例を挙げるとはいいかどうかわかりませんが、例えばかつて三越の岡田社長問題がございましたね。ああいうふうな経営体質だった場合には、今度のようないろいろな深刻な不況が来ると割合にその経営体質は非常にろいんじゃないかという気がするんです。そういうことは、事前にわかっていたらやはり指導して経営の姿勢をきちっと正させる、内容をびしっとやらせるといふことも必要なんじゃないかという気がするわけですね。したがって私は、先ほどもはかの件でありましたけれども、企業マルコスというか、企業の中にマルコス体制が非常に浸透してきている企業があるわけですね。そういう企業はひとつ非常に危ないんじゃないかという気がするわけですね。

したがって、これから一つの提案なんですけれども、これは商法自体本当は変えるべきだと私は思つておるんです。商法をいじるのは大変ですけれども、例えばワンマンになり得る可能性、創業者企業とか完全な同族企業なんかはこれはちょっと別ですが、社長が一人、一部上場の相当大きな会社で代表取締役一人しかいないというところがあるわけですね、前には二人おつたのをもう今度一人にしちゃつたとか。そうすると、そういう社長がワンマンで代表取締役が一人というふうなことになる、非常に独裁的なものが強くなり得るわけですね。

したがって私は、商法を変えるわけにはいかないでしようけれども、例えば資本金五十億円以上とか一部上場の会社とか、そういうふうな非常に影響力の大きい企業については代表取締役を複数にするのが望ましいというふうな、行政指導じゃないんですけれども、何かアドバイスのようなものを考えられないかということなんです。まずその辺について御意見を承りたいと思つてます。

○政府委員(福川伸次君) 自由経済体制のもとでは、企業の経営につきましては経営の自主性を最大限に尊重するというのがこれが私は基本であらうと思つております。

今御指摘のように、経営者のあるいは判断の違いによつて倒産に陥るといふようなことについては、これはまさに企業の企業経営者としての社会的責任の問題であると思つてございします。それがワンマン体制というふうなことであることが、往々にして情報に偏るというふうなことから、経営の判断を間違ふというケースがあるかと思ひますが、企業自身としては、これはいろいろ経営関係の研究も行われておりますけれども、例えば意思決定に当たつての上下の関係をどういふふうにしていくか、あるいは研究開発等をどう見るか、あるいは市場の将来をどう見るか、いろいろなかことをその経営全体の中でどうやって判断するかという組織運営の問題としてとらえることになるかと思つております。

その場合に、複数の代表取締役の方がいいかどうかという問題は、私は確かに一つの検討課題だとは存じますが、一概に複数だと安定で、単数だと不安定ということにもあるいはならない。それは代表取締役、代表権のある取締役だけじゃなくて、経営全体の組織の問題だということではな

るうかというふうに思うわけでございます。

大企業の場合は、御指摘のように、従業員も多うございまして、あるいは取引先も多いわけでありまして、あるいはよくしばしば問題になります。企業城下町というふうなことで、周辺の地域との関連も非常に多いわけで、そういう意味では私も大企業なればこそ将来を見通して我が経営、会社はいかにあるべきかということを絶えず考えて、従業員はもとより周辺取引先との関係も安定して十分将来見込みのある経営をしていくべきものは当然でございます。その意味では企業経営者の責任の自覚ということに重要なポイントがあるのではなからうかと考えます。

○本平八郎君 私その意見には大賛成で、私も企業経営というのはやはり自由でなやかいかぬと。下手に行政が介入したりするともう迷惑な話で、かえってゆがめるし、今、中曽根さんの好きな民活というのも自由な経営ということのもとにおいて活力が出てくるわけで、余り政府が干渉するとその活力がなくなってしまうんで、私はその点はまさに福川さんの意見どおりなんですけれども、ただこういう非常事態的なことになってきまして、それはおまえさんの自主責任だと言っても、現実問題として倒れられるとこれ困るんで、国民経済的な立場から少しウオッチするということも、短期間臨時措置と、暫定的には必要なんじゃないかという気がするわけです。

そこでもう一つ、私のアイデアなんですけれども、先ほど代表取締役を複数にしたらどうかというところ、もう一つは、やはり社長の年限が非常に長いところの方がそういう問題が起こりやすいという感じがするわけですね。したがって、社長も普通常識的には、大会社というのは大体三、六年というふうに一応なっているわけですね、時には八年とか十年とかありますけれども、それが余り長いとどうしてもそういう一つの派閥的な、内部が硬直化してしまうということがあがちなんで、私は、それは企業によってどうしても余人をもつてかえがたしということで、八年でも十年

でもおやりになるのは結構なんですけれども、やはりこういうふうになってきまして、そういう独裁経営というのを排除するという意味でも、一応三期六年が望ましいと。

しかしながら、もしも四期、五期というふうになるんなら、一応取締役会でそういう長期独裁権というのは弊害が非常に伴う、危い。しかし、それをちゃんと検討して見直した上で、それを承知して、だれそれさんの社長継続を認めるというふうな、少しこれは、何というんですか、大臣談話じゃないけれども、アドバイスというか、業界で取締役の皆さんは非常にちゃんとやっておられると思いますけれども、社長の任期については、こういう際ですから、そういうふうには偏らないように見直したらどうかというふうなアドバイスをやるといふふうな、これについてはどういふふうに思われますか。

○政府委員(福川伸次君) 代表取締役あるいは社長の選任というのは、株主総会で選ばれた取締役会が選任をいたすわけで、恐らく人事の問題というものは、これはやっぱり一番企業の問題であるというふうに思うわけでございます。

いろいろ経営関係の分析によると、例えば社員の年齢が高くなると経営の活力が落ちるとか、あるいは社長が長くなるとその経営は伸びるとか、あるとか、いろいろの見解はございますけれども、また長くてもうまく伸びている会社も確かにございます。したがって、これは経営者、企業というものは株主あるいは債権者、従業員、いろいろあるわけでございまして、やはりそういう中で最良の選択を株主あるいは関係取引先が選んでいく、こういうことでございまして、一概に長いから悪いということではございませんが、少なくとも経営は人なりと申すわけでありまして、経営者をだれを選任するかという、これはまさに企業の消長を決する重要なポイントでございまして、それぞれそういう選任権のある機関というものは、最も適切な代表取締役を選任をするということに留意すべき大きな責任があるのではないかと考

えます。

○本平八郎君 本来なら社長のビヘービアをチェックするというのは株主総会のはずなんです。アメリカの場合は、社長に対しては会長がチェックしているというシステムになっているんですけれども、日本の場合には株主総会というのは完全に形骸化してしまつて、ほとんど何の力もなければ発言権もないというふうなことで、どうしても社長というものが絶対権を持っているわけですね。そういうことが非常に過去よかつた面もいっぱいあるわけです。ところが、ちょっと一歩間違えると、これはもう刃のやいばで、あるいはえらい会社の死命を制することになるかもしれないということがあるわけですね。

それからもう一つ、例えば、こういう非常に不況になってきて売れにくくなつてきまして、あるいは業績が下がらなくなつてきまして、いろいろあの手の手をやるわけです。粉飾決算もありまされども。そのうちの一つに、例えばある社長、まあ三越の例を挙げていかどうか知りませんが、竹久ミチさんですか、あの人の企業を通じてなければ納入させないとか、それから、あるいは取引先に対する押しつけ販売、押し込み販売、そういうふうなことを。

あるいは仮にこういうコップならコップを売っている。ところが値段が安くて、どうしても赤字になつてしまふ。これは自分が社長の間に赤字を起こしては困るんで、子会社をつくつて、子会社に例えば十円なら十円でやって、一円利益が出るような形にしておいて、その会社は十円で買ったものを三円とかなんかで売つちやうて、その赤字は子会社に全部しわ寄せしてしまふというふうなことがあつて、私の承知している範囲でも、もう二十数社つくつて、それが片っ端から全部赤字だ、本社の方は表面上黒字だけれども、というふうなケースもあるわけですね。それが今後は不況になつてくる、売れなくなつてくる、利益が上がらなくなつてくると、どんどんふえていくんじゃないかという気がするんですね。これも、その会

社の自由だからということとはそうなんですけれども、社会的にはやっぱりこれは責任、相当大きな問題があると思うのです。

したがって、そういうことをどういふふうにして国民経済的に防いでいくか。個々の会社は自主責任でやっているんだからいいということですが、けれども、政府としてどうか、通産の指導される立場として、こういう問題を国民経済的にどういふふうに対処すればいいか、御意見があれば承りたいと思いますし、なければ、後日検討していただいていいと思うんですが、いかがですか。

○政府委員(福川伸次君) まさに企業の経営の問題でございまして、私もある特定の政策目的、あるいは国とかかわりがあるような公益事業的な関係というのは、それぞれ法の定められたところに従つて監督をする責任を果たすべきことは当然でございますが、一般的には、その企業の経営というのは会社側がこれは十分責任を果たしていくべき問題で、そのために商法上は取締役ということについては重い責任が課されておるわけでございまして、そのためにはいろいろ取締役の不法行為責任とか、そのほかいろいろ加重された責任を持っているわけでございまして。

そういう意味で、確かに、赤字を隠すためにいろいろな手を用いるということとは、それは過去にもあったことでございまして、これはあくまでもそういった商法上の問題として私は解決すべきものであると思ひますし、またそのためにこそ、企業の社会的な責任、自覚ということについては、これは絶えず政府はもとより、一般世論も十分な監視の目を向けていくべきことは当然であらうと存じます。今御指摘のその問題については、私もも絶えず念頭に置いて勉強させていただきま

○本平八郎君 普通のときならいいんですけれどもね。私個人の感覚ですけれども、私は昭和初期の大恐慌のようなものが、下手なことをしたら来るんじゃないかという気がするわけです。したがって、そうなりますと、鈴木商店がつぶれただ

けで台湾銀行がつぶれて、あれだけの大恐慌を起こしたわけですね。あのときと日本の経済の力が違うといえはそうなんですけれども、やはり必要なら倒産なんかは起こらない方がいいだろうという気がするわけです。

そういうふうな会社の経営体質の中において、実は私、今これから申し上げたいのは、サラリーマンが非常にしわ寄せを受けるケースがふえてきているというふうに私は感じるわけです。現在、小中学校におけるいじめの問題というのが大変な話題になっているわけなんですけれども、私は企業の中におけるサラリーマンのいじめの問題というのがもう相当出てきているという感じなんです。

これは私の感じだけでいいけれども、中小企業の場合には、割合に労働の移動性というか、モビリティがあるわけですね。こっちのトラックの輸送の運転手をやっていただければ、けんかして、しゃくにさわるからやめて、こっちの運送会社にくと、割合にそういうのがあんなんですが、大企業ほど非常に閉鎖的で、逃げ場がないわけですね。逃げ場がないところでは、いじめというのが割合に起こりやすいわけですね。いじめようと思つたけれども相手がさつと逃げちゃったらいじめにならないわけですから、これは狼の世界なんかもそうらしいですけれどもね。

そこで、例えばサラリーマンの場合に、今現在、例えば窓際族の問題がありますね。窓際族の問題というのは、ある意味のいじめだと思ふんです。そういうことで企業の業績がだんだん悪くなつていく、それで商売が伸びないということになつてきますと、例えばスケープゴートをつくらなきゃいかぬ。だから、あいつだというふうになると、みんな自分の方に来ちゃ困るので、ああそ、うだ、あいつだ、あいつだということになつて、それがいじめになつてしまふ。非常に高度成長とか景気のいいときには余りそれが起こらないんですが、ちょっと悪くなつてくるとすぐそれがあつて、そうしてどんどんいじめられる、ある

いはそういうことでノイローゼになる、病気になる。すると、あいつは病氣だからだめだとか、結局排除される方向にどうしてもいきがちなわけですね。

それから例えば、これは労働省にお聞きしたいんですけども、定年延長という問題があります。これはサラリーマンにとって非常にいいと一見思われるわけですが、ところが、定年延長になったために、結局会社としてはそれだけ人件費がかかるし、それから、もちろんボジションの問題、これはないんですけども、仕事が大体ないわけですから、そこへ定年延長されるということになると会社としては困るわけですね。したがって、労働条件を切り下げるということがあつて、普通五十五歳定年だったのが六十歳までになると、これはその間の賃金を半分なら半分にするというだけじゃ済まないんで、その半分以上をカバーするために五十二歳からもうAコース、Bコースに分けるとか、そういうふうな非常にしわ寄せが来るわけですから、その辺は労働省というふうな受けとめておられますか。

〇説明員(七瀬時雄君) 本格的な高齢化社会を迎えまして、高齢者の能力の活用をいかにやってくかという問題は、国民的な課題であると同時に、各企業においても抱えている重要な問題だろつと認識しております。

そういう観点から、私もかねてより六十歳六十歳定年一般化を初めとして、定年延長のために行政指導を進めてまいりました。また、こういう本格的な高齢化社会を迎えまして、今国会に中高年齢者の雇用の促進に関する特別措置法の一部改正法を御提案申し上げまして御審議をお願いしているところでございますが、いずれにいたしましても、こういった高齢者の雇用を定年延長という形、あるいは継続雇用という形で延ばしていく場合には、それに伴いまして労働条件をどうするかとか、あるいは高齢者の能力をどういう形で発揮させていくかという、各企業レベルにお

ける条件整備の問題が重要になってまいらうかと思つております。

ただ、私もどなたも申し上げては、具体的に賃金をどうするかとか、退職金の仕組みをどうするか、こういった問題については、各企業で高齢者の雇用の重要性を御認識いただいて、労使間でよく話し合つて解決していただくべき問題ではないか、かように認識いたしております。

〇本平八郎君 役所の立場としてはそうだと思います。しかし、実際はその企業の人事担当あるいは社長、経営者になってみたら、そういうふうな、それはまあ天下国家のためには高齢者雇用をやつてくだささい、その条件については労使でよく話し合つてくだささい、こういうことなんです。私が申し上げているのは、要するに普通の平穩なときならそういうことである程度いけるし、日本はいわゆる企業ファミリーですから、それはみんな人情のその辺はやっていくわけですから、それ、これだけやっぱ厳しくなつてきますと、そういう企業もそういうことを言つていられない。したがって、私が今ここで労働省に申し上げたいのは、定年延長の問題、それから、これはまた不謹慎かもしれませんが、男女雇用平等法の問題ですね。これは確かにいいことなんです。いいことなんだけれども、現場ではそれが逆手に、強制されますから、法律で、強制されるときも、いや応なしにやらざるを得ない。そうすると今度、必ず経営の方としては逃げ場を考へるわけなんです。

そうしますと、やはり個々のサラリーマンに対して、いじめとか意地悪とかいうことで組織からははじき出そうという方向にいくし、例えば男女雇用平等法で本場に平等にやらなきゃいかぬというところがあつても、何となく採用のときに能力が劣るとか何とか理屈をつけて採用を控えるとか、あるいは意地悪——管理職に何人かはしなきゃいかぬ、ところが、管理職になつたけれども、非常に厳しく周りに締めつけて、もうその人がいたたまれなくなつてやめざるを得ないようにし

むけるとか、そういうことというのは現実の企業なり組織の中ではもう当然起こるわけですね。その辺は、十分に起こるということを考慮されて、労働省としてはそういうことを進めておられるんだらうと思つてはいいけれども、どの辺まで考慮されているか、ちょっと説明していただけないか。

〇説明員(七瀬時雄君) やはり定年延長を初めとする形で高齢者の雇用を伸ばしていくためには、労働条件の問題なり、あるいは職務内容あるいは高齢者の能力を生かす方途について十分企業で話し合つてやっていただかなければならない、かように認識いたしております。

〇本平八郎君 ちょっと議論にならないようなんです、その議論やめさすけれども、要するに、形だけそういうふうにしても、實際上活力がなくなつてくると、企業として結局競争力がなくなつて、そして業界の中で企業間競争に負ける。それで倒産とか失業とかいう問題になつていくわけですね。したがって、私はこういうふうな厳しい状況になつてきますと、労働省としてはただ単に目先のことだけじゃなくて、全体の雇用の問題、日本全体の活力の問題、そういうことをやっぱ踏まえた上で施策をとつていただかないと、目の前のことだけは、定年は延長したけれども、かえつて個々のサラリーマンにとつては非常に厳しい状況に置かれてくるということだつてあると思ふんです。

これは普通のサラリーマンじゃないですけれども、例えばこういうやり方があるんです、現実の問題として。これはあるメーカーですけれども、福岡支店長だったわけですね。ところが、それをやめさせるために、ワンマン社長はわざわざ本店の営業部長にしたいんですね。本店の営業部長の方が大分格が上なんです。それで、二カ月で今度大阪支店の次長に転勤されたわけですね。そうしますと、大阪支店の次長と福岡支店長というのは同格なわけですね。同格なんだからまあちょっとと人事の都合でということあるんですけれども、世間的にはもう抹殺されちゃうわけですね、取引

先全部から。ああ、あいつはもう二カ月間で営業部長首になったと、それで次長に左遷されちゃったとしか見ないわけですね。それで、もう彼はいたたまれなくなつてやめざるを得なかったというケースがあるんですね。

こういうふうなのが、やっぱりいろいろやり口、手口というのはいっぱいあるわけですね。でも、そういうふうなのがこういう時代になつてくるとどんどん出てくるということになつてきて、それでしかもホワイトカラーというか、そういうようなのは、特に管理職とか中高年層になりますと組合の庇護というのはいないわけですね。もう経営者からやられたらしょうがない、そういうことで、非常に派閥とか、そういう内部の硬直化とか、特にそういう独裁的な社長のある会社ではそういうことが非常に起こってくるんですね。創業者社長なんかのところではそういう問題というのは起こらない。それはもう会社は自分のものだし、つぶしたらもう自分がつぶれるのと同じだから、これは絶対やらないですね。

ところが普通の、何というんですか、サラリーマン社長のところ、しかも長期政権で独裁色が非常に強いところにそういうことが起こってくるんで、そういう企業はつぶれちゃつた後で自業自得じゃないかという見方もありますけれども、影響力が非常に大きいということ。それから、そういうところに限って下請に押し込み販売とかノルマで強制引き取りとか、そういうことが起こってくるんで、余分なあつれきというか、しわ寄せが中小企業なんかにも出てくるというふうな点をぜひ理解していただいて、今後業界の指導をお願いしたいと思うわけです。

そこで、あと少しで、ちょっと初めの問題に戻りまして、けさはど来いろいろ円高の問題その他があるわけですね。私は、どうも第一次オイルショック、第二次オイルショックとは比較にならないんじゃないかという気がするんですね。今度は、しかも、政府としては打つ手がふさがれているんですね。前回、今残っている百三十兆の赤字国

債とかああいうことで財政投融資をやつて、それで景気を刺激するという手があったわけですね。ところが、もう今の財政事情ではとてもじゃないが財投でもって景気刺激なんかできない。民生活と活といったって、これだけのになつてきたらちょっと簡単ににはできないということがあるわけですね。

したがって、私は結論的には今度の円高に伴ういずれやってくる不況というのは、国民というか、国を挙げてみんなで必死になつてスクラムを組んでやらないと、政府任せではちょっとどうしようもないんじゃないかという気がするんですね。が、その辺、福川さん、どういうふうにお考えになつていますか。

○政府委員(福川伸次君) 確かにこの円高と申しますのは、委員会でも御議論がございますように、デメリットとメリットと両方あります。ただ、例えば相場が下がるとか輸出が難しくなるといふデメリットが相当最初にくつて来て、メリットの方は時間を置いて後からしか来ない。しかも日本の場合には輸出が多いわけですから全体として見るとデフレ効果が大きい、こういうことであると思ひます。したがって、特に中小企業などでは急激な円高というのが大変きつくなつてきて、しかも体力が弱いわけですからそこいろいろ問題が生ずる、こういうことになると思うわけでございます。

確かに、これからデフレがどのくらいにどういう形で来るかということもござりますけれども、石油の値段が安くなったという意味で世界経済の明るさをもたらし、アメリカ経済がある程度明るくなつてきているのもその辺のかかり合ひがあるように思ひます。今後、アメリカの経済の動きによるところもかなり大きいと存じますけれども、為替がある程度安定方向に向かつてまいりますればメリットが徐々に出てきて、企業としてもまたそれなりの対応をしていくと、こういうことでござります。

ことは十分気をつけて見ていかなければならないと思つておりますけれども、より極端な大きなデフレになることは私は余り考えにくいのではないかと思います。ただ、いずれにいたしまして、レートがうまく安定していって、また企業が努力してこの苦しい中を克服していき得るような条件ができてくるということが非常に重要な問題ではなからうかと考えます。

○本平八郎君 それでは、何か大蔵省でやつておられるらしいんですね。これに対して、産業連関つと進んでいきますね。これに対して、産業連関的に日本経済にどういう影響を及ぼしていくか。ついでこの間のハレー星じゃないですか、あれも、時間とともにこの色が変わつていったりなんかして、あれと同じようなシミュレーションをやつておられるということなんですけれども、どの辺までシミュレーションをやつておられて、どういう角度からそれをやつておられるか、その辺ちよつとお伺ひしたいんですが。失礼しました。それじゃ経企庁にお願いします。

○説明員(大塚功君) 御案内のとおり、円高にはメリット、デメリット両面あるわけでございます。最初には輸出数量の減少とか輸入数量の増加といふことでGNPが押し下げられる効果がまず出てまいります。しかしながら、その後、物価の低下といふことを通じて実質所得がふえ、これによつて投資とか消費が押し上げられるというプラスの効果、交易条件改善効果と言つておりますが、の両面がござります。これを総合して見なければいけないわけでございますが、実際に定量的に一定の数値で出すというのは非常に難しいでございます。

例えば輸出数量の減少でござりますけれども、これは単にレートの問題だけでなしに、その時点での貿易相手国の経済の動向、GNPの動向ですとかあるいは物価水準、こういうものにも左右されるわけでございます。片つ方ではその交易条件効果がどの程度あらわれるかでございますけれども、水際の輸入価格が下がるという効果がどの

程度のタイミングで、どういう経路で、どの程度のタイムラグをもつて効いてくるか、これも非常に難しいわけですね。それぞれの財とかサービスのその時点の需給動向なんかに左右されるわけでございます。

そういうことで、民間機関もいろいろやつておられますし、私も内部的にやつておるわけでございますが、なかなか一義的にお示しできるような数字がないという現状でございます。民間機関の計算などを見ますと、今後一年間ぐらいで考えた場合に、やはりデメリット面がまずあると、GNPが引き下がるというふうな結果が多いようでございます。ただし、その程度につきましては、私もからちよつと申し上げるような自信のある数字というのはいないという状況でございます。

○本平八郎君 GNPは当然私はもうマイナスになると思ひますがね。それで、相当影響が大きいし、例えば今、世界的に非常に株価が高くなつていますね。それから土地なんかも、一九二九年の十月現在、かつてのフロリダの土地が物すごい暴騰したんですね。それと同じように、何か鳩居堂の前かどうか知りませんが、都心の土地が物すごい暴騰をしていると。こういう状況なんかに見えますと、やっぱり相当深刻な兆候に入っているんじゃないかという気がするんですね。したがって、今のコンピュータも、これは経企庁のコンピュータだけじゃもう足らないかもしれぬけれども、フルに動かしてシミュレーションをやつて、そして国民にも発表していただくかきやいかぬと思ひますが、それに基づいて政府としてはぜひ強力な施策をとつていただくかきやいかぬじゃないかと思ひます。

最後に、結論的に私の意見を申し上げて、大臣の所見を承つて私の質問を終わりたいと思ひますが、けれども、けさはど斎藤先生から話がありまして、たように、電力なんかで相当差益が出てくると、それを還元するといふのも一つの方法だと思ひます。しかし、斎藤先生がおっしゃつたように、

地中に埋めて、それで景気を刺激して内需を振興するといふふうなことも必要だろうと思ふんです。食糧の問題もありましたけれども、食糧なんか下がって来ると国民にも還元されるわけですから、私は今回のこのショック、私はあえてショックだと言ふんですけれども、オイルショックのときと違ふのは、先ほど言いましたように、政府が金で景気を刺激するといふことはできないから、これは国民全部でやらなきゃいかぬと。そのためには、電力料金を下げてもらいたいといふ我々の切実な要望もあるんですけれども、ここは我慢して、そっちの方に、地中に埋めて景気を刺激するとか、食糧でそれだけの利益出たものをやはりそういうショックの方に穴埋めするとか、そういうことをやらなきゃいかぬ。

そのためには政府が先頭に立ってやらなきゃいかぬと思ふんです。それが後追いじゃ私はいかぬと思ふんです。先の見通しを立てて、この先の見通しを誤ったこれはやっぱり責任とつてもらわなきゃいかぬですね。しかし、いつて責任とるのいやだから後追いで済むという問題じゃないと思ふんです。その辺で、ここはもう政府が出動して、先頭に立ってこういう対策に取り組んでいただかなきゃいかぬじゃないかというふうに感じるわけなんです。その辺、大臣、どういふふうにお考えになつてゐるか、最後に承りたいと思ふわけです。

○国務大臣(渡辺美智雄君) その円レートの方は、確かにこれ切り上がって百八十何円というところに来てゐるんですが、これがどこに落ちつくのか、なかなか見きわめがつきにくい。百九十円で落ちつくのか、二百円まで戻っちゃうのか、もつと強まるのか。

それから、油の方は下がった、下がった、下がったと今騒ぎなんですけれども、実際は一月に入つた油の平均が二十七ドル七十七セントなんです。それから、二月に入つた油が二十七ドル五十七セントなんです。ほとんど下がってないんですよ、これは、実際は、ですから、スポット物か

ぼつちぼつちと安くても、入つてきてゐるものが下がつてゐないんですから、これは下げた値段で、二十ドルで計算をするなんてことはできないわけですよ、実際のところ。だから、サウジのやり方でも、下で下げてどういふふう調整するかというのを今会議をやつてゐる中で、そういうのを見ないといふと、スポットでごく一部が下がつたからといって全体の流れは変わつてゐないわけですから、だからその全体の流れが変わるにはある程度時間がかかってくる。

たしか三月あたりから今度は安い油が使へるようになってくるのだから、そう思つておられますが、これらの見きわめもした上で、油まで入れて、為替だけでなく油の値下がりも見込めるといふことになればある程度金目になるんです。為替レートだけでは、それはまたそんなにでつかない金目にはなかなかならない、動くことも仮定しなきゃなりませんか。それを見きわめながらその幅によつてどうするか。

コスト主義ですから、ばらまきというのは簡単なんです。そのことが本当に内需拡大になるか、一軒の家に二百円とか百五十円とかやつてみても、まとめれば数千億の金になりますから、公共事業、政府が出動できないというふうなこと等もありまして、そういうのを全部計算した上で決めようと思つておるので、うまくその答えが出ない、こういうことなんです。ですからそれは十分に念頭に入れて考えさせていただきます。

○委員長(下条進一郎君) 本件に対する質疑はこの程度にとどめます。

○委員長(下条進一郎君) 次に、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。渡辺商産大臣。

案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

戦後における我が国化学工業の発展には目覚ましいものがあり、その量的拡大はもちろんです、技術開発の進展に伴い、毎年数多くの新たな化学物質が開発されてきております。今や化学物質は、我々の身の回りのほとんどの家庭用品に使用され、国民が文化的な社会生活を営んでいくためには必要不可欠なものとなつており、また、化学物質の有効利用は、今後の我が国産業の発展を支える上で極めて重要な役割を果たしていくものと期待されます。

しかしながら、化学工業の発展は、必ずしも順調なものであつたとは言えません。昭和四十年代半ばに発生したPCB(ポリ塩化ビフェニル)による環境汚染問題は、広く産業活動あるいは国民生活に有用なものである化学物質の中、その使用を通じて環境を汚染し、ひいては人の健康を損なうおそれがあるものがあり得ることを示すとともに、我々に化学物質の安全性確保対策の確立の必要性を痛感させるものでありました。

こうした背景のもとに、昭和四十八年、世界に先駆けて化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、いわゆる化学法が制定され、自來、PCB類似の難分解性と蓄積性を有し、かつ、有害性がある化学物質による環境汚染を未然に防止するため、同法による化学物質の安全確保対策に万全を期してまいりました。

このように化学法は、化学物質の安全確保に関する国民的要請のもとに、当時の人知を結集して制定されたものでありますが、制定後十二年の間に、化学物質安全確保対策をめぐる内外の状況には、大きな変化が見られるに至つております。

すなわち、各国間の化学物質規制の態様の相違が円滑な化学製品貿易の障害となることがないよう、OECDの場でも検討が進められ、化学物質規制の国際的調和に関する勧告が取りまとめられるに至つております。

他の主要先進諸国においては、この勧告に基づく法制度を採用してきており、我が国としても、化学製品貿易の一層の円滑化を図る観点から、他の先進諸国と同様、こうした化学物質規制の国際的潮流に対応することが求められております。

また、国内においても、近年、PCBとは異なり、生物体内に蓄積する性質は有さないものの、難分解性及び有害性があるため、その製造、輸入、使用等の状況によつては、環境に残留し人の健康に係る被害を生ずるおそれがある化学物質による環境の汚染が問題となつており、こうした問題に早急に対応する必要があるところであります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。第一は、新規化学物質の事前審査の充実であります。新規に開発された化学物質について、これまでのPCB類似の性状の有無の判定に加え、蓄積性は有さないものの、難分解性及び有害性を有するかどうかの判定も行うこととし、このような性状を有する疑いのある化学物質を指定化学物質として指定することといたします。

なお、事前審査における試験項目の決定など技術的事項については、国際的動向に十分配慮して決めることとしております。第二は、事後管理制度の導入であります。指定化学物質については、製造、輸入数量の届出を義務づけ、その使用状況等から見て必要があると認めらるに至つたときは、その製造事業者等に有害性の調査を指示することができることといたします。

さらにその調査の結果、有害性が確定した化学物質で相当程度の汚染が生じていると認められるものを第二種特定化学物質として政令指定し、製造及び輸入の予定数量等の事前届出を義務づけ、環境汚染防止のための技術上の指針の公表、表示の義務づけ等の措置を講ずるとともに、環境汚染の状況によつては、製造予定数量等の変更も命令し得るようすることといたしております。以上が、本法律案の提案理由及び要旨であります。

す。何とぞ慎重に御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(下条進一郎君) 以上で趣旨説明聴取は終わりました。

本法案に対する質疑は後日行うこととし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十七分散会

二月二十日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案

一、中小企業指導法及び中小企業近代化資金等助成法の一部を改正する法律案

情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案

情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案

情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第十條第二項中「第二十八條第一項第四号」を「第二十八條第一項第一号から第三号までに掲げる業務に必要な資金若しくは同項第四号」に改め、同条第四項中「第二十八條第一項第四号」を「第二十八條第一項第一号から第三号までに掲げる業務に必要な資金、同項第四号」に改める。

第三十四條の二第二項から第四項までを削り、同条の次に次の一条を加える。

(利益及び損失の処理)

第三十四條の三 協会は、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額に政令で定める率を乗じて得た額以上の額を積立金として積み立てなければならぬ。

2 協会は、毎事業年度の損益計算上損失を生じ

たときは、前項の積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、損失の繰越欠損金として整理しなければならない。

3 前二項の規定による整理は、前条の規定による特別の勘定及びその他の一般の勘定について、それぞれ区分して行うものとする。

4 協会は、第一項の規定による積立てを行った後、なお残余があるときは、通商産業大臣の認可を受けて、その残余の額を、前条に規定する特別の勘定にあつてはプログラム作成効率化業務に係る出資者の出資に対し、その他の一般の勘定にあつては第二十八條第一項第一号から第三号までに掲げる業務(以下「特定プログラム開発業務」という。)に係る出資者の出資に対し、それぞれの出資額に応じて分配することができる。

第九部 商工委員会会議録第三号 昭和六十一年三月二十日【参議院】

第三十九條第二項中「出資者原簿には」の下に「特定プログラム開発業務に係る出資」を加える。

第四十條第一項中「第三十四條の二第二項」を「第三十四條の二に」、「その他の勘定」を「その他の一般の勘定」に、「第三十條第一項」を「特定プログラム開発業務に係る各出資者及び第三十條第一項」に改める。

第四十一條第一項第一号中「第三十四條の二第三項」を「第三十四條の三第四項」に改める。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

中小企業指導法及び中小企業近代化資金等助成法の一部を改正する法律案

中小企業指導法及び中小企業近代化資金等助成法の一部を改正する法律案

(中小企業指導法の一部改正)

第一條 中小企業指導法(昭和三十八年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「きいて」を「聴いて」に改め、同項第四号中「掲げる事業」の下に「(第七條第一

項に規定する指定法人が行う同項に規定する特定指導事業を含む。)」を加える。

第七條中「行なうときは」を「行うときは、都道府県が自ら行う事業についてはその経費の一部を、都道府県が第七條第一項の規定により指定法人に行わせる特定指導事業については当該指定法人に対しその事業につき都道府県が補助する経費の一部を」に改め、「その経費の一部を」を削り、同条を第九條とする。

第六條の次に次の二條を加える。

(指定)

第七條 都道府県知事は、次の各号に適合する者を、その申請により、当該都道府県に一を限つて指定し、その者(以下「指定法人」という。)に、当該都道府県が行う中小企業指導事業のうち特定指導事業を行わせることができる。

一 申請者が民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四條の規定により設立された法人であること。

二 申請者が当該特定指導事業を適正かつ確実に実施することができると認められる者であること。

三 申請者が次条第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

2 前項の特定指導事業とは、次に掲げる事業をいう。

一 中小企業者の依頼に応じて、電子計算機を利用して行うその経営管理に關し、経営の診断又は指導を行う事業

二 電子計算機を利用して行う中小企業者の経営管理に關し、その経営に与える影響等に関する調査及び研究並びに情報の提供を行う事業

(指定法人の義務等)

第八條 指定法人は、当該特定指導事業を、第四條第一項の規定により都道府県知事が届け出た計画に基づいて、かつ、第六條第一項の

基礎に従い、適正かつ確実に実施しなければならない。

2 都道府県知事は、指定法人が前項の規定を遵守していないと認めるときは、当該事業の改善に関する命令、前条第一項の指定の取消しその他必要な措置をとることができる。

(中小企業近代化資金等助成法の一部改正)

第二條 中小企業近代化資金等助成法(昭和三十一年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項中「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 この法律において「プログラム」とは、情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)第二條第二項に規定するプログラムをいい、「プログラム使用権」とは、プログラムを情報処理(同条第一項に規定する情報処理をいう。)のために使用する権利をいう。

第三條の見出し中「行なう」を「行う」に改め、同条第一項中「行なうときは」を「行うときは」に、「行なうのに」を「行うのに」に改め、同項第一号中「ものの設置」を「もの(次号において「近代化設備」という。)の設置又は中小企業者のプログラムであつて中小企業の近代化に著しく寄与すると認められるもの(次号において「近代化プログラム」という。)に係るプログラム使用権の取得」に改め、同項第二号中「設備で中小企業の近代化に著しく寄与すると認められるものを譲り渡し、又は貸し付ける」を「近代化設備の譲渡若しくは貸付け又は中小企業者の事業の用に供する近代化プログラムに係るプログラム使用権の提供(プログラム使用権を契約に基づき取得させることをいう。以下同じ。))の」に、「行なう」を「行う」に改める。

第四條中「一の設備」の下に、「一のプログラム使用権」を加える。

第十五條第四号中「又は貸付け」を「若しくは貸付け又はプログラム使用権の提供」に改め、

三三

「当該設備」の下に「又は当該プログラム使用権に係るプログラム」を加え、「行なう」を「行う」に、「あわせて」を「併せて」に改める。
第十七条中「行なう」を「行う」に改め、「係る設備」の下に「プログラムを記録した物を含む。」を加える。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(中小企業事業団法の一部改正)

第二条 中小企業事業団法（昭和五十五年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一号中「掲げる事業」の下に「（同法第七条第一項に規定する指定法人が行う同項に規定する特定指導事業を含む。）」を加える。

(租税特別措置法の一部改正)

第三条 租税特別措置法（昭和三十三年法律第十六号）の一部を次のように改正する。

第五十五条の四第一項の表第一号中「第二条第三項」を「第二条第四項」に改める。

（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正）

第四条 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「激甚災害を」と「激甚災害を」に、「同号に規定する設備を激甚災害を」と「激甚災害を」を「その者」に、「譲り渡し、又は貸し付けた」を「同号に規定する近代化

設備の譲渡若しくは貸付け又は近代化プログラムに係るプログラム使用権の提供を行ったに、当該設備の譲渡又は貸付けを「当該譲渡若しくは貸付け又はプログラム使用権の提供」に、「こえない」を「超えない」に改める。
（特定業種関連地域中小企業対策臨時措置法の一部改正）

第五条 特定業種関連地域中小企業対策臨時措置法（昭和五十三年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第五条中「その事業の用に供する設備の譲渡し又は貸付け」を「同号に規定する近代化設備の譲渡若しくは貸付け又は近代化プログラムに係るプログラム使用権の提供」に、「当該設備の譲渡し又は貸付け」を「当該譲渡若しくは貸付け又はプログラム使用権の提供」に改める。

二月二十五日本委員会に左の案件が付託された。

一、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第十七号）の一部を次のように改正する。

「第三章 特定化学物質に関する規制（第六條—第二十二條）」

目次中 第四章 罰則（第三十三條—第三十九條）

第五章 罰則（第三十四條—第三十九條）

「第四章 罰則（第三十三條—第三十九條）」

「第五章 罰則（第三十四條—第三十九條）」

「第六章 罰則（第四十條—第四十六條）」

「第七章 罰則（第四十七條—第五十三條）」

「第八章 罰則（第五十四條—第六十條）」

「第九章 罰則（第六十一條—第六十七條）」

「第十章 罰則（第六十八條—第七十四條）」

「第十一章 罰則（第七十五條—第八十一條）」

「第十二章 罰則（第八十二條—第八十八條）」

第一条中「難分解性等」を「難分解性」に、「その性質」を「損なう」に、「これらの性状を有する」を「解性等の性状」に、「これらの性状を有する」を「その有する性状等」に、「行なう」を「行う」に改める。

第二条の見出しを「（定義等）」に改め、同条第二項中「特定化学物質」を「第一種特定化学物質」に改め、同条第一号中「その性質」を「損なう」に改め、同条に次の四項を加える。

3 この法律において「第一種特定化学物質」とは、次の各号の一に該当し、かつ、その製造、輸入、使用等の状況からみて相当広範な地域の環境において当該化学物質が相当程度残留してあるか、又は近くその状況に至ることが確実であると見込まれることにより、人の健康に係る被害を生ずるおそれがあると認められる化学物質で政令で定めるものをいう。

一 自然的作用による化学的变化を生じにくいものであり、かつ、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある化学物質（前項第一号に該当するものを除く。）であること。

二 当該化学物質が自然的作用による化学的变化を生じやすいものである場合には、自然的作用による化学的变化により生成する化学物質（元素を含む。）が前号に該当するものであること。

4 この法律において「指定化学物質」とは、前項各号の一に該当する疑いのある化学物質（同項各号の一に該当する化学物質で第二種特定化学物質として指定されていないものを含む。）で厚生大臣及び通商産業大臣が指定するものをいう。

5 厚生大臣及び通商産業大臣は、第四条第五項に規定する試験の試験成績に基づいて前項の指定を行うものとする。

6 厚生大臣及び通商産業大臣は、第四項の規定により一の化学物質を指定化学物質として指定したときは、遅滞なく、その名称を公示しなければならない。

ればならない。

第三条第一項中「前条第二項各号のいずれにも該当しない」を「同条第一項第三号に該当する」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 第一種特定化学物質

第三条第一項中第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 第二種特定化学物質

指定化学物質（第二十五条の規定により指定を取り消されたものを含む。）

第四条第一項各号を次のように改める。

一 第二条第二項各号の一に該当するもの

二 第二条第三項各号の一に該当するもの

三 第二条第四項各号の一に該当するもの

四 第一条又は第二条に該当するかどうか明らかでないもの

第四条第二項中「前項第三号」を「前項第四号」に、「すみやかに」を「速やかに」に、「同項第一号又は第二号」を「同項第一号から第三号まで」に改め、同条第三項中「第二号第二項各号のいずれにも該当しない」を「第一項第三号に該当する」に改め、同条第五項中「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 前項の命令を定めるに当たっては、化学物質の安全性の評価に関する試験の項目の設定についての国際的動向その他化学物質の安全性の評価についての技術上の基準に関する動向に十分配慮するよう努めなければならない。

第四条第三項の次に次の一項を加える。

4 厚生大臣及び通商産業大臣は、第一項及び第二項の規定により前条第一項の届出に係る新規化学物質が第二条第三項各号の一に該当する疑いのあるものである旨の通知をしたときは、遅滞なく、当該化学物質につき同条第四項の規定

による指定をするものとする。
第五条中「第二条第二項各号のいずれにも該当しないものである旨の」を「について同条第三項又は第四項に規定する」に改める。

第三章 特定化学物質に関する規制を「第三章 第一種特定化学物質に関する規制」に改める。

第六条、第七条、第九条及び第十一条中「特定化学物質」を「第一種特定化学物質」に改める。

第十二条第一項中「特定化学物質」を「第一種特定化学物質」に改め、「製造の状況等からみてその」を削り、「前条第一項の許可を」を「同項の許可を」に改める。

第十三条、第十四条、第十五条第一項、第十七条第二項、第十八条第二項及び第十九条第一項中「特定化学物質」を「第一種特定化学物質」に改める。

第二十一条第一項第四号中「第二十四条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同条第二項中「特定化学物質」を「第一種特定化学物質」に改める。

第二十一条（見出しを含む）中「特定化学物質」を「第一種特定化学物質」に改める。

第三十九条中「又は第二十条第一項」を「第二十条第一項又は第二十六条第二項」に、「三万円」を「十万円」に改め、同条を第四十六条とする。

第三十八条中「第三十四条」を「第四十一条」に改め、同条を第四十五条とする。

第三十七条中「三万円」を「十万円」に改め、同条第三号中「第二十六条第一項若しくは第二項」を「第三十三条第一項若しくは第二項」に改め、同条を同条第四号とし、同条第二号中「第二十五条」を「第三十二条」に改め、同条を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加え、同条を第四十四条とする。

二 第二十三条第一項又は第二十六条第六項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
第三十六条中「五万円」を「二十万円」に改め、同条第一号中「許可を受けないで」を「規定に違反し

て」に改め、同条第二号中「第十五条第一項の」の下に「規定に違反して」を加え、同条を第四十三条とする。

第三十五条中「十万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「届出をしないで」を「規定に違反して」に改め、同条に次の二号を加え、同条を第四十二条とする。

三 第二十四条第一項の規定による指示に違反した者
四 第二十六条第一項又は第三項（同条第五項において準用する場合を含む）の規定に違反して第二種特定化学物質を製造し、若しくは輸入した者又は第二種特定化学物質使用製品を輸入した者

第三十四条中「三十万円」を「百万円」に改め、同条第一号中「特定化学物質」を「第一種特定化学物質」に改め、同条第三号中「許可を受けないで特定化学物質」を「規定に違反して第一種特定化学物質」に改め、同条を第四十一条とする。

第五章を第六章とする。
第三十三条中「第二十一条及び第二十三条」を「第二十一条、第二十三条第一項、第二十四条第一項、第二十六条第一項、第二十七条第一項、第二十八条第一項、第二十九条及び第三十条」に、「特定化学物質」を「第一種特定化学物質」に改め、「第二十一条の規定を」の下に、「第二種特定化学物質が使用されている次の各号に掲げる物については第二十六条第一項及び第二十八条第一項の規定を加え、」第十五条第一項及び第二十三条を「第十五条第一項、第二十七条第一項、第二十八条第一項、第二十九条及び第三十条」に改め、第四章中同条を第四十条とする。

第三十二条第一項第一号中「第二十五条第一項」を「第三十二条第一項」に、「第二十六条第一項」を「第三十三条第一項」に、「行なう」を「行う」に改め、同項第二号中「第二十三条」を「第二十七条第一項の規定による技術上の指針の公表、同条第二項若しくは第二十九条」に、「第二十五条第一項」を「第三十条の規定による指導及び助言、第三十二

条第二項」に、「第二十六条第二項」を「第三十三条第二項」に、「勧告」を「技術上の指針の公表、勧告、指導、助言」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「特定化学物質」を「第一種特定化学物質」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第三項中「又は前項第二号に規定する大臣を、」前項第二号に規定する大臣又は第二項第二号に規定する大臣」に、「又は第二十七條第二項の主務省令で定める技術上の基準又は第二十七條第二項の主務省令で定める技術上の基準」を「第二十七條第二項の主務省令で定める技術上の基準」に、「きく」を「聴く」に改め、同条を第三十九条とする。

第三十一条を第三十八条とし、第二十八条から第三十条までを七条ずつ繰り下げる。
第二十七条中「主務大臣に対し、第二十一条又は第二十三条の規定による」を「次の各号に掲げる」に改め、「こと」を「の」に、「それぞれ当該各号に掲げる大臣に対して」を加え、同条に次の各号を加え、同条を第三十四条とする。

一 第二十一条に規定する措置 主務大臣
二 第二十四条第一項に規定する指示 厚生大臣及び通商産業大臣
三 第二十六条第四項の認定 厚生大臣及び通商産業大臣
四 第二十九条の勧告 主務大臣
第二十六条第一項中「又は届出使用者」を「届出使用者又は第二十六条第一項の規定による届出をした者」に改め、同条を第三十三条とする。

第二十五条第一項中「又は届出使用者」を「届出使用者又は第二十六条第一項の規定による届出をした者」に改め、同条第二項中「第二十三条」を「第二十九条」に改め、同条を第三十二条とする。

第二十四条第一項中「附し」を付しに改め、同条を第三十一条とする。

第二十三条中「特定化学物質」を「第一種特定化学物質」に改め、同条に次の一項を加える。
2 主務大臣は、第二種特定化学物質以外の化学物質について第二條第三項の要件に該当すると

疑うに足りる理由があると認めるときは、当該化学物質による環境の汚染の進行を防止するため必要な限度において、当該化学物質の製造若しくは輸入の事業を営む者又は業として当該化学物質を使用する者に対し、当該化学物質の製造若しくは輸入の制限又は使用方法の改善に關し必要な勧告をすることができ、

第二十三条を第二十九条とし、同条の次に次の一項を加える。
（指導及び助言）
第三十条 主務大臣は、指定化学物質又は第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するため特に必要があると認めるときは、当該指定化学物質又は第二種特定化学物質の製造の事業を営む者、業として当該指定化学物質又は第二種特定化学物質を使用する者その他の業として当該指定化学物質又は第二種特定化学物質を取り扱う者に対し、その取扱いの方法に關し必要な指導及び助言を行うことができる。

第四章 第二種特定化学物質に関する規制
等
第一節 指定化学物質に関する措置
（製造数量等の届出）
第二十三条 指定化学物質を製造し、又は輸入した者は、通商産業省令で定めるところにより、指定化学物質ごとに、毎年度、前年度の製造数量又は輸入数量その他通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならない。ただし、試験研究のため指定化学物質を製造し、又は輸入したときは、この限りでない。

2 通商産業大臣は、指定化学物質ごとに、毎年度、前項の届出に係る前年度の製造数量及び輸入数量を合計した数量を公表しなければならない。ただし、一の指定化学物質につきその製造数量及び輸入数量を合計した数量が通商産業省令で定める数量に満たないときは、この限りでない。

(有害性の調査)

第二十四条 厚生大臣及び通商産業大臣は、厚生省令、通商産業省令で定めるところにより、一の指定化学物質につき、第二条第五項の試験成績その他当該指定化学物質に關して得られてゐる知見及びその製造、輸入、使用等の状況からみて、当該指定化学物質が同条第三項各号の一に該当するものであるとすれば、当該指定化学物質による環境の汚染により人の健康に係る被害を生ずるおそれがあると見込まれるため、当該指定化学物質について同項各号の一に該当するかどうかを判定する必要があると認めるに至つたときは、当該指定化学物質の製造又は輸入の事業を営む者（これらの事業を営んでいた者であつて通商産業省令で定めるものを含む。）に対し、総理府令、厚生省令、通商産業省令で定める有害性の調査（当該化学物質が継続的に摂取される場合における人の健康に及ぼす影響についての調査をいう。第三項において同じ。）を行い、その結果を報告すべきことを指示することができる。

2 厚生大臣及び通商産業大臣は、前項の報告があつたときは、その報告に係る指定化学物質が第二条第三項各号の一に該当するかどうかを判定し、その結果をその報告をした者に通知しなければならない。

3 通商産業大臣は、第一項の規定による指示に係る有害性の調査に必要な費用の關係する事業者間における負担の公平に資するため、特に必要があるとき、当該有害性の調査に要する費用の負担の方法及び割合に關する基準を定めることができる。

4 第四条第七項の規定は、第二項の規定による判定について準用する。

(指定化学物質の指定の取消し)

第二十五条 厚生大臣及び通商産業大臣は、指定化学物質が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

一 第二種特定化学物質に指定されたとき。

二 前条第一項の報告その他により得られた知見に基づき、第二条第三項各号に該当しないと認めるに至つたとき。

第二節 第二種特定化学物質に關する規制

(製造予定数量の届出等)

第二十六条 第二種特定化学物質を製造し、若しくは輸入する者又は政令で定める製品で第二種特定化学物質が使用されているもの（以下この条及び第四十二条において「第二種特定化学物質使用製品」という。）を輸入する者は、通商産業省令で定めるところにより、第二種特定化学物質又は第二種特定化学物質使用製品ごとに、毎年度、当該第二種特定化学物質の製造予定数量若しくは輸入予定数量又は当該第二種特定化学物質使用製品の輸入予定数量その他通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならない。ただし、試験研究のため、第二種特定化学物質を製造し、若しくは輸入するとき、又は第二種特定化学物質使用製品を輸入するとき、又はこの限りでない。

2 前項の規定による届出をした者は、同項の届出に係る事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

3 第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る製造予定数量又は輸入予定数量（前項の規定による変更の届出があつたときは、変更後のもの）を超えて製造し、又は輸入してはならない。

4 厚生大臣及び通商産業大臣は、第二種特定化学物質及び第二種特定化学物質使用製品の製造、輸入及び使用の状況、第二種特定化学物質に対する次条及び第二十八条の規定による措置の実施の効果等に照らし、当該第二種特定化学物質による環境の汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防止するためには、当該第二種特定化学物質の製造若しくは輸入又は第二種

特定化学物質使用製品の輸入を制限することが必要である事態が生じたときは、厚生省令、通商産業省令で定めるところにより、その旨の認定をするものとする。

5 通商産業大臣は、前項の認定があつたときは、第一項の規定による届出をした者に対し、その届出に係る製造予定数量又は輸入予定数量（第二項の規定による変更の届出があつたときは、変更後のもの）を変更すべきことを命ずることができ、この場合においては、第三項の規定を準用する。

6 第一項の規定による届出をした者は、通商産業省令で定めるところにより、第二種特定化学物質又は第二種特定化学物質使用製品ごとに、毎年度、前年度の製造数量又は輸入数量その他通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

7 第十三条第二項の規定は、第一項の政令について準用する。

(技術上の指針の公表等)

第二十七条 主務大臣は、第二種特定化学物質ごとに、第二種特定化学物質の製造の事業を営む者、業として第二種特定化学物質を使用する者その他の業として第二種特定化学物質を取り扱う者（以下この節において「取扱事業者」という。）がその取扱に係る当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するためにとるべき措置に關する技術上の指針を公表するものとする。

2 主務大臣は、前項の規定により技術上の指針を公表した場合において必要があると認めるときは、当該第二種特定化学物質に係る取扱事業者に対し、その技術上の指針を勘案して、当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するためにとるべき措置について必要な勧告をすることができる。

(表示等)

第二十八条 厚生大臣及び通商産業大臣は、第二種特定化学物質ごとに、第二種特定化学物質又は政令で定める製品で第二種特定化学物質が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項を定め、これを告示するものとする。

2 取扱事業者は、第二種特定化学物質又は前項の政令で定める製品で第二種特定化学物質が使用されているものを譲渡し、又は提供するとき、厚生省令、通商産業省令で定めるところにより、同項の規定により告示されたところに従つて表示をしなければならない。

3 厚生大臣及び通商産業大臣は、前項の規定に違反する取扱事業者があるときは、当該取扱事業者に対し、第一項の規定により告示されたところに従つて表示すべきことを勧告することができる。

附則 第四条を次のように改める。

第四条 附則第二条第四項の規定により通商産業大臣が公示した既存化学物質名簿に記載されている化学物質（この法律の施行後新たに製造又は輸入が行われることとなつた化学物質で第三条第一項第二号から第四号までに掲げる化学物質以外のものを含む。）のうち、厚生大臣及び通商産業大臣が環境庁長官の意見を聴いて特に第四条第五項に規定する試験を行う必要があると認めるものにつき、当該試験を行った場合（当該試験を行ったと同等の知見が得られた場合）を含むものは、第二条第五項の規定の適用については、当該試験の試験成績（当該試験を行ったと同等の知見が得られた場合における当該知見を含む。）は、第四条第五項の試験の試験成績とみなす。

附則 附則第五条を削る。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

二月二十八日日本委員会に左の案件が付託された。

一、中小企業の円高不況対策に関する請願（第二四七号）（第二八三号）（第二八六号）

第二四七号 昭和六十一年二月十五日受理

中小企業の円高不況対策に関する請願

請願者 長野市南長野幅下六九二ノ二長野県議会内 小林信一

紹介議員 小山 一平君

最近の外国為替市場における円相場急騰により、長野県の電気機械、精密機械等の輸出関連企業は、現在、受注・収益面などで影響をうけており、今後更に厳しい経営環境のもとにおかれることは必至である。このため、本県においては、県下中小企業の経営安定を図るため、円高対策相談窓口の設置、為替変動緊急対策資金の創設等の施策を講じており、また、政府においても中小企業国際経済調整対策特別融資制度の創設など各種施策を講じているが、今後、円高が長期化した場合には、輸出関連企業を中心に深刻な影響がでる。ついては、次の措置を早急に講ぜられたい。

一、抜本的な景気浮揚対策を講ずること。
二、中小企業国際経済調整対策特別融資制度にお

ける融資対象業種の範囲を拡大すること。
三、中小企業信用保険法に基づく不況業種の範囲を拡大すること。

第二八三号 昭和六十一年二月十七日受理

中小企業の円高不況対策に関する請願

請願者 長野市南長野幅下六九二ノ二長野県議会内 小林庄司

紹介議員 下条進一郎君

この請願の趣旨は、第二四七号と同じである。

第二八六号 昭和六十一年二月十八日受理

中小企業の円高不況対策に関する請願

請願者 長野市南長野幅下六九二ノ二長野県議会内 森田恒雄

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第二四七号と同じである。

三月五日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、航空機工業振興法の一部を改正する法律案

航空機工業振興法の一部を改正する法律案

航空機工業振興法（昭和三十三年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

「第二章 航空機工業の助成（第十一條・第十二條）を第三章 航空機工業の促進（第十三條・第十四條）に改める。」

「第二章 航空機工業の助成（第十一條・第十二條）を第三章 航空機工業の促進（第十三條・第十四條）に改める。」

「第二章 航空機工業の助成（第十一條・第十二條）を第三章 航空機工業の促進（第十三條・第十四條）に改める。」

「第二章 航空機工業の助成（第十一條・第十二條）を第三章 航空機工業の促進（第十三條・第十四條）に改める。」

「第二章 航空機工業の助成（第十一條・第十二條）を第三章 航空機工業の促進（第十三條・第十四條）に改める。」

「第二章 航空機工業の助成（第十一條・第十二條）を第三章 航空機工業の促進（第十三條・第十四條）に改める。」

「第二章 航空機工業の助成（第十一條・第十二條）を第三章 航空機工業の促進（第十三條・第十四條）に改める。」

「第二章 航空機工業の助成（第十一條・第十二條）を第三章 航空機工業の促進（第十三條・第十四條）に改める。」

間航空の用に供するもの」を加え、同条に次の一項を加える。

2 この法律で「国際共同開発」とは、本邦法人と外国法人（外国の政府機関その他の通商産業省令で定める者を含む。）とが共同して行う航空機等の設計、試作及び試験並びにこれらに付随する行為をいう。

第二章を次のように改める。

第二章 国際共同開発の促進のための措置（開発指針）

第三条 通商産業大臣は、国際共同開発を促進するため、国際共同開発の事業を行う本邦法人（以下「開発事業者」という。）に対する国際共同開発に関する基本的な指針（以下「開発指針」という。）を定めるものとする。

2 開発指針に定める事項は、次のとおりとする。

一 航空機工業及び国際共同開発の動向

二 国際共同開発の対象とすべき航空機等の種類

三 国際共同開発により達成すべき技術上の目標

四 その他国際共同開発に関する重要事項

3 通商産業大臣は、第一項の規定により開発指針を定めようとするときは、政令で定める審議会の意見を聴かなければならない。

4 通商産業大臣は、第一項の規定により開発指針を定めようとするときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（指針の改定）

第四条 通商産業大臣は、内外の経済事情の変動のため必要があるときは、開発指針を改定するものとする。

2 前条第三項及び第四項の規定は、開発指針の改定について準用する。

（指定開発促進機関に対する交付金の交付）

第五条 政府は、開発指針に即して国際共同開発を促進するため、開発事業者等（開発事業者及びその承継人をいう。以下同じ。）に対して次に掲げる助成金（以下「開発助成金」という。）の交付の事業を行う者として通商産業大臣が指定した者（以下「指定開発促進機関」という。）が当該事業を行うときは、その指定開発促進機関に対し、予算の範囲内において、その事業に必要な資金の全部又は一部に充てられるため交付金を交付することができる。

一 国際共同開発（開発指針を勧奨して通商産業大臣が定める国際共同開発の助成に関する基準に適合するものに限る。次号において同じ。）に必要な資金であつて、通商産業省令で定める用途に係るものの一部に充てられる助成金

二 国際共同開発に必要な資金（前号の助成金に係るものを除く。）に係る通商産業大臣が定める金融機関からの借入れによる債務に係る利子の額に通商産業省令で定める割合を乗じて得た金額の支払いに充てられる助成金（交付金の交付の申請及び決定）

第六条 指定開発促進機関は、前条の交付金の交付を受けようとするときは、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣に交付の申請をしなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の申請に対し、交付金の交付の決定をする場合においては、この法律及びこれに基づく命令の規定並びに予算で定める交付金の交付の目的を達成するため必要な範囲内で、条件を付することができる。

3 前二項に定めるもののほか、前条の交付金の交付に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

（交付金の目的外使用の禁止）

第七条 指定開発促進機関は、第五条の交付金を、第十四条第一項の規定により通商産業大臣の認可を受けた業務規程に従つて、開発助成金の交付の事業に使用しなければならない。

（納付金）

第八条 通商産業大臣は、指定開発促進機関に対し、開発助成金の交付を受けた開発事業者等か

ら、その交付を受けて開発された航空機等の販売その他の当該国際共同開発の事業の成果の利用により開発事業者等が得た収入又は利益（次項において「開発による収益」という。）の一部を第五条の開発助成金の交付の事業に充てるための納付金として徴収することを、開発助成金の交付の条件として定め、これに従つて当該納付金を徴収することを命ずることができる。

2 前項の納付金の額は、開発による収益の発生に対する開発助成金の寄与の程度を勘案して通商産業大臣が国際共同開発の事業の種類ごとに定める算式により算定した金額とする。

3 前条の規定は、第一項の規定により徴収した納付金について準用する。

（開発助成金の目的外使用の禁止）

第九条 開発事業者等は、交付を受けた開発助成金を、指定開発促進機関が第十四条第一項の規定により通商産業大臣の認可を受けた業務規程に基づき決定した当該開発助成金の用途その他の事項及びその決定に際し付した条件に従つて、使用しなければならない。

（開発事業者等の財産の処分の制限）

第十条 開発事業者等は、交付を受けた開発助成金を使用して行う国際共同開発の事業により取得した財産を、指定開発促進機関が第十四条第一項の規定により通商産業大臣の認可を受けた業務規程に基づき当該開発助成金の交付を決定するに際し付した条件に違反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

第三章の章名中「の助成」を「に」に関するその他の助成措置に改める。

第十一条中「航空機等の国産化を図るため」を「航空機工業の技術水準の向上に寄与する航空機等の開発を促進するため」に改める。

第十二条中「航空機等の国産化のための設備の設置」を「航空機工業の技術水準の向上に寄与する航空機等の開発の促進」に改める。

「第四章 日本航空機製造株式会社」を「第四

章 指定開発促進機関」に改める。

第十三条及び第十四条を次のように改める。

（指定）

第十三条 第五条の指定は、通商産業省令で定めるところにより、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された財団法人で開発助成金の交付の事業を行おうとするものの申請により行う。

2 通商産業大臣は、前項の申請をした者が、次のいずれかに該当するときは、その指定をしてはならない。

一 この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第二十一条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 その業務を行う役員のうち、次のいずれかに該当する者がある者

イ 第一号に該当する者

ロ 第十八条の規定による命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者

3 通商産業大臣は、第一項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 開発助成金の交付の対象となる国際共同開発の事業の選定その他開発助成金の交付の事業に係る業務（以下「助成業務」という。）の適確な実施に必要な知識及び能力を有するものであること。

二 助成業務の適確な実施に必要な経理的基礎を有するものであること。

三 その役員は、構成又は助成業務以外の業務を行つていない場合には、その業務の内容が助成業務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 その指定をすることによつて国際共同開発の効率的かつ円滑な促進を阻害することとな

らないこと。

（業務規程）

第十四条 指定開発促進機関は、助成業務の開始前に、当該助成業務に関する規程（以下「業務規程」という。）を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

一 開発助成金の交付の対象となる国際共同開発の事業の選定の基準に関する事項

二 一の国際共同開発の事業に対する開発助成金の交付の期間に関する事項

三 開発助成金の交付の申請及び決定の手続並びに交付の決定に際し付すべき条件に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、開発助成金の交付に關し必要な事項

五 第八条第一項の納付金の徴収に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

3 通商産業大臣は、第一項の認可をした業務規程が、助成業務の適確かつ公正な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

第十五条から第十九条までを削る。

第二十條中「会社は、毎營業年度の開始前に、その營業年度の『指定開發促進機關は、毎事業年度、通商産業省令で定めるところにより、』に改め、『資金計画』を削り、『定め』を『作成し』に改め、同条を第十五条とする。

第二十一条から第二十六条までを削る。

第二十七條中「会社は、毎營業年度經過後三月以内に、その營業年度の『指定開發促進機關は、毎事業年度終了後、通商産業省令で定めるところにより、』に、『及び損益計算書並びに營業報告書』を、『収支決算書及び事業報告書』に改め、『提出し』の下に、『その承認を受け』を加え、同条を第十六条とし、同条の次に次の三条を加える。

（開発促進基金）

第十七条 指定開発促進機関は、開発助成金の交付の事業に関する基金（以下「開発促進基金」という。）を設け、第五条の規定により政府から交付を受けた交付金及び第八条第一項の規定により徴収した納付金に相当する金額をこれに充てるものとする。

2 開発促進基金に係る資金に余裕が生じたときは、当該余裕金は、次の方法によらなければこれを運用してはならない。

一 国債その他通商産業大臣の指定する有価証券の保有

二 銀行その他通商産業大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金

三 信託会社又は信託業務を行う銀行への金銭信託

3 指定開発促進機関は、開発促進基金に係る経理を、通商産業省令で定めるところにより、一般の経理と区分して整理しなければならない。

（解任命令）

第十八条 通商産業大臣は、指定開発促進機関の役員が、この法律若しくはこの法律に基づく処分に違反したとき、第十四条第一項の規定により通商産業大臣の認可を受けた業務規程若しくは第十五条の規定により通商産業大臣の認可を受けた事業計画によらないで助成業務を行つたとき、又は助成業務に關し著しく不適当な行為をしたときは、指定開發促進機關に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

（役員及び職員（公務員たる性質））

第十九条 助成業務に従事する指定開發促進機關の役員又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第二十八條の見出しを（監督命令）に改め、同条第一項を次のように改める。

通商産業大臣は、指定開發促進機關が正当な理由がないのに助成業務を行わないことその他助成業務の実施を適切に行つていないことによ

り国際共同開発の促進に支障が生じていると認めるときは、指定開発促進機関に対し、助成業務を適確に遂行するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第二十八條第二項中「通商産業大臣」を「前項に定めるもののほか、通商産業大臣」に、「会社に対し、業務」を「その必要の限度において、指定開発促進機関に対し、助成業務」に改め、同条を第二十条とし、同条の次に次の二条、章名及び三条を加える。

(指定の取消し等)

第二十一條 通商産業大臣は、指定開発促進機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は一年以内の期間を定めて助成業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この章の規定に違反したとき。

二 第七條(第八條第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反して交付金又は納付金を他の用途に使用したとき。

三 第八條第一項、第十四條第三項、第十八條又は前条の規定による命令に違反したとき。

四 第十三條第二項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

五 第十四條第一項の認可を受けた業務規程又は第十五條の認可を受けた事業計画によらないで助成業務を行つたとき。

六 不正な手段により指定を受けたとき。

2 通商産業大臣は、前項に定める場合のほか、指定開発促進機関が第五條の開發助成金の交付の事業を行う必要がないと認めるに至つたときは、その指定を取り消すことができる。

(聴聞)

第二十二條 通商産業大臣は、第十八條又は前条の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対して相当な期間を置いて予告した上、聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第五章 雜則

(國への納付命令)

第二十三條 通商産業大臣は、指定開發促進機関が第六條第二項の規定に基づき付した条件に違反したとき、又は第七條(第八條第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反して交付金若しくは納付金を他の用途に使用したときは、指定開發促進機関に対し、当該交付金又は納付金の全部又は一部に相当する金額を國に納付すべきことを命ずることができる。

2 通商産業大臣は、開發事業者等が第九條の規定に違反して開發助成金を他の用途に使用したとき、又は第十條の規定に違反したときは、指定開發促進機関に対し、当該開發事業者等に交付した開發助成金の全部又は一部に相当する金額を國に納付すべきことを命ずることができる。

3 通商産業大臣は、第二十一條第一項の規定に基づき指定を取り消したときは、指定を取り消された者に対し、開發促進基金の全部又は一部に相当する金額を國に納付すべきことを命ずることができる。

4 通商産業大臣は、第二項の命令を行つた場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、通商産業省令で定めるところにより、納付の期限を延長し、又は納付の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(加算金及び延滞金)

第二十四條 指定開發促進機関は、前条第一項の規定により納付を命ぜられたときは、当該命令に係る交付金又は納付金の使用に関する違反の事実が発生した日以後の通商産業大臣が指定する日から納付の日までの日数に應じ、その命令に係る金額につき年十・九五パーセントの割合で計算した加算金を國に納付しなければならない。

2 指定開發促進機関は、前条第一項の規定による納付を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、通商産業省令で定めるところにより、納期日の翌日から納付の日までの日数に應じ、その未納付額につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を國に納付しなければならない。

3 通商産業大臣は、前二項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、通商産業省令で定めるところにより、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(強制徴収)

第二十五條 第二十三條第一項から第三項までの規定に基づき通商産業大臣が納付を命じた納付金又はこれに係る加算金若しくは延滞金は、国税滞納処分の例により、徴収することができる。

2 前項の納付金又は加算金若しくは延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

第二十九條を削る。

第三十條第一項中「会社から」を「指定開發促進機関若しくは開發助成金の交付を受けた開發事業者等から」に、「会社の営業所、事務所その他の事業場」を「指定開發促進機関若しくは開發助成金の交付を受けた開發事業者等の事務所、事業所等」に改め、「検査させ」の下に「若しくは関係者に質問させ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、開發助成金の交付を受けた開發事業者等に対しては、当該開發助成金の交付を受けて行つた業務の範囲内に限る。

第三十條を第二十六條とし、同条の次に次の二條、章名及び二條を加える。

(大蔵大臣との協議)

第二十七條 通商産業大臣は、次の場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

一 第五條第一号の基準を定めようとするとき。

二 第五條第一号又は第二号の通商産業省令を定めようとするとき。

三 第五條第二号の規定により金融機関を定めようとするとき。

四 第八條第二項の算式を定めようとするとき。

(指定開發促進機関の指定の取消しに伴う経過措置)

第二十八條 第二十一條第一項の規定により第五條の指定が取り消された場合において、通商産業大臣がその取消し後に新たな指定開發促進機関の指定をしたときは、当該取消しに係る指定開發促進機関の開發促進基金(第二十三條第三項の規定に基づき納付の命令に係る金額に相当するものを除く。次項において同じ。)その他の助成業務に係る財産は、政令で定めるところにより、新たに指定を受けた指定開發促進機関に帰属するものとする。

2 前項に定める場合のほか、第五條の指定が取り消された場合における開發促進基金その他の助成業務に係る財産の管理及び処分については、政令で定めるところにより、第八條第一項の納付金を納付した者の意見を聴いて処理するものとする。

第六章 罰則

第二十九條 偽りその他の不正の手段により交付金又は開發助成金の交付を受けた者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の場合において、情を知つて交付した者も、また同項と同様とする。

第三十條 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第七條(第八條第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反して交付金又は納付金を他の用途に使用した者

二 第九條の規定に違反して開發助成金を他の

用途に使用した者

第三十一条を次のように改める。

第三十一条 第二十一条第一項の規定による助成業務の停止の命令に違反した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第三十二条の前の見出しを削り、同条及び第三十三条を次のように改める。

第三十二条 第二十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、十万円以下の罰金に処する。

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

2 前項の規定は、国には適用しない。
第三十四条から第三十七条までを削る。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(通商産業省設置法の一部改正)

3 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二十八号の次に次の一号を加える。

二十八の二 航空機工業振興法(昭和三十三年法律第五十号)の規定に基づき、交付金を交付すること。

第七条第一項の表航空機・機械工業審議会の

項を削る。

三月七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、中小企業の円高不況対策に関する請願(第三二九号)

第三二九号 昭和六十一年二月二十四日受理

中小企業の円高不況対策に関する請願

請願者 長野市南長野町下六九二ノ二長野

県議会内 小山千春

紹介議員 夏目 忠雄君

この請願の趣旨は、第二四七号と同じである。

第二号中正誤

ペジ 段行 誤

正

元 二 終わり
八 こと法案 この法案